

令和5年度

くらしと県税



青山高原



獅子岩



四日市コンビナート



九華公園

令和5年8月発行
三重県

納税カレンダー

納期はいつ？納税はお忘れなく

月	県税	市町村税	国税
4月		固定資産税・都市計画税 第1期 軽自動車税種別割	
5月	自動車税種別割、鉦区税	軽自動車税種別割	
6月		個人住民税（個人県民税・個人市町村民税） 第1期（普通徴収分）	
7月	産業廃棄物税	固定資産税・都市計画税 第2期	所得税・復興特別所得税（予定納税） 第1期
8月	個人事業税 第1期	個人住民税（個人県民税・個人市町村民税） 第2期（普通徴収分）	
9月			
10月		個人住民税（個人県民税・個人市町村民税） 第3期（普通徴収分）	
11月	個人事業税 第2期		所得税・復興特別所得税（予定納税） 第2期
12月		固定資産税・都市計画税 第3期	
1月	県民税株式等譲渡所得割（1月10日）	個人住民税（個人県民税・個人市町村民税） 第4期（普通徴収分）	
2月		固定資産税・都市計画税 第4期	
3月	地方消費税（個人事業者分）	事業所税（個人事業者分）（3月15日）	贈与税（3月15日） 所得税・復興特別所得税（3月15日） 消費税（個人事業者分）（3月31日）

毎月	県民税利子割（翌月10日） 県民税配当割（翌月10日） 県たばこ税 ゴルフ場利用税（翌月15日） 軽油引取税	市町村たばこ税 鉦産税 入湯税 国民健康保険税 個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）（翌月10日：特別徴収分）	所得税・復興特別所得税（源泉徴収分）（原則翌月10日） 酒税 たばこ税・たばこ特別税 揮発油税・地方揮発油税 石油石炭税・石油ガス税 航空機燃料税・国際観光旅客税 電源開発促進税
随時	法人県民税 法人事業税 地方消費税（法人分） 不動産取得税 自動車税環境性能割 狩猟税	法人市町村民税 事業所税（法人分） 軽自動車税環境性能割	法人税・地方法人税 消費税（法人分） 相続税 登録免許税、印紙税 自動車重量税 地方法人特別税 特別法人事業税

- ・納期限が、土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。
- ・住民税、固定資産税、軽自動車税種別割、入湯税、国民健康保険税などの市町村税の納期については、市町の条例により定められるので、市町により違う場合があります。

も く じ

税の基本	1
三重県の台所	3
令和5年度地方税制改正の概要 (県税関係)	4
個人住民税の特別徴収について	5
税のあらまし	
県税知っ得情報！	66
こんなときはご相談ください	68
税の電子申告・電子納税	70
県税を納める場所	72
口座振替・自動払込(個人事業税・自動車税種別割)	73
ペイジーでの納付 (自動車税種別割・不動産取得税・個人事業税)	74
一括納付(自動車税種別割)	75
地方税お支払サイトでの納付(自動車税種別割)	76
スマートフォン決済アプリでの納付 (自動車税種別割・不動産取得税・個人事業税)	78
正しい申告・確かな納税	80
納税証明書・納税確認書	83
三重地方税管理回収機構の概要	86
税の窓口	87

県税の申請書がインターネットで入手できます

三重県のホームページ (<https://www.pref.mie.lg.jp>)
「申請書ダウンロード」から、様式がダウンロード
できますので、ぜひご利用ください。

自動車税種別割等の減免申請書、不動産取得税の
減額申請書、法人の事業開始等申告書、軽油引取税の
免税証交付申請書等、県税の申請書が入手できます。

個人の県民税・市町村民税(個人住民税)	6
所得税・復興特別所得税	15
個人事業税	16
法人の県民税・市町村民税(法人住民税)	19
法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税	21
法人税・地方法人税	24
県民税利子割	25
県民税配当割	26
県民税株式等譲渡所得割	26
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割	27
自動車税種別割	32
軽自動車税種別割	39
軽油引取税	41
不動産取得税	44
固定資産税	48
県固定資産税	50
都市計画税	51
事業所税	51
消費税・地方消費税	52
酒税	58
たばこ税	59
ゴルフ場利用税	60
鉱区税	61
鉱産税	61
入湯税	62
国民健康保険税	62
狩猟税	63
産業廃棄物税	64
みえ森と緑の県民税	65

税の基本

税金とは

私たちのくらしは、国や地方公共団体の活動と深くむすびついています。身近な例では、道路、上下水道、公園などの公共施設が整備され、学校、警察、消防などの公共サービスの充実が図られています。そのような国や地方公共団体が行う公共の活動に必要な経費を、私たちは「税金」という形で負担しています。つまり税金とは、「社会の一員として生活していくうえでの会費のようなもの」ということができます。

税金のはたらきとは

1 資源の配分

公共サービスを提供します。

私たちが国や地方公共団体に納めた税金は、国民全体の共通の経費として、公共事業や公共サービスの提供のために使われ、生活に必要なものを整備し、経済の健全な発展を促します。

2 所得の再分配

所得格差を小さくします。

所得税などは、所得の多い人は大きな負担に、所得の少ない人は小さな負担になる仕組みをもつ累進課税制度や各種控除制度を導入しており、社会保障制度などとともに、所得の格差を小さくするはたらきを持っています。

3 景気の調整

景気の変動をゆるやかにします。

所得税や法人税は、自動的に景気を安定化させるはたらきを持っています。

景気のよいときには、所得が増加するにつれ納める税額が大きくなり、結果として民間の投資や消費をおさえる方向に作用します。

景気の悪いときには、所得の減少に伴い納める税額も少なくなり、結果として民間の投資や消費を促す方向に作用します。

法律・条例に基づいて納める税金

わが国の憲法は、第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定めるとともに、第84条で「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定しています。つまり、私たちが納める税金は、私たちが選んだ代表による国会や地方議会で定める法律や条例の定めによってのみ、課されるということを保障したものです。このことを「租税法律(条例)主義」といいます。

税金の種類は

1 納める先による分類

国 税：国に納める税金

地方税：地方公共団体に納める税金

地方税は、さらに都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分かれます。

2 納める方法による分類

直接税：税金を納める人と負担する人が同じ税金(所得税、自動車税、固定資産税など)

間接税：税金を納める人と負担する人が異なる税金(消費税、ゴルフ場利用税、たばこ税など)

3 使いみちによる分類

普通税：税金の使いみちが特定されておらず、一般的な経費にあてる税金(自動車税、個人事業税、固定資産税など)

目的税：税金の使いみちが特定されている税金(狩猟税、入湯税など)

税の種類

国 税		地 方 税	
所 得 税		県 税	市町村税
復興特別所得税	(15P) (※4)	普 通 税	普 通 税
法 人 税	(15P)	個人の県民税	個人の市町村民税
相 続 税	(24P)	法人の県民税	法人の市町村民税
贈 与 税		県民税利子割	固定資産税
地 価 税	(※3)	県民税配当割	軽自動車税環境性能割
消 費 税	(52P)	県民税株式等譲渡所得割	軽自動車税種別割
酒 税	(58P)	個 人 事 業 税	市町村たばこ税
た ば こ 税	(59P)	法 人 事 業 税	鉱 産 税
たばこ特別税	(59P)	地 方 消 費 税	特別土地保有税
揮 発 油 税		不動産取得税	目 的 税
石油ガス税		県たばこ税	入 湯 税
航空機燃料税		ゴルフ場利用税	事 業 所 税
石油石炭税		軽油引取税	都市計画税
自動車重量税		自動車税環境性能割	水利地益税
国際観光旅客税		自動車税種別割	共同施設税
関 税		鉱 区 税	宅地開発税
と ん 税		県固定資産税	国民健康保険税
印 紙 税		目 的 税	
登録免許税		狩 猟 税	
電源開発促進税		水利地益税	
地方揮発油税		産業廃棄物税	
特別法人事業税	(※6) (21P)		
地方法人税	(24P)		
特別とん税			
森林環境税	(※7)		

- ※1 県固定資産税は、大規模な固定資産（償却資産）に課税されます。
- ※2 地方税はこれらのほか、地方公共団体が独自に創設できる法定外普通税、法定外目的税があります。三重県では、法定外目的税として産業廃棄物税を課税しています。
- ※3 地価税（国税）は平成10年以降、特別土地保有税（市町村税）は平成15年度以降、課税を停止しています。
- ※4 平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されましたが、復興特別法人税については、平成26年度改正により廃止されました。
- ※5 自動車取得税は、令和元年9月30日で廃止され、令和元年10月1日から新たに自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割（市町村税）が創設され、従来の自動車税が自動車税種別割、軽自動車税が軽自動車税種別割（市町村税）となりました。
- ※6 地方法人特別税（国税）は令和元年9月30日で廃止、特別法人事業税（国税）が創設され、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から課税されています。
- ※7 平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号）が公布され、森林環境税が令和6年度から課税されます。

■は直接税、
■は間接税です。

三重県の台所

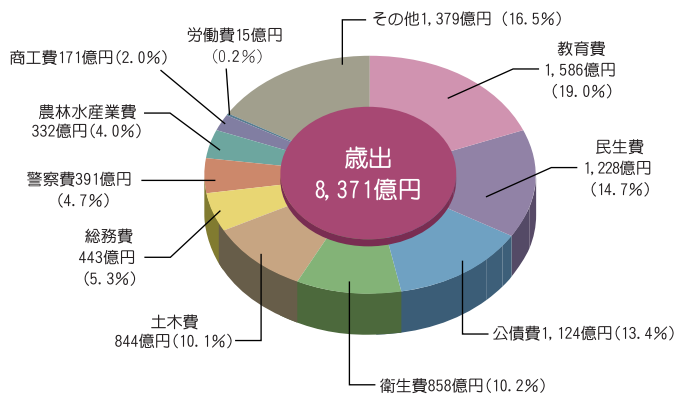
三重県ではさまざまな事業を着実に進めていくために、毎年度歳入・歳出予算を編成し、収入と支出の調整をしています。

令和5年度 一般会計当初予算

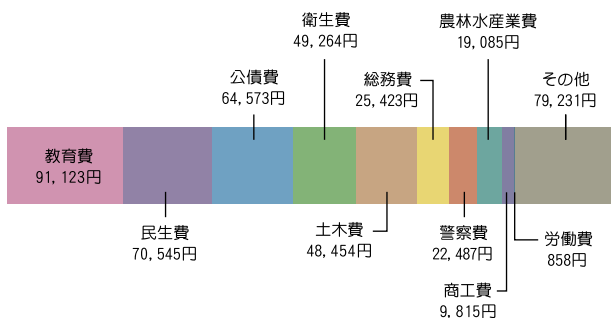
歳出予算

令和5年度当初予算は、三重の未来を創造するための実行予算として編成しました。

県民の皆さんが未来に希望をもち、幸福を感じながら、元気で安全・安心に暮らせるよう積極果敢に取り組んでいきます。



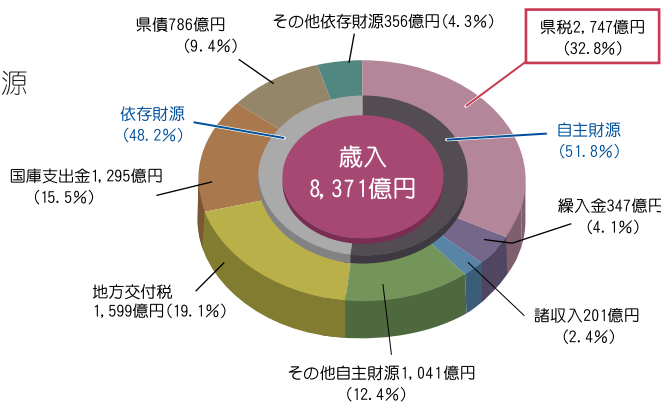
■県民一人当たり 480,857円



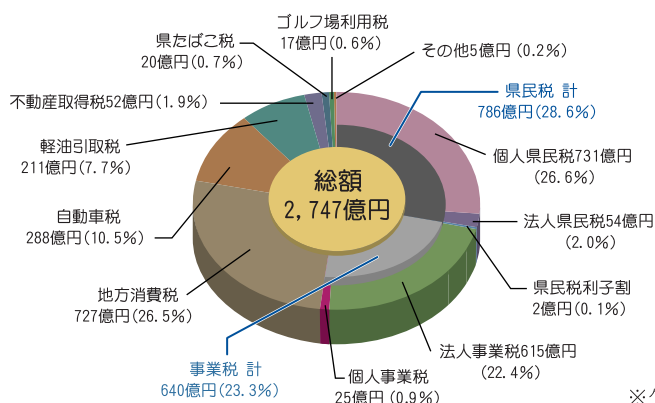
※グラフの数字は四捨五入のため、合計に合わない場合があります。
※県民一人あたりの金額は令和5年度一般会計当初予算を令和4年12月1日現在の推計人口 1,740,933 人で割ったものです。

歳入予算

みなさんに納めていただく県税は貴重な自主財源として大きな役割を果たしています。



県税の内訳



※グラフの数字は四捨五入のため、合計に合わない場合があります。

令和5年度地方税制改正の概要(県税関係)

以下の内容は、令和5年4月1日現在の法令等に基づくものです。

車体課税

1 自動車税環境性能割の税率区分の見直し

新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置きます。

そのうえで、2035年(令和17年)電動車100%(乗用車新車販売)とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げるよう見直します(※)。

※ 令和5年4月～令和5年12月末： 現行の税率区分を据置き

令和6年1月～令和7年3月末： 1段階目の引上げ

令和7年4月～： 2段階目の引上げ

2 自動車税環境性能割の先進安全技術搭載車に係る特例措置の見直し

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加したうえで、令和7年3月31日まで適用期限を延長します。

なお、側方衝突警報装置のみ、または歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキ及び側方衝突警報装置いずれも搭載したトラックについては、側方衝突警報装置が義務化される令和6年4月30日までを適用期限とします。

3 自動車税種別割のグリーン化特例

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課及び重課について、適用期限を3年延長します。

なお、営業用乗用車の軽課については、適用対象車を段階的に重点化します。

個人住民税の特別徴収について

平成 26 年度から三重県内の全市町において、地方税法第 41 条、第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 第 1 項の規定により、特別徴収義務者の指定を徹底しています。

パート・アルバイト等に関わらず、所得税を源泉徴収しなければならない従業員の方は、すべて特別徴収となります。(退職者等一部例外を除く)

1 特別徴収の対象になる人

令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日までの間に給与の支払を受けた方で、かつ令和 5 年 4 月 1 日現在において、特別徴収義務者から給与の支払を受けている方が対象となります。

2 特別徴収の対象外となる場合について

退職者及び給与から個人住民税を控除出来ない月が発生した場合など、特別徴収から普通徴収に切り替える必要が生じた場合は、異動届により報告をお願いします。

なお、「事務員が不足している」、「事務が煩雑になる」などの理由により、普通徴収にすることは出来ません。

3 納入期限にご注意ください

税額決定通知書が届いた事業者につきましては、個人住民税の特別徴収義務者となり、納入期限を過ぎますと、督促状が送付されます。督促状が届いても納入がない場合は、事業者に対して滞納処分を行う場合がありますので、ご注意ください。

※事務手続きについて、不明な点がございましたら、従業員が居住する市町村の個人住民税担当課までご連絡ください。

個人住民税特別徴収 Q&A

Q 1 特別徴収のメリットは？

A 1 従業員（納税義務者）の方にとって、金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納になる心配がありません。

また、特別徴収では、納期が年 12 回となり、普通徴収に比べて 1 回あたりの納税額が少なくなります。

Q 2 事業所として手間が増えるし、どうしても特別徴収しなければいけないの？

A 2 事務量の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。指定された特別徴収義務者が、納入すべき個人住民税を納入しない場合には、罰則規定も設けられていますので、地方税法の趣旨に沿った適切な特別徴収義務を果たしていただきますようお願いいたします。

個人の県民税・市町村民税（個人住民税）



この税金は、「住民である」ということに課され、個人の県民税と市町村民税をあわせて一般に「個人住民税」と呼んでいます。県や市町で行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、そこに住む住民に分担してもらうことにより、地方自治への関心を高め、みんなの力で郷土をもり立てていこうという意味で設けられたものです。

個人の県民税は、納税者や税額計算のもととなる所得金額などが同じであるため、納税者の方に便利のように、市町が個人の市町村民税とあわせて課税し、住民に一括して納めていただく制度になっています。^(※1)

個人住民税は、所得金額にかかわらず定額^(※2)で課税される「均等割」、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があります。

^(※1) 令和6年度から導入される「森林環境税（国税）」は、国内に住所を有する個人に対して課税され、市町において、個人住民税とあわせて年額1,000円が課税されます。

^(※2) 市町の条例により軽減される場合があります。

1 納める方は

区 分	均等割	所得割
1月1日現在で県内、市町内に住所がある方	○	○
1月1日現在で県内、市町内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方で、その市町内に住所のない方	○	×

●課税されない場合（非課税）は

(1) 均等割、所得割とも非課税の場合

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方。
- ② 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額^(※1)が135万円以下の方。
- ③ 前年の合計所得金額が市町の条例で定める額以下の方。

(2) 所得割が非課税の場合

前年の総所得金額等^(※2)が、35万円に本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計人数を乗じて得た金額+42万円以下の方。

ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合は45万円以下の方。

^(※1) 損失の繰越控除等を差し引く前の所得をさします。

^(※2) 損失の繰越控除等を差し引いた後の所得をさします。

2 納める額は

●均等割

	県民税均等割	市町村民税均等割	合計
従来の税額	1,000円	3,000円	4,000円
みえ森と緑の県民税（注1） （平成26年度～）	1,000円	—	1,000円
臨時特例措置（注2） （平成26年度～令和5年度）	500円	500円	1,000円
合計 （平成26年度～）	2,500円	3,500円	6,000円

（注1）「みえ森と緑の県民税条例」の規定により、平成26年度から個人県民税に対して標準税率に超過税率1,000円が加算されています。

（注2）「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の規定により、平成26年度から令和5年度までの間、個人県民税及び個人市町村民税に対して標準税率からそれぞれ500円引き上げられています。

●所得割

（前年の総所得金額等－所得控除額）× 税率10%^(※)－税額控除額

（※）税率10%のうち県民税は4%、市町村民税は6%です。なお、分離課税分に関しては、その他の税率が適用されます。

3 申告と納税は

● 申 告

毎年3月15日までに前年1年間の所得等について、1月1日現在の住所地の市町へ申告します。
ただし、給与所得または、公的年金等に係る所得だけの方や所得税の確定申告書を提出された方は、個人住民税の申告書を提出する必要はありません。

● 納 税

- ・給与所得者…6月から翌年5月までの毎月の給与等から差し引いて、給与支払者が納めます。
- ・年金所得者^(※)…4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月に支給される年金から差し引いて、年金支払者が納めます。

(※)4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税を納める義務がある方が対象です。

ただし、次の方については対象となりません。

・介護保険料が年金から引き落としされていない方。

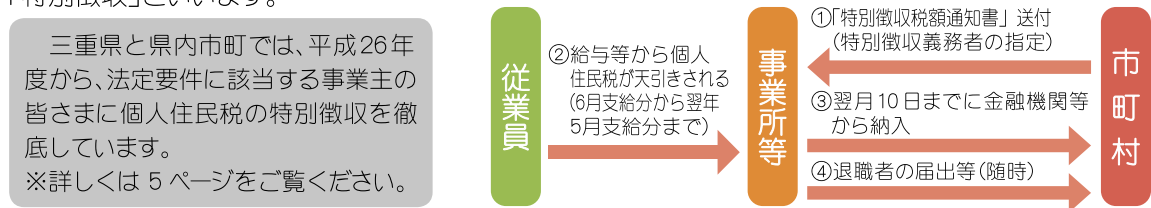
・引き落としされる個人住民税の額が老齢基礎年金等の額を超える方など。

- ・上記以外の所得者…市町から送付される納税通知書で、6月・8月・10月・1月の4回に分けて納めます。

● 特別徴収について

事業所等に勤務されている方の個人住民税(県民税+市町村民税)は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまが給与等から天引きしていただいた上で、課税した市町村に納入していただくことが必要です。このような仕組みを「特別徴収」といいます。

個人住民税の特別徴収制度の概要



● 所得金額とは

前年の所得を、給与、利子、事業など所得の発生別に10種類に分けて、1年間の収入金額から必要経費等の額を差し引いた金額のことです。

なお、給与所得や公的年金に係る雑所得、退職所得には、必要経費に相当するものとして給与所得控除、公的年金等控除、退職所得控除があります。

表1

所得の種類		所得金額の計算方法(あらまし)	摘要
利子所得	日本国外の銀行等に預けた預金の利子など	(収入金額)	
配当所得	株式や出資の配当など	(収入金額) - (元本の取得に要した負債の利子)	
不動産所得	地代・家賃など	(総収入金額) - (必要経費)	
事業所得	農業などの事業から生ずる所得	(総収入金額) - (必要経費)	
給与所得	サラリーマンの給料など	(収入金額) - (給与所得控除額) ^(※)	表2、表3参照
退職所得	退職手当、一時恩給など	{(収入金額) - (退職所得控除額)} × 1/2	14ページ参照
山林所得	山林(立木)の伐採や、売ったときの所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)	
譲渡所得	資産の譲渡による所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)	土地・建物等以外の長期の譲渡所得は1/2が課税対象
一時所得	クイズの賞金など	(総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - (特別控除額)	1/2が課税対象
雑所得	他の所得に当てはまらないもの(公的年金、その他)	公的年金…(公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額) その他…(総収入金額) - (必要経費)	表4参照

(※)ただし、給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、特定支出の額の合計額のうちその年中の給与所得控除額の2分の1を超える部分の金額を、収入金額から控除することができる。

表2 給与所得控除額の算出方法（速算表）

給与等の収入金額	給与所得控除額
	令和5年分
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円（上限）

（注）実際には、給与等の収入金額が660万円未満の場合は所得税法別表第五によります。

表3 所得金額調整控除

次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

	適用対象者	控除額
1	給与等の収入金額が850万円を超える者で次のいずれかに該当する場合 ア 本人が特別障がい者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ 特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族を有する	(給与等の収入金額－850万円)×10% ※給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、(1,000万円－850万円)×10%
2	給与所得控除後の給与等の金額(A)及び公的年金等に係る雑所得の金額(B)がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者	(A(10万円超の場合は10万円)+B(10万円超の場合は10万円))－10万円 ※上記1の所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の金額から控除

表4 公的年金等控除額の算出方法（速算表）

年齢区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額		
		令和5年分		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上の方	330万円未満	110万円	100万円	90万円
	330万円以上410万円未満	(A)×25%+27万5千円	(A)×25%+17万5千円	(A)×25%+7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+68万5千円	(A)×15%+58万5千円	(A)×15%+48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×5%+145万5千円	(A)×5%+135万5千円	(A)×5%+125万5千円
	1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円
65歳未満の方	130万円未満	60万円	50万円	40万円
	130万円以上410万円未満	(A)×25%+27万5千円	(A)×25%+17万5千円	(A)×25%+7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+68万5千円	(A)×15%+58万5千円	(A)×15%+48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×5%+145万5千円	(A)×5%+135万5千円	(A)×5%+125万5千円
	1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円

（注1）公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

（注2）年齢は、令和5年12月31日現在の年齢によります。

●所得控除

納める方に、扶養親族が何人いるのか、病気や災害などによる出費があったかなど、個人的な事情を考えて、税負担を求めるために設けられています。

種 類	R5年度個人住民税の所得控除額			(参考)R5年分の所得税の所得控除額						
雑 損 控 除	①か②のいずれか多い額(保険金等の補てん額除く) ①差引損失額－(総所得金額等×10%) ②①の差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円			同左 (注)総所得金額等により控除額に差が生ずることがあります。						
医 療 費 控 除	{ R4年中に支払った医療費 10万円又は (保険金等の補てん額除く) － 総所得金額等の5% のいずれか少ない金額 }			同左 (注)総所得金額等により控除額に差が生ずることがあります。 (R5年中に支払った医療費の額で計算) (注)セルフメディケーション税制あり (従来の医療費控除と選択)						
社会保険料控除	R4年中に支払った額			R5年中に支払った額						
小規模企業共済等掛金控除	R4年中に支払った額			R5年中に支払った額						
生命保険料控除	適用限度額7万円	一般の生命保険料	新生命保険料	最高	28,000円	適用限度額12万円	一般の生命保険料	新生命保険料	最高	40,000円
			旧生命保険料	〃	35,000円			旧生命保険料	〃	50,000円
			新生命保険料と旧生命保険料の両方	〃	28,000円			新契約と旧契約の双方に加入している場合は、別添「タックスアンサー」のとおり、最高5万円になるケースもあります。		
		介護医療保険料		〃	28,000円		介護医療保険料		〃	40,000円
	個人年金保険料		新個人年金保険料	〃	28,000円	個人年金保険料		新個人年金保険料	〃	40,000円
		旧個人年金保険料	〃	35,000円			旧個人年金保険料	〃	50,000円	
		新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方	〃	28,000円			新契約と旧契約の双方に加入している場合は、別添「タックスアンサー」のとおり、最高5万円になるケースもあります。			

No.1140 生命保険料控除

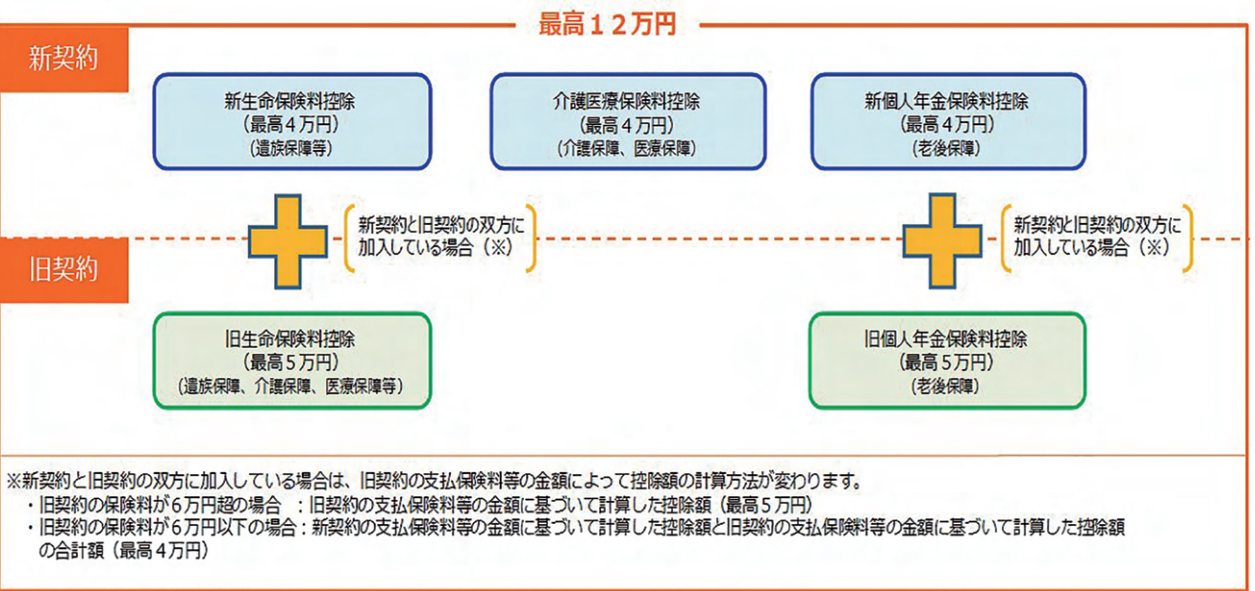
[令和4年4月1日現在法令等]

1. 生命保険料控除の概要

納税者が生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料(コード1141)を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを生命保険料控除といいます。

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。

なお、保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。



2. 生命保険料控除額の金額

(1)新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

新契約に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

- (注)
- 支払保険料等とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいいます。
 - 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等が各保険料控除に適用されます。
 - 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。
 - その年に受けた剰余金や割戻金がある場合には、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの保険料等の金額から差し引きます。

(2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

旧契約に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

(注)

- 旧契約に基づく「いわゆる第三分野とされる保険(医療保険や介護保険)の保険料」も、旧生命保険料となります。
- 支払保険料等とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいいます。

(3) 新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額

① 一般の生命保険料控除の控除額

- 旧生命保険料控除の年間支払保険料等の金額が6万円を超える場合
旧生命保険料控除の年間支払保険料等の金額について(2)で計算した金額(最高5万円)
- 旧生命保険料控除の年間支払保険料等の金額が6万円以下の場合
新生命保険料控除の年間支払保険料等の金額について(1)で計算した金額と旧生命保険料控除の年間支払保険料等の金額について(2)で計算した金額の合計額(最高4万円)

② 個人年金保険料控除の控除額

- 旧個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額が6万円を超える場合
旧個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額について(2)で計算した金額(最高5万円)
- 旧個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額が6万円以下の場合
新個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額について(1)で計算した金額と旧個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額について(2)で計算した金額の合計額(最高4万円)。

(4) 生命保険料控除額

(1)～(3)による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。なお、この合計額が12万円を超える場合には、生命保険料控除額は12万円となります。

3. 生命保険料控除を受けるための手続

生命保険料控除を受ける場合には、確定申告書の生命保険料控除の欄に記入するほか、支払金額や控除を受けられることを証明する書類又は、電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)を確定申告書に添付するか又は確定申告書を提出する際に提示してください。ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等で年間保険料が9千円以下のものと年末調整の際に控除を受けたものは、その必要がありません。

(所法76、120、所令262、平成29年国税庁告示10号)

【参考】 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1140.htm>

種 類	R5年度個人住民税の所得控除額	(参考)R5年分の所得税の所得控除額
地震保険料控除	①地震保険料 最高25,000円 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った保険料が} \\ 50,000\text{円以下:支払った金額} \times 1/2 \\ 50,000\text{円超:} 25,000\text{円} \end{array} \right)$ ②平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(地震保険料にかかるものは除く)に係る経過措置 旧長期損害保険料 最高10,000円 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った保険料が} \\ 5,000\text{円以下:支払った金額} \\ 15,000\text{円以下:支払った金額} \times 1/2 + 2,500\text{円} \\ 15,000\text{円超:} 10,000\text{円} \end{array} \right)$ ①と②の双方がある場合は、それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)	①地震保険料 最高50,000円 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った保険料が} \\ 50,000\text{円以下:支払った金額} \\ 50,000\text{円超:} 50,000\text{円} \end{array} \right)$ ②平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(地震保険料にかかるものは除く)に係る経過措置 旧長期損害保険料 最高15,000円 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った保険料が} \\ 10,000\text{円以下:支払った金額} \\ 20,000\text{円以下:支払った金額} \times 1/2 + 5,000\text{円} \\ 20,000\text{円超:} 15,000\text{円} \end{array} \right)$ ①と②の双方がある場合は、それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高50,000円)
寄附金控除	※平成21年度分から税額控除に移行	特定寄附金の額の合計額(注) - 2,000円 (注)総所得金額等の40%相当額を限度とする。 ※上記の算式中の寄附金には、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人寄附金特別控除、及び公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けることを選択した寄附金は含まれない。
障がい者控除	障がい者1人につき26万円 (特別障がい者の場合は、30万円) (同居特別障がい者の場合は、53万円)	27万円 (40万円) (75万円)
寡婦控除 (注4)	本人が寡婦 26万円	27万円
ひとり親控除 (注5)	本人がひとり親 30万円	35万円
勤労学生控除	本人が勤労学生 26万円	27万円
配偶者控除	一般の配偶者 最高33万円 70歳以上の配偶者 最高38万円	※次ページの表をご覧ください。
配偶者特別控除	最高33万円(配偶者の所得に応じて調整)	
扶養控除	一般の扶養親族 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)33万円	38万円
	特定扶養親族 (19歳以上23歳未満の扶養親族)45万円	63万円
	70歳以上の扶養親族 38万円	48万円
	70歳以上同居老親等扶養親族 45万円	58万円
基礎控除	合計所得金額が 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円	合計所得金額が 2,400万円以下 48万円 2,400万円超2,450万円以下 32万円 2,450万円超2,500万円以下 16万円 2,500万円超 0円

(注1) 令和5年度の個人住民税は令和4年中の所得にかかります。

(注2) 「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(注3) 上記表の寡婦控除から扶養控除までは所得要件等があります。

(注4) ひとり親に該当しない者で、合計所得金額が500万円以下である等の要件があります。

(注5) ひとり親とは、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、①その者と生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限ります。)を有すること、②合計所得金額が500万円以下であること、③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことの要件を満たす者をいいます。

●配偶者控除・配偶者特別控除早見表

	配偶者の合計所得金額	R5年度個人住民税の所得控除額			(参考)R5年分の所得税の所得控除額		
		納税者本人の合計所得金額			納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円

(注) 配偶者特別控除は、納税義務者の前年(所得税の場合はその年)の合計所得額が1,000万円以下で納税義務者と生計を一にしていること、また、対象となる配偶者が他の納税義務者の扶養親族となっていないことなどの条件を満たした場合に限り、適用されます。

●税額控除とは

税額を算出したのちにその税額から差し引く額のこと、個人住民税には次のものがあります。

(1) 調整控除

平成19年度の税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額*の差に基づく負担増を調整するため、次の額が控除されます。

ただし、合計所得金額が2,500万円を超える方は適用されません。

①個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の方

アとイのいずれか小さい額の5%

ア 人的控除額の差の合計額

イ 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が200万円を超える方

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

※人的控除額とは障がい者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除の額をいいます。

(2) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年12月末までに入居した方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、一定の範囲内で控除しきれなかった額が控除されます。

(3) 配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合には、一定の方法により計算された金額が控除されます。(上場株式等の配当所得を分離課税として申告した場合を除く。)

(4) 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や個人住民税に相当する税金を課税された場合には、一定の方法により計算された金額が控除されます。

(5) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

納税義務者が配当割額又は株式等譲渡所得割額を課されたときは、申告書を提出することにより、その額が控除されます。

(6) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部に対する寄附金又は県やお住まいの市町の条例で指定した寄附金を支出した場合は、一定の方法により計算された金額が控除されます。

〔都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)〕

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から全額控除されます。

- | | |
|---|---|
| ① | 所得税・・・(寄附金(※1)－2千円)を所得控除(所得控除額×所得税率(0～45%(※2))が軽減) |
| ② | 個人住民税【基本分】・・・(寄附金(※1)－2千円)×10%を税額控除 |
| ③ | 個人住民税【特例分】・・・(寄附金－2千円)×(100%－10%【基本分】－所得税率(0～45%(※2)))を税額控除(所得割額の2割を限度) |

(※1)対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税【基本分】は総所得金額等の30%が限度となります。

(※2)平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率となります。

〔県が条例で指定した寄附金〕

◎所得税の控除対象となる寄附金^(※)(国に対する寄附金・政党等に対する政治活動に関する寄附金は除く)のうち、

- 1 三重県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- 2 三重県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校を設置するものに対する寄附金
- 3 三重県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉事業を行うものに対する寄附金
- 4 三重県知事又は三重県教育委員会の許可を受けた特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(※)

1	指定寄附金(所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金)	6	学校法人に対する寄附金
2	独立行政法人に対する寄附金	7	社会福祉法人に対する寄附金
3	地方独立行政法人に対する寄附金	8	更生保護法人に対する寄附金
4	特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金	9	認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
5	公益社団・財団法人に対する寄附金	10	認定NPO法人に対する寄附金 (当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められたものを除く。)

◎認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち住民福祉の増進に寄与する寄附金として別に条例で定めるもの。(所得税の控除対象にはなりません。)

個人市町村民税の控除対象寄附金についても、各市町の条例により指定されているものがあります。詳しくは住所地の市町にお問い合わせください。

●配偶者の給与収入

配偶者がパートやアルバイトをして得た収入は給与所得となり、個人住民税や所得税は下の表のとおり取り扱うことになります。表は三重県内に居住する、扶養親族等のない配偶者の場合です。

なお、内職所得者等についても、必要経費として55万円まで認められる場合があります、その場合には、下記の表を参考にしてください。

給与年収	配偶者本人に税金がかかるかどうか			納税者本人が配偶者控除を受けられるかどうか	
	個人住民税		所得税	個人住民税	所得税
	均等割	所得割			
100万円以下	市町により異なる	かからない	かからない	受けられる	受けられる
100万円超 103万円以下	ことがありますので市町にお問い合わせください。	かかる	かからない	受けられる	受けられる
103万円超		かかる	かかる	受けられない	受けられない

(※)給与年収が201万5999円以下の方は、配偶者特別控除を受けられる場合があります。

●パート収入がある場合の税金の計算例

パート年収 150万円(令和4年、令和5年の年収を同額とします。)

住 所 三重県四日市市

夫と同居の妻

(1) 個人住民税(令和4年の所得に応じて令和5年度に納める分)

所得割 150万円 - 55万円(給与所得控除) - 43万円(基礎控除) = 52万円

県 民 税 52万円 × 4% - 1,000円(調整控除) = 19,800円…①

市町村民税 52万円 × 6% - 1,500円(調整控除) = 29,700円…②

均等割 県 民 税 2,500円……③

市町村民税 3,500円……④

税 額 ①+②+③+④ **55,500円**

(2) 所得税及び復興特別所得税(令和5年の所得に応じて令和5年分として納める分)

所得税 150万円 - 55万円(給与所得控除) - 48万円(基礎控除) = 47万円

47万円 × 5% = 23,500円…①

復興特別所得税 23,500円 × 2.1% = 493円…②

税 額 ①+② **23,900円**(100円未満端数切捨て)

●退職所得とは

退職金などの支給による所得で、他の所得とは別に個人住民税を計算し、支払いを受けるときに差し引かれます。

〔税金の算出方法〕

(収入金額 - 退職所得控除額^(注1)) × 1/2^(注2) × 個人住民税の税率(10%) = 税額

(注1) 退職所得控除額

勤続年数	控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

(※)障がい者になったことに直接基因して退職した場合には、上表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

(注2) 役員等としての勤続年数が5年以下の役員等の退職金については、適用がありません。

(注3) 令和4年1月1日以後、勤続年数が5年以下の役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については適用がありません。

●退職金にかかる個人住民税の計算例

退職金額 2,000万円

勤続年数 35年

住 所 三重県鈴鹿市

(2,000万円 - 1,850万円^(※)) × 1/2 × 10%(県民税4%、市町村民税6%) = 75,000円

(※) 70万円 × (35年 - 20年) + 800万円

●年の途中で退職したとき

退職したことによって特別徴収ができなくなった残りの個人住民税は、次の場合のほかは、普通徴収により納めます。

①新しい会社に再就職した方で、引き続き特別徴収を申し出た場合

②6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残りの税額を退職金などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合

③翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、5月31日までの間に支払われる予定の退職金などが残りの税額をこえる場合で、①に該当しない方の場合

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、その方の1年間のすべての所得から所得控除を差し引いた残りの金額（課税される所得金額）に税率を適用して、税額を計算します。

1 納める額は

$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{控除額}$

課税される所得金額

(注) 課税される所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

例 「課税される所得金額」が650万円の場合の税額
 $6,500,000 \text{円} \times 20\% - 427,500 \text{円}$
 $= 872,500 \text{円}$

課税される所得金額	税率	控除額
1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

2 申告と納税は

所得税は、1年間の所得金額と納めるべき税額を計算し、翌年2月16日から3月15日までの間に申告し、納税することになっています。この申告を「確定申告」といいます。

確定申告書の作成には、国税庁の「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax」をぜひご利用ください。自宅で簡単に申告書が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページ〔<https://www.nta.go.jp>〕やe-Tax ホームページ〔<https://www.e-tax.nta.go.jp>〕をご覧ください。

●確定申告をしなければならない方

(1) 一般の方の場合

所得金額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、及び年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方（控除しきれなかった外国税額控除の額、源泉徴収税額または予定納税の額がある場合を除きます。なお、この取扱いは確定申告書の提出期限が令和4年1月1日以降となる確定申告書について適用されます。）なお、公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

(2) 給与所得がある方の場合

給与所得者は、年末調整によって所得税額の精算が行われますので、一般的には確定申告の必要はありません。ただし、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- 主な例
- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ② 給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額が20万円を超える方。

●確定申告をすると所得税が還付される場合は

給与所得がある方で、確定申告をする義務のない方でも、一定の条件を満たせば、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- 主な例
- ① マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
 - ② 1年間に多額の医療費を支払った場合
 - ③ 災害や盗難にあった場合
 - ④ 年の途中で退職し、再就職していない場合

●税額控除

所得税においても、配当控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除、外国税額控除等がありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。

●復興特別所得税

基準所得税額×2.1%

- 課税対象年分 平成25年から令和19年までの各年分
- 基準所得税額 その年分の所得税において、外国税額控除を控除する前の所得税額

(注) 給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されています。

商店や飲食店など個人で事業を行っている方に、事業を行う際に利用する各種の行政サービスに必要な経費を分担していただくとするものです。

1 納める方は

県内に事務所・事業所を設け、下記の表の事業を行う個人です。(事務所・事業所を設けないで事業を行う場合は、個人の住所、またはもっとも関係の深い場所が、事務所・事業所になります。)

2 納める額は

区 分	事業の種類	税率
第1種事業 (37業種)	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶定係場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業(第3種事業以外のもの)、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業	5%
第2種事業 (3業種)	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として、自家労力を用いて行うものを除く。)	4%
第3種事業 (30業種)	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業(銭湯)、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業	5%
	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業	3%

●税額の計算方法

事業所得及び不動産所得 + 青色申告特別控除額 - 各種控除額 - 事業主控除額 = 課税標準額
課税標準額 × 税率 = 税額

(注)個人事業税では、「青色申告特別控除」の適用はありませんので、所得金額に加算します。

3 申告と納税は

●申 告

個人の事業税の申告は、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出する場合は、必要ありませんが、この場合には、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」に記入もれのないようにしてください。

申告期限は3月15日ですが、年の途中で事業をやめた場合や法人に切り替えた場合等には、廃止の日から1か月以内(納税義務者の死亡により事業を廃止したときは4か月以内)に、その年の1月1日から事業廃止の日までの所得について、申告します。

●納 税

第1期は8月に、第2期は11月に納めていただくよう、納税通知書(納付通知書)をお送りします。
ただし、税額が1万円以下の方については、8月の第1期に全額分の納税通知書をお送りします。
なお、これと異なる納期で納税通知書をお送りする場合があります。

●口座振替制度

個人事業税には、「安全・便利・確実」な口座振替制度があります。

口座振替制度をご利用いただく場合は、所定の用紙に必要事項を記入していただき、県税事務所へお出しください。

●事業の所得とは

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた所得で、事業の総収入金額から必要経費を控除して計算します。

この計算方法は、原則として、所得税(国税)の事業所得、不動産所得と同じです。

●所得の計算上控除されるもの

(1)事業専従者控除

事業を行う方と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する方がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

- ・青色申告……青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- ・白色申告……事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額
 - ①50万円(事業専従者が配偶者の場合には86万円)
 - ②事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)

(2)各種控除

①損失の繰越控除(青色申告者のみ)

青色申告者で、事業の所得が損失(赤字)となった場合は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除ができます。※

②被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などによって事業用資産が損失を受けた場合は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除ができます。※

③事業用資産の譲渡損失の控除および譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた車両、機械、器具などを譲渡したために生じた損失額について、事業による所得の計算上控除することができます。青色申告者については、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除ができます。

※特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失の場合は、5年間に延長されます。

(3)事業主控除 年290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)

税負担能力が比較的弱いといわれている個人事業主のために設けられた制度で、事業主の給与相当分を含んだ基礎控除的なものといわれています。

●不動産貸付業・駐車場業は

不動産貸付業・駐車場業としての課税は、下記の認定基準により認定を行い、貸付不動産の規模、賃貸料収入及び管理等の状況などを総合的に勘案して行います。

種類・用途等				貸付件数等
※不動産貸付業	建物	住 宅	一戸建住宅	10棟以上
			上記以外の住宅(アパート・貸間等)	10室以上
		住 宅 以 外	一戸建のもの	5棟以上
			上記以外のもの(貸店舗・貸事務所等)	10室以上
	土地	住宅用土地の貸付け		契約件数 10件以上又は貸付総面積 2,000㎡以上
		住宅用以外の土地の貸付け		契約件数 10件以上
駐車場業	駐車場	建築物・機械式		駐車可能台数を問いません
		青空・ピロティー式		駐車可能台数 10台以上又は駐車面積 300㎡以上

※上記の基準未満であっても、①または②の要件を満たす場合には、不動産貸付業に該当します。

①種類の違う不動産(アパートと一戸建住宅など)を併せて貸付けをし、「室数」「棟数」「土地の契約件数」の合計が 10 以上のもの

②建物の貸付けに係る延べ床面積が 850 ㎡以上であり、かつ、建物の貸付けに係る収入金額が年額 1,000 万円を超えるもの

(注)

- 1 建物は空室も含みます。
- 2 共有物件は、持分にかかわらず共有物件全体の貸付状況(件数、面積および収入)により認定し、税額は申告された個々人の所得により計算します。
- 3 劇場、映画館、ゴルフ練習場等の競技、遊技、娯楽集会等のための基本設備を施した不動産を貸付けている場合は、事業として取り扱われます。
- 4 確定申告書の決算書、収支内訳書には、貸付契約ごとに貸付面積、賃貸料等を記載してください。
- 5 確定申告書の収支内訳書の「貸付不動産の保有状況」欄は必ず記載してください。
- 6 現状が駐車場であっても、土地所有者が駐車場の管理行為を行っていない場合は「土地」の貸付に該当します。

●経費としての扱いは

個人事業税の納税額は所得税法上の必要経費として認められます。

法人の県民税・市町村民税（法人住民税）



県内に事務所、事業所などを有している法人にかかるもので、一般に「法人住民税」といわれます。これには、県民税と市町村民税の二つがあり、それぞれ「均等割」と「法人税割」とがあります。この税金は、法人の定めた計算期間ごとに、その間の税額を自ら計算して、県民税は事業税とともに県税事務所に、市町村民税は市町に申告し、納めます。

1 納める方は

法人等の区分	均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所がある法人	○	○
県内に事務所又は事業所はないが、寮等がある法人	○	×
県内に事務所、事業所又は寮等がある、法人でない社団又は財団 ^(※1)	○	○
県内に事務所、事業所がある収益事業を行っていない公益法人等 ^(※2)	○	×

(※1) ただし、収益事業を行っていない場合は、非課税となります。

(※2) 三重県県税条例により、要件に該当する場合、「均等割」が減免される制度があります。

2 納める額は

●均等割

法人等の区分		市町村民税	県民税 ^(※2)	みえ森と緑の 県民税	県民税合計
資本金等の額 ^(※1)	市町内の従業者数				
50億円超	50人超	300万円	80万円	8万円	88万円
	50人以下	41万円			
10億円超～50億円以下	50人超	175万円	54万円	5万4千円	59万4千円
	50人以下	41万円			
1億円超～10億円以下	50人超	40万円	13万円	1万3千円	14万3千円
	50人以下	16万円			
1千万円超～1億円以下	50人超	15万円	5万円	5千円	5万5千円
	50人以下	13万円			
1千万円以下	50人超	12万円	2万円	2千円	2万2千円
	50人以下	5万円			
上記以外の法人等		5万円	2万円	2千円	2万2千円

(※1) 資本金等の額について、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、無償増減資等の調整を行った場合は、調整後の金額になります。さらに、調整後の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、均等割の税率区分における資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額になります。(※詳細は23ページをご覧ください。)

(※2) 「みえ森と緑の県民税条例」の規定により、平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から、法人県民税均等割額の10%相当額が加算されています。(詳しくは65ページをご覧ください。)

●法人税割（平成26年10月1日～令和元年9月30日に開始する事業年度）

法人等の区分	県民税	市町村民税 ^(※2)			
		右記以外の市町	四日市市・鈴鹿市	津市・名張市・菰野町	尾鷲市
以下の①～③いずれかの法人 ①資本金の額(出資金の額)が1億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が年額1,000万円(市町村民税は年額400万円)を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社	4.0% ^(※1)	9.7%	10.9%	10.9% (津市・名張市は②を除きます。)	12.1%
上記以外の法人	3.2%			9.7%	9.7%

●法人税割（令和元年10月1日以後に開始する事業年度）

法人等の区分	県民税	市町村民税 ^(※2)				
		右記以外の市町	四日市市・鈴鹿市	津市・菰野町	尾鷲市	名張市
以下の①～③いずれかの法人 ①資本金の額(出資金の額)が1億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が年額1,000万円(市町村民税は年額400万円)を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社	1.8% ^(※1)	6.0%	7.2%	7.2% (津市は②を除きます。)	8.4%	8.4%
上記以外の法人	1.0%			6.0%	6.0%	

(※1) 0.8%相当分は超過税率であり、下表基金の財源の一部に充てられます。

(※2) 市町村民税の税率については、各市町にお問合せください。

●超過税率の使途

基金名	目 的
三重県福祉基金	高齢者等の保健福祉の向上に活用
三重県中小企業振興基金	中小企業の振興に活用
三重県体育スポーツ振興基金	体育・スポーツの普及振興に活用
三重県環境保全基金	「ごみゼロ社会」の実現や廃棄物の適切な処理の推進に活用
三重県子ども基金	子ども・子育て施策の推進に活用

3 申告と納税は

法人等が申告し、納めます。

申告の種類		申告と納税の期限
(1) 中間申告 事業年度が6か月を超え、次に該当する法人は、①又は②により中間申告義務があります。 ① 予定申告 ② 仮決算に基づく中間申告 ・法人税の中間申告義務がある法人（連結申告法人は除く） ・連結申告法人で、前事業年度の連結法人個別帰属支払額の6か月相当額が10万円を超える法人 ※連結申告法人は②を選択することはできません。 ※仮決算に基づく中間申告は、予定申告額を超える場合はできません。		事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
(2) 確定申告（(4)に該当するものは除く）		・原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内 ・平成22年10月1日以後に解散した法人の、残余財産が確定した場合の申告は、残余財産確定日から1か月以内と、残余財産の分配又は引き渡し日の前日とのいずれか早い日
(3) 平成22年9月30日以前に解散した法人の申告(※)	清算中の事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日の翌日から2か月以内
	残余財産の一部を分配した場合の申告	分配の日の前日
	残余財産が確定した場合の申告	残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の分配又は引き渡し日の前日のいずれか早い日
(4) 公共法人・公益法人等並びに人格のない社団及び財団で法人税の課されないもの		4月30日

(注) 2以上の都道府県に事務所、事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして按分計算した税額を各都道府県に申告し、納めます。

(※) 平成22年10月1日以降に解散した法人については、清算所得課税が廃止されています。

●事業開始等申告は

事業を開始し、または県内に事務所もしくは事業所を設けた場合、あるいは廃止、業態の変更等があった場合には、次の期間内に登記事項証明書等の書類を添付してその旨を申告してください。

①事業の開始・設置等

事業を開始・設置し、または事務所もしくは事業所を設けた日から30日以内

②事業の変更・廃止

変更・廃止等の日から10日以内

(注) 法人の事業開始・設置申告書、変更・廃止申告書については、「県の税金」(<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>)にアクセスしていただくと、「申請書ダウンロード」があります。このページから「電子申請・届出システム」へ入っていただくと、様式がダウンロードできます。

法人事業税は、法人がその事業活動を行う際に利用する各種の行政サービスに必要な経費を分担していただくとするものです。

令和元年10月1日より、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が新設されました。併せて法人事業税の税率が引き上げられました。

1 納める方は

県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人及び法人でない社団又は財団で、収益事業を行っているものです。

2 納める額は

●法人事業税（外形標準課税対象法人は除きます）

区 分	所得等の区分	H27.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R元.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	R2.4.1 以後に開始する 事業年度の税率
普通法人 外形標準課税対象法人(※1)は除く	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
	年400万円を超え800万円以下の所得	5.1%	5.3%	
	年800万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	6.7%	7.0%	
特別法人（協同組合、信用金庫等及び医療法人）	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
	年400万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	4.6%	4.9%	
	組合員50万人以上で売上高が年1,000億円以上である協同組合等の所得のうち年10億円を超える所得	5.5%	5.7%	
電気供給業（送配電事業のみ）・導管ガス供給業(※3)、保険業	収入金額	0.9%	1.0%	
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(※4)）	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
	所得	—		1.85%

(※1) 外形標準課税対象法人とは、事業年度終了の日の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人です（公益法人、特別法人等は除く）。

(※2) 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人です。

(※3) 特定ガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

(※4) 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

●地方法人特別税（令和元年9月30日以前に開始する事業年度まで）

区 分	課税標準	H26.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	H27.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	H28.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R 元.10.1 以後に開始する 事業年度
外形標準課税対象法人	法人事業税 (所得割・収入割) の税額	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
外形標準課税対象外法人		43.2%			
収入金額課税法人		43.2%			

●特別法人事業税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から）

区 分	課税標準	R元.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	R2.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R4.4.1 以後に開始する 事業年度の税率
外形標準課税対象法人	法人事業税 所得割の税額	260.0%		
外形標準課税対象外法人		37.0%		
特別法人（協同組合、信用金庫等及び医療法人）		34.5%		
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業※を除く）、導管ガス供給業、保険業	法人事業税 収入割の税額	30.0%		
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業※に限る）		30.0%	40.0%	
特定ガス供給業※		—		62.5%

※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

※特定ガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

3 申告と納税は

法人の県民税と同じです。ただし、電気供給業等、収入金額に対して事業税を課される法人及び外形標準課税対象法人は、事業年度が6か月を超える場合、県民税で中間申告の義務がなくても事業税では必ず中間申告を行う義務があります。

なお、特別法人の事業税の中間申告は不要です。(法人税で中間申告義務がある場合は県民税のみ申告が必要です。)

2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の事業税の申告は、課税標準の総額を一定の基準により按分して関係都道府県に分割し、その分割した額により事業税額を算定し、各都道府県に申告することになっていますが、その基準は23ページのとおりです。

特別法人事業税(地方法人特別税)は法人事業税と併せて申告・納付し、県が国に払い込みます。

外形標準課税

〔制度の概要〕

・適用事業年度…平成16年4月1日以後に開始する事業年度

・対象…資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ただし、公益法人、特別法人等は対象外となります。

・税率

区 分		H28.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R 元 .10.1 以後に開始する 事業年度の税率	R2.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R4.4.1 以後に開始する 事業年度の税率
所得 割	年400万円以下の所得	0.3%	0.4%		1.0%
	年400万円を超え年800万円以下の所得	0.5%	0.7%		
	年800万円超の所得 <u>軽減税率不適用法人※ 1</u>	0.7%	1.0%		
付加価値割		1.2%			
資本割		0.5%			
<u>①を除く電気供給業、導管 ガス供給業※ 2、保険業</u>	収入割	0.9%	1.0%		
<u>①電気供給業（小売電気事 業等、発電事業等及び特定 卸供給事業※ 3）</u>	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	
	付加価値割	－		0.37%	
	資本割	－		0.15%	
<u>特定ガス供給業※ 2</u>	収入割	－			0.48%
	付加価値割	－			0.77%
	資本割	－			0.32%

※1 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人

※2 特定のガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

※3 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

・付加価値割の算出方法

付加価値割 = {(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料) ± 単年度損益} × 上記税率
(事業年度により異なります)

※令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人は、給与増加分に相当する額を付加価値額の課税標準から控除することができます。

・資本割の算出方法

資本割 = 資本金等の額 × 上記税率(事業年度により異なります)

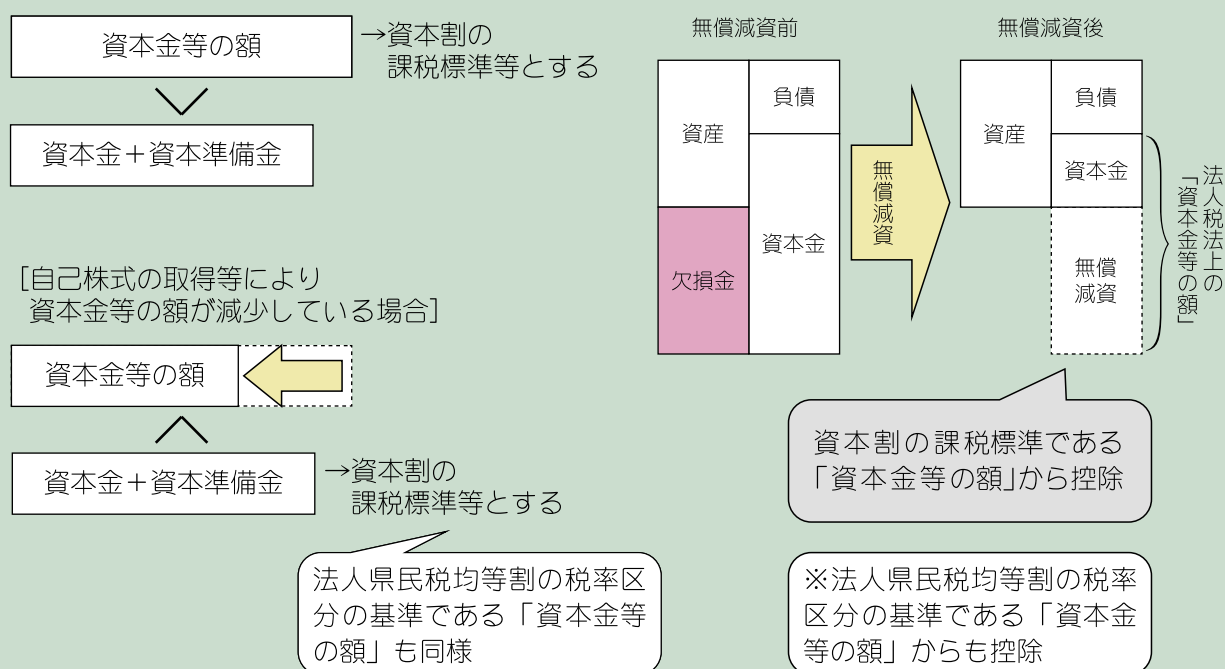
※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、その合計額を資本割の課税標準とします。(詳細は23ページをご覧ください。)

分割基準

業 種	分割基準
非製造業 電気供給業（小売電気事業）	課税標準の 1/2: 事務所数 課税標準の 1/2: 従業者数
製造業	従業者数 （資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人: 工場の従業者数を1.5倍）
鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数
ガス供給業・倉庫業	事務所等の固定資産の価額
電気供給業（発電事業） （※特定卸供給事業）	課税標準の 3/4: 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の 1/4: 事務所等の固定資産の価額
電気供給業（送配電事業）	課税標準の 3/4: 事務所等の所在する都道府県において発電所に接続する 電線路の送電容量 課税標準の 1/4: 事務所等の固定資産の価額

※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

【平成27年度税制改正】法人事業税資本割の課税標準・法人県民税均等割の税率区分の見直し



※無償増減資を行っている場合は、申告時に無償増減資等を証する書類を添付してください。

法人税は、法人の所得金額に対してかかる税金で、法人の各事業年度の所得金額に税率を乗じて、税額を計算します。

なお、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から地方法人税が課されます。

1 納める方は

株式会社、有限会社、協同組合などの法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含む。）

2 納める額は

●法人税

所得金額×税率－税額控除額

区 分				税 率			
				平27.4.1から 平28.3.31までの間 に開始する事業年度	平28.4.1から 平30.3.31までの間 に開始する事業年度	平30.4.1から 平31.3.31までの間 に開始する事業年度	平31.4.1以降に 開始する事業年度
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分	下記以外の法人	15%	同左	同左	同左
			適用除外事業者 ^(注)	—	—	—	19%
		年800万円超の部分		23.9%	23.4%	23.2%	同左
	中小法人以外の法人			23.9%	23.4%	23.2%	同左
公益法人等	・公益社団(財団)法人 ・非営利型法人 ・公益法人等とみなされているもの	年800万円以下の部分		15%	同左	同左	同左
		年800万円超の部分		23.9%	23.4%	23.2%	同左
		年800万円以下の部分		15%	同左	同左	同左
	上記以外の公益法人等	年800万円超の部分		19%	同左	同左	同左
協同組合等		年800万円以下の部分		15%【16%】	同左	同左	同左
		年800万円超の部分		19%【20%】	同左	同左	同左
		特定の協同組合等の年10億円超の部分		22%	同左	同左	同左
人格のない社団等		年800万円以下の部分		15%	同左	同左	同左
		年800万円超の部分		23.9%	23.4%	23.2%	同左
特定医療法人		年800万円以下の部分	下記以外の法人	15%【16%】	同左	同左	同左
			適用除外事業者 ^(注)	—	—	—	19%【20%】
		年800万円超の部分		19%【20%】	同左	同左	同左

【 】は、協同組合又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率を表します。(ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限ります。)
(注)適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいいます。

- 所得金額
各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額
- 税額控除
所得税額の控除・外国税額の控除等

●地方法人税

課税標準法人税額×10.3%^(注)－税額控除

(注)令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、4.4%

- 課税事業年度
平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用
- 課税標準法人税額
地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額(所得税額や外国税額の控除前の法人税額)とされています。
- 税額控除
外国税額の控除

3 申告と納税は

■ 確定申告

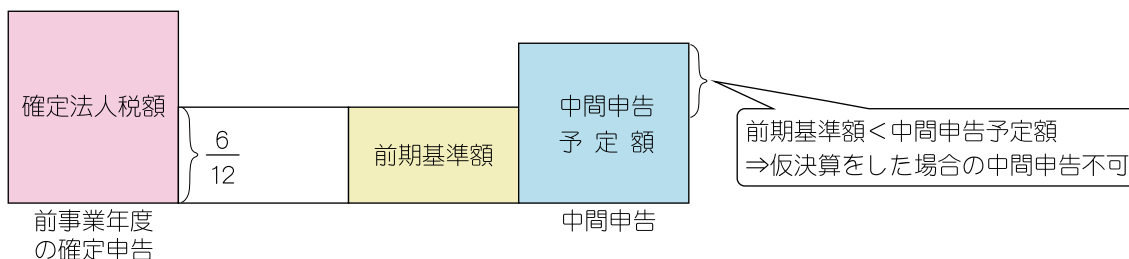
法人等は原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に確定申告し、納めます。

■ 中間申告

事業年度が6か月を超える法人は、事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告をして納めます。

中間申告には、前年度実績による予定申告と、6か月間の仮決算による中間申告との2通りがあり、そのいずれかを選択できます。

ただし、仮決算をした場合の中間申告予定額が、前年度実績による前期基準額を超える場合には、仮決算による中間申告をすることはできません。



※前期基準額が10万円以下の場合には、中間申告（予定申告）の必要はありません。

※中間申告書が期限までに提出されなかったときは、前年度実績による予定申告があったものとみなされます。

県民税利子割

県税

金融機関などから支払を受ける預貯金の利子、特定公社債以外の公社債の利子、公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配などに対して、県税として課税されます。

※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等(国債など)の利子等については、利子割の課税対象から除外となり、配当割の課税対象となりました。

1 納める方は

県内の金融機関などから利子などの支払を受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

※法人にかかる利子割については平成28年1月1日以後廃止されました。

2 納める額は

支払を受けるべき利子等の額 × 5%

(注)この他に、所得税等が15.315%かかります。

3 申告と納税は

金融機関などが利子等の支払の際に特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

●課税されない場合(非課税)は

次の場合には、県民税利子割は課税されません。

①遺族基礎年金を受ける妻、寡婦年金を受ける妻、身体障がい者等一定の方

・少額預金非課税制度(マル優) 350万円(非課税限度額)

・少額公債非課税制度(特別マル優) 350万円(非課税限度額)

②勤労者が行う財産形成貯蓄

・財産形成住宅貯蓄 } 合わせて550万円(非課税限度額)
・財産形成年金貯蓄 }

③所得税法等において非課税とされる利子等

●市町への交付

県民税利子割の収入額の59.4%は、県内の市町に交付されます。

県民税配当割

県税

一定の上場株式等の配当等に対して、県税として課税されます。

1 納める方は

一定の配当等の支払を受ける個人が、配当を支払う者を通じて納めます。

なお、一定の上場株式等の配当等のほかに、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子及び特定口座外の割引債の償還金なども、課税の対象になります。

2 納める額は

支払を受けるべき配当等の額 × 5%

(注) この他に、所得税等が 15.315% かかります。

3 申告と納税は

配当等の支払をする上場企業などが、配当等の支払の際に特別徴収し、翌月 10 日までに申告し、納めます。

●市町への交付

県民税配当割の収入額の 59.4% は、県内の市町に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

県税

上場株式等の譲渡による所得に対して、県税として課税されます。

1 納める方は

所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)における株式等の譲渡所得等が生じる方または源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益の支払を受ける個人が、証券会社等を通じて納めます。

2 納める額は

支払を受けるべき株式等譲渡所得の額 × 5%

(注) この他に、所得税等が 15.315% かかります。

3 申告と納税は

証券会社等が特別徴収し、原則として徴収の翌年の 1 月 10 日までに申告し、納めます。

●市町への交付

県民税株式等譲渡所得割の収入額の 59.4% は、県内の市町に交付されます。

自動車税環境性能割 **県税** ・ 軽自動車税環境性能割 **市町村税**

消費税率 10%への引き上げに合わせ、自動車取得税は令和元年 9 月 30 日で廃止され、令和元年 10 月 1 日から、自動車の燃費性能等に応じて自動車の取得時に課税される環境性能割が導入されました。環境性能割のうち、自動車(普通自動車及び小型自動車のうち三輪以上のもの)については自動車税環境性能割(県税)、軽自動車については軽自動車税環境性能割(市町村税)となります。(軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収します。)

1 納める方は

自動車を取得した方です。

ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは買主を取得者とみなします。

2 納める額は

<税額の計算方法>

自動車の
取得価額

×

燃費基準値達成度等に
応じて決定される税率

=

税 額

税率は、自動車の燃費基準値達成度等に応じて、自家用の登録車は 0～3%、営業用の登録車及び軽自動車は 0～2%になり、新車・中古車を問わず対象となります。

環境性能割の税率及び軽減措置の内容は、28ページから31ページのとおりです。

3 申告と納税は

自動車を取得した方が、運輸支局に新規登録などの申請を行う際に、自動車税事務所に申告して納めます。

●免税点

自動車の取得価額(課税標準額)が 50 万円以下の場合には、環境性能割は課税されません。

●減 免

身体障害者手帳等を所持する方で一定の要件に該当する場合、環境性能割が減免される制度があります。詳しくは36ページをご覧ください。

また、身体障がい者等の方の利用に供する自動車等で一定の要件に該当する場合についても、環境性能割が減免される制度があります。詳しくは自動車税事務所へお問い合わせください。

●非課税

国及び地方公共団体の自動車の取得や相続に基づく自動車の取得などの場合は、環境性能割は課税されません。

●市町への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%相当額は、県内の市町に交付されます。

●環境性能割に関するお問い合わせ先

三重県自動車税事務所 電話：059-253-8057

●自動車の登録手続きに関するお問い合わせ先

中部運輸局三重運輸支局 電話：050-5540-2055

●自動車税環境性能割の税率について

環境への負荷が低減されていない自動車に適用する税率は、自家用が3%、営業用が2%ですが、環境への負荷が低減されている自動車を取得する場合は、その低減の程度に応じた税率が適用されます。該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出する際に、車検証（電子車検証の場合は車検証と自動車検査証記録事項）を提示のうえ申し出てください。

1. 乗用車

区分	排出ガス要件	取得期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日				取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日			
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）			燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	税率区分		自家用	営業用	税率区分
ガソリン車 （税率区分：上段） L P G車 （税率区分：下段）	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 （★★★★）	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準123%達成）（注）	非課税	非課税	01 10	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準123%達成）（注）	非課税	非課税	01 06
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準109%達成）（注）	1.0%	非課税	06 15	令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準116%達成）（注）	1.0%	非課税	02 07
		令和12年度燃費基準65%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準達成）（注）	2.0%	0.5%	07 16	令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準102%達成）（注）	2.0%	0.5%	03 08
		令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	08 17	令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	3.0%	1.0%	04 09
		上記以外のもの	3.0%	2.0%	09 18	上記以外のもの	3.0%	2.0%	05 10
	上記以外のもの								
ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合 または 平成21年排出ガス基準適合（クリーンディーゼル車）	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準123%達成）（注）	非課税	非課税	19	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準123%達成）（注）	非課税	非課税	11
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準109%達成）（注）	非課税	非課税	20	令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準116%達成）（注）	1.0%	非課税	12
		令和12年度燃費基準65%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準達成）（注）	非課税	非課税	21	令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準102%達成）（注）	2.0%	0.5%	13
		令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	22	令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	3.0%	1.0%	14
		上記以外のもの	3.0%	2.0%	24	—	—	—	—
	上記以外のもの		3.0%	2.0%	26	上記以外のもの	3.0%	2.0%	15
税率区分01・06～10・15～22・24・26の乗用車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車 以外の乗用車			3.0%	2.0%	55	—	—	—	—

※「税率区分」とは、自動車税（環境性能割・種別割）申告書に記載する番号

（注）（ ）内の令和2年度燃費基準については、WLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

2. 車両総重量2.5t以下のトラック

区分	排出ガス要件	取得期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日				取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日			
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）			燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	税率区分		自家用	営業用	税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 （★★★★）	平成27年度燃費基準+25%達成 （平成22年度燃費基準+57%達成）（注）	非課税	非課税	28	令和4年度燃費基準105%達成 （平成22年度燃費基準+63%達成）（注）	非課税	非課税	16
		平成27年度燃費基準+20%達成 （平成22年度燃費基準+50%達成）（注）	1.0%	0.5%	30	令和4年度燃費基準達成 （平成22年度燃費基準+55%達成）（注）	1.0%	0.5%	17
		平成27年度燃費基準+15%達成 （平成22年度燃費基準+44%達成）（注）	2.0%	1.0%	31	令和4年度燃費基準95%達成 （平成22年度燃費基準+47%達成）（注）	2.0%	1.0%	18
			3.0%	2.0%	32	上記以外のもの	3.0%	2.0%	19
上記以外のもの			3.0%	2.0%	32	上記以外のもの	3.0%	2.0%	19

（注）（ ）内の平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

3. 車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック

区分	排出ガス要件	取得期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日					取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日				
		燃費要件		適用税率（新車、中古車）			燃費要件		適用税率（新車、中古車）		
				自家用	営業用	税率区分			自家用	営業用	税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 （★★★★）	平成27年度 燃費基準	+15%達成	非課税	非課税	33	令和4年度 燃費基準	達成	非課税	非課税	31
			+10%達成	1.0%	0.5%	34		95%達成	1.0%	0.5%	32
			+5%達成	2.0%	1.0%	35					
	平成30年排出ガス基準25%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準50%低減達成車 （★★★）	平成27年度 燃費基準	+20%達成	非課税	非課税	37	令和4年度 燃費基準	105%達成	非課税	非課税	33
			+15%達成	1.0%	0.5%	38		達成	1.0%	0.5%	34
			+10%達成	2.0%	1.0%	39		95%達成	2.0%	1.0%	35
ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合または 平成21年排出ガス基準Nox・PM10%低減	平成27年度 燃費基準	+15%達成	非課税	非課税	40	令和4年度 燃費基準	達成	非課税	非課税	36
			+10%達成	1.0%	0.5%	41		95%達成	1.0%	0.5%	37
			+5%達成	2.0%	1.0%	42					
	平成21年排出ガス基準適合	平成27年度 燃費基準	+20%達成	非課税	非課税	44	令和4年度 燃費基準	105%達成	非課税	非課税	38
			+15%達成	1.0%	0.5%	45		達成	1.0%	0.5%	39
			+10%達成	2.0%	1.0%	46		95%達成	2.0%	1.0%	40
上記以外のもの				3.0%	2.0%	47	上記以外のもの		3.0%	2.0%	41

4. 車両総重量3.5t超のトラック

区分	排出ガス要件	取得期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日					取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日				
		燃費要件		適用税率（新車、中古車）			燃費要件		適用税率（新車、中古車）		
				自家用	営業用	税率区分			自家用	営業用	税率区分
ディーゼル車	平成28年排出ガス基準※1)適合 または 平成21年排出ガス基準※2) Nox・PM10%低減	平成27年度 燃費基準	+10%達成	非課税	非課税	48	平成27年度 燃費基準	+15%達成	非課税	非課税	46
			+5%達成	1.0%	0.5%	49		+10%達成	1.0%	0.5%	47
			達成	2.0%	1.0%	50		+5%達成	2.0%	1.0%	48
上記以外のもの				3.0%	2.0%	51	上記以外のもの		3.0%	2.0%	49

※1 車両総重量3.5t超7.5t以下のトラックは平成30年排出ガス基準

※2 車両総重量3.5t超12t以下のトラックは平成22年排出ガス基準

5. 車両総重量3.5t以下のバス

区分	排出ガス要件	取得期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日					取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日							
		対象	燃費要件	適用税率（新車、中古車）			対象	燃費要件	適用税率（新車、中古車）					
				自家用	営業用	税率区分			自家用	営業用	税率区分			
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 （★★★★）	2.5t以下	令和2年度燃費基準+5%達成 （平成22年度燃費基準+57%達成）（注）	非課税	非課税	27	3.5t以下	令和2年度 燃費基準	105%達成	非課税	非課税	20		
			令和2年度燃費基準達成 （平成22年度燃費基準+50%達成）（注）	1.0%	0.5%	29								
			平成27年度燃費基準+15%達成 （平成22年度燃費基準+44%達成）（注）	2.0%	1.0%	31								
上記以外のもの			3.0%	2.0%	32									
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 （★★★★）	2.5t超 3.5t以下	平成27年度燃費基準	+15%達成	非課税	非課税		33	達成	1.0%	0.5%	21		
				+10%達成	1.0%	0.5%		34						
				+5%達成	2.0%	1.0%		35						
	平成30年排出ガス基準25%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準50%低減達成車 （★★★）		令和2年度燃費基準	達成	非課税	非課税		36	令和2年度 燃費基準	110%達成	非課税	非課税	22	
				平成27年度燃費基準	+15%達成	1.0%		0.5%		38	105%達成	1.0%	0.5%	23
					+10%達成	2.0%		1.0%		39	達成	2.0%	1.0%	24
ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合 または 平成21年排出ガス基準Nox・PM10%低減	平成27年度燃費基準	+15%達成	非課税	非課税	40	令和2年度 燃費基準	105%達成		非課税	非課税	25		
			+10%達成	1.0%	0.5%	41								
			+5%達成	2.0%	1.0%	42								
		令和2年度燃費基準	達成	非課税	非課税	43		達成	1.0%	0.5%	26			
		平成27年度燃費基準	+15%達成	1.0%	0.5%	45		110%達成	非課税	非課税	27			
	平成27年度燃費基準		+10%達成	2.0%	1.0%	46		105%達成	1.0%	0.5%	28			
			達成	2.0%	1.0%	29								
	上記以外のもの				3.0%	2.0%		47	上記以外のもの		3.0%	2.0%	30	

（注）（ ）内の平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

6. 車両総重量3.5t超のバス

区分	排出ガス要件	取得期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日					取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日				
		燃費要件		適用税率（新車、中古車）			燃費要件		適用税率（新車、中古車）		
				自家用	営業用	税率区分			自家用	営業用	税率区分
ディーゼル車	平成28年排出ガス基準（※1）適合 または 平成21年排出ガス基準（※2） Nox・PM10％低減	平成27年度 燃費基準	+10％達成	非課税	非課税	48	平成27年度 燃費基準	+15％達成	非課税	非課税	42
			+5％達成	1.0％	0.5％	49		+10％達成	1.0％	0.5％	43
			達成	2.0％	1.0％	50		+5％達成	2.0％	1.0％	44
上記以外のもの			3.0％	2.0％	51	上記以外のもの		3.0％	2.0％	45	

※1 車両総重量3.5t超7.5t以下のバスは平成30年排出ガス基準

※2 車両総重量3.5t超12t以下のバスは平成22年排出ガス基準

7. その他の自動車

区分	取得期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日			取得期間：令和6年1月1日～令和8年3月31日		
	適用税率（新車、中古車）			適用税率（新車、中古車）		
	自家用	営業用	税率区分	自家用	営業用	税率区分
電気自動車、燃料電池自動車	非課税	非課税	52	非課税	非課税	50
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排出ガス基準（※）Nox・PM10%低減）	非課税	非課税	52	非課税	非課税	50
プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	53	非課税	非課税	51

※車両総重量3.5t超12t以下の天然ガス自動車は平成22年排出ガス基準

●その他の軽減措置（課税標準額控除）について

バリアフリー対応バス・タクシー、ＡＳＶ（先進安全自動車）を次に掲げる期間内に取得する場合は、自動車税環境性能割の課税標準額が控除されます。該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出する際に、車検証（電子車検証の場合は車検証と自動車検査証記録事項）を提示のうえ申し出てください。

１．バリアフリー車両（新車に限る）

区分	取得期間	控除額	コード
ノンステップバス	令和5年4月1日～令和7年3月31日	1,000万円	01
リフト付きバス（定員30人以上の空港アクセスバス）	令和5年4月1日～令和7年3月31日	800万円	02
リフト付きバス（定員30人以上）	令和5年4月1日～令和7年3月31日	650万円	03
リフト付きバス（定員30人未満）	令和5年4月1日～令和7年3月31日	200万円	04
ユニバーサルデザインタクシー	令和5年4月1日～令和7年3月31日	100万円	05

※ 1 公共交通移動等円滑化基準など一定の要件に適合する車両に限る
※ 2 バスは、一定の要件に該当する乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）及び貸切バス（観光バス等）に限る
（注）「コード」とは、自動車税（環境性能割・種別割）申告書に、適用される軽減措置に応じ記入する番号

２．ＡＳＶ（先進安全自動車）特例（新車に限る）

区分		搭載装置	取得期間	控除額	コード
トラック（被けん引車を除く）	車両総重量 8 t超	側方衝突警報装置かつ衝突被害軽減ブレーキ	令和5年4月1日～令和6年4月30日	350万円	06
		側方衝突警報装置	令和5年4月1日～令和6年4月30日	175万円	07
	車両総重量 3.5 t超	衝突被害軽減ブレーキ	令和5年4月1日～令和7年3月31日	175万円	09
バス等		衝突被害軽減ブレーキ	令和5年4月1日～令和7年3月31日	175万円	08

（注）衝突被害軽減ブレーキは、歩行者検知機能付きのもの

●軽自動車税環境性能割の税率について

環境への負荷が低減されていない軽自動車に適用する税率は2%ですが、環境への負荷が低減されている軽自動車を取得する場合は、その低減の程度に応じた税率が適用されます。該当する場合は、軽自動車税（環境性能割）申告書を提出する際に、車検証（電子車検証の場合は車検証と自動車検査証記録事項）を提示のうえ申し出てください。

１．乗用車

区分	排出ガス要件	取得期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日				取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日			
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）			燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	税率区分		自家用	営業用	税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）	令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 (令和2年度燃費基準109%達成) (注)	非課税	非課税	01	令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 (令和2年度燃費基準116%達成) (注)	非課税	非課税	01
		令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 (令和2年度燃費基準達成) (注)	1.0%	0.5%	05	令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 (令和2年度燃費基準102%達成) (注)	1.0%	0.5%	02
		令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0%	06	令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	03
	上記以外のもの		2.0%	2.0%	07	上記以外のもの	2.0%	2.0%	04

（注）（ ）内の令和2年度燃費基準については、WLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

２．車両総重量2.5t以下のトラック

区分	排出ガス要件	取得期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日				取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日			
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）			燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	税率区分		自家用	営業用	税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 （★★★★）	平成27年度燃費基準+25%達成 （平成22年度燃費基準+57%達成）（注）	非課税	非課税	08	令和4年度燃費基準105%達成 （平成22年度燃費基準+63%達成）（注）	非課税	非課税	05
		平成27年度燃費基準+20%達成 （平成22年度燃費基準+50%達成）（注）	1.0%	0.5%	09	令和4年度燃費基準達成 （平成22年度燃費基準+55%達成）（注）	1.0%	0.5%	06
		平成27年度燃費基準+15%達成 （平成22年度燃費基準+44%達成）（注）	2.0%	1.0%	10	令和4年度燃費基準95%達成 （平成22年度燃費基準+47%達成）（注）	2.0%	1.0%	07
			2.0%	2.0%	11	上記以外のもの	2.0%	2.0%	08
上記以外のもの			2.0%	2.0%	11	上記以外のもの	2.0%	2.0%	08

（注）（ ）内の平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

３．その他の軽自動車

区分（排出ガス要件）	令和5年4月1日～令和5年12月31日			令和6年1月1日～令和8年3月31日		
	適用税率（新車、中古車）			適用税率（新車、中古車）		
	自家用	営業用	税率区分	自家用	営業用	税率区分
電気自動車、燃料電池自動車	非課税	非課税	12	非課税	非課税	09
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準Nox10%低減）	非課税	非課税	12	非課税	非課税	09

この税金は、自動車の所有に対し、課税されます。

1 納める方は

三重県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。

ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは、買主を所有者とみなします。

2 納める額は

自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて、税率(年額)が定められています。主なものは、次のとおりです。

●乗用車

区 分	税率(年額)		
	自家用		営業用
	令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの	
総排気量 1.0 リットル以下	29,500 円	25,000 円	7,500 円
総排気量 1.0 リットル超 1.5 リットル以下	34,500 円	30,500 円	8,500 円
総排気量 1.5 リットル超 2.0 リットル以下	39,500 円	36,000 円	9,500 円
総排気量 2.0 リットル超 2.5 リットル以下	45,000 円	43,500 円	13,800 円
総排気量 2.5 リットル超 3.0 リットル以下	51,000 円	50,000 円	15,700 円
総排気量 3.0 リットル超 3.5 リットル以下	58,000 円	57,000 円	17,900 円
総排気量 3.5 リットル超 4.0 リットル以下	66,500 円	65,500 円	20,500 円
総排気量 4.0 リットル超 4.5 リットル以下	76,500 円	75,500 円	23,600 円
総排気量 4.5 リットル超 6.0 リットル以下	88,000 円	87,000 円	27,200 円
総排気量 6.0 リットル超	111,000 円	110,000 円	40,700 円
電気自動車	29,500 円	25,000 円	7,500 円

(注)ロータリーエンジン搭載車については、単室容積×ローター数×1.5で算出した数値を、上記の排気量とみなします。

●トラック(貨客兼用車を除く)

区 分	税率(年額)	
	自家用	営業用
最大積載量 1トン以下	8,000 円	6,500 円
最大積載量 1トン超 2トン以下	11,500 円	9,000 円
最大積載量 2トン超 3トン以下	16,000 円	12,000 円
最大積載量 3トン超 4トン以下	20,500 円	15,000 円
最大積載量 4トン超 5トン以下	25,500 円	18,500 円
最大積載量 5トン超 6トン以下	30,000 円	22,000 円
最大積載量 6トン超 7トン以下	35,000 円	25,500 円
最大積載量 7トン超 8トン以下	40,500 円	29,500 円
最大積載量 8トン超 9トン以下	46,800 円	34,200 円
最大積載量 9トン超 10トン以下	53,100 円	38,900 円

●貨客兼用車

区 分		税率(年額)	
最大積載量	総排気量等	自家用	営業用
1トン以下	1.0リットル以下	13,200円	10,200円
	1.0リットル超 1.5リットル以下	14,300円	11,200円
	1.5リットル超	16,000円	12,800円
	電気自動車	13,200円	10,200円
1トン超 2トン以下	1.0リットル以下	16,700円	12,700円
	1.0リットル超 1.5リットル以下	17,800円	13,700円
	1.5リットル超	19,500円	15,300円
	電気自動車	16,700円	12,700円

(注)貨客兼用車とは…トラックのうち、乗車定員が4人以上のもの

3 申告と納税は

毎年4月1日現在の所有者が、自動車税事務所から送付される納税通知書により、5月末日までに納めます。

自動車の購入、譲渡、廃車、登録事項の変更などを、運輸支局に登録したときに申告します。

なお、4月1日(賦課期日)後に自動車を新規登録したときは翌月から、抹消登録したときはその月まで、月割計算した額を納めます。

●自動車を売買したとき、自動車税種別割はどうなるの

自動車税種別割は、4月1日現在の所有者に課税されます。所有権の移転などがあると次のようになります。

①	新車を購入した場合 新規登録された月の翌月から当該年度末までの分を、月割で納めていただきます。
②	自動車を抹消登録した場合 4月から抹消した月までの分を、月割で納めていただきます。 すでに1年分納めていただいている方には、超過分をお返しします。
③	県外のナンバーから三重県のナンバーへ変更した場合(転入) (※) 当該年度分は転入前の都道府県に1年分を納めていただきます。 三重県へは翌年度から納めていただきます。
④	三重県のナンバーから県外のナンバーへ変更した場合(転出) (※) 当該年度分は三重県に1年分を納めていただきます。 転出先の都道府県へは翌年度から納めていただきます。
⑤	三重県のナンバーのまま、所有者を変更した場合 4月1日現在の所有者に、1年分課税されます。 新しい所有者の方は、翌年度からの課税になります。

(※)平成18年4月1日以降の県域を越える転出入については、その年度の末日に変更があったものとみなして、月割計算は行われません。(県外のナンバーに変わっても自動車税種別割の還付や新たな課税は行われません。)

●月割税額は

年税額×課税される月数÷12＝税額(100円未満切捨て)

●減 免

身体障害者手帳等を所持する方で、一定の要件に該当する場合、自動車税種別割が減免される制度があります。詳しくは36ページをご覧ください。

また、身体障がい者等の方の利用に供する自動車等で一定の要件に該当する場合についても、自動車税種別割が減免される制度があります。詳しくは自動車税事務所へお問い合わせください。

●自動車税種別割のグリーン化税制

自動車の排出ガスや燃費性能などで環境負荷の小さい自動車の税率は低くなり、新車新規登録（初度登録）から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率は高くなります。

◎自動車税種別割が安くなる場合（軽課）

◆適用年度

令和4年4月1日～令和8年3月31日に新車新規登録（初度登録）の場合の翌年度に限る。

〔例：令和4年4月1日～令和5年3月31日に登録の場合は令和5年度に限り軽課となり、令和6年度以降は通常の税率に戻ります。〕

◆適用対象

◇次のAに該当する場合は、通常の税額より概ね75%軽減されます。

A①電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車

②天然ガス自動車

平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準（※）NOx10%低減
（※車両総重量3.5t超12t以下の天然ガス自動車は平成22年排出ガス基準）

◇次のBに該当する営業用乗用車は、通常の税額より概ね75%軽減されます。

B①ガソリン及びLPG車

平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車
かつ、令和2年度燃費基準達成車かつ、令和12年度燃費基準90%達成車

②クリーンディーゼル車

平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合
かつ、令和2年度燃費基準達成車かつ、令和12年度燃費基準90%達成車

◇次のCに該当する営業用乗用車は、通常の税額より概ね50%軽減されます。

（令和4年4月1日～令和7年3月31日に新車新規登録（初度登録）したものが対象）

C①ガソリン及びLPG車

平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車
かつ、令和2年度燃費基準達成車かつ、令和12年度燃費基準70%達成車

②クリーンディーゼル車

平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合
かつ、令和2年度燃費基準達成車かつ、令和12年度燃費基準70%達成車

◎自動車税種別割が高くなる場合（重課）

※一般乗合用バス、被けん引車、ガソリンハイブリッド自動車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール自動車は除きます。

◇次の項目に該当する場合は、通常の税額より概ね 10%高くなります。

A. ディーゼル車

4月1日時点で新車新規登録（初度登録）から11年を経過しているバス・トラック
（令和5年4月1日時点では初度登録年月が平成24年3月以前のもの）

B. ガソリン及びLPG車

4月1日時点で新車新規登録（初度登録）から13年を経過しているバス・トラック
（令和5年4月1日時点では初度登録年月が平成22年3月以前のもの）

◇次の項目に該当する場合は、通常の税額より概ね 15%高くなります。

A. ディーゼル車

4月1日時点で新車新規登録（初度登録）から11年を経過している自動車（バス・トラックを除く）
（令和5年4月1日時点では初度登録年月が平成24年3月以前のもの）

B. ガソリン及びLPG車

4月1日時点で新車新規登録（初度登録）から13年を経過している自動車（バス・トラックを除く）
（令和5年4月1日時点では初度登録年月が平成22年3月以前のもの）

自動車税種別割のトラブルケース

●登録手続きを忘れずに！

自動車の増加に伴って、自動車税種別割をめぐるトラブルが多く発生しています。自動車が身近なものになってきたことから、簡単に譲ったり放置したりするケースが増え、それがトラブルの元になっています。自分があとで困らないために、譲るときや売買するときは、確実に登録手続きをしましょう。

ケース 1

自動車を譲ってくれた友人に自動車税種別割の納税通知書が届いた 手放した自動車の納税通知書が届いた

運輸支局で自動車の名義変更の手続きはしましたか？

自動車税種別割は、4月1日現在の登録された所有者に課税されますので、名義変更がされていなければ元の所有者に課税されます。

自動車の売買・譲渡などがあったときは、必ず運輸支局で移転登録(名義変更手続き)をしてください。

ケース 2

廃車にしたはずの自動車の納税通知書が届いた

運輸支局で自動車の抹消登録の手続きはしましたか？

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税されますので、自動車を廃車にしても抹消登録がされていなければ課税されます。

自動車が壊れて使用不能になり、廃車や解体をする場合などは、必ず運輸支局で抹消登録をしてください。

ケース 3

転居して住民票を移したのに、自動車税種別割の納税通知書が届かない

運輸支局で住所変更の手続きはしましたか？

住民登録を移しても、自動車の登録(車検証記載)の住所は変わりません。転居をした時に郵便局に届けを出せば1年間は転送されますが、それ以後は納税通知書が届かなくなります。

転居したときや結婚などで名字が変わった場合は、運輸支局で変更登録をしてください。

また、自動車税事務所へのご連絡もお願いします。

身体障がい者等の方の 自動車税（種別割・環境性能割）の減免

三重県では、身体障がい者等の方が所有し、かつ使用する自動車で、一定の要件に該当する身体障がい者等の方に対して、自動車税（種別割・環境性能割）を減免する制度を設けています。

- ①本人運転……………身体障がい者等の方本人が自動車を運転する場合
- ②家族運転……………身体障がい者等の方と生計を一にする方が、身体障がい者等の方のために自動車を運転する場合（生計を一にするとは…同居又は同一敷地内（道路や塀等で隔てられていない）で生活していること。）
- ③介護者運転……………ひとりで生活している身体障がい者等の方、又は身体障がい者等の方のみで構成されている世帯の身体障がい者等の方を常時介護する方が、身体障がい者等の方のために自動車を運転する場合

要件に該当する場合は、申請を行うことにより、身体障がい者等の方1人につき、1台の自動車に限り減免できます。この制度は、身体障がい者等の方が健常者と同様に社会生活を営むことができるよう税制上の配慮を加えようとするものです。

なお、令和3年度から家族運転の場合の使用目的の拡充及び自動車の名義要件の一部見直しを行いました。

身体障がい者等の方とは

ここでいう身体障がい者等の方とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳（三重県発行のものに限る）、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で、自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けることができる障がいの等級に該当する方のことです。

なお、本人運転と家族運転・介護者運転では、対象となる等級が違いますので、ご注意ください。

身体障がい者等であれば誰でも減免を受けられますか

当該年度の自動車税種別割の減免を受けようとする場合に、減免対象となる身体障がい者等の方は、三重県内に居住し、前年度の3月31日までに、身体障害者手帳等を交付されている方の中で、38ページの表に記載の等級に該当する方です。

また、介護者運転における身体障がい者等の方のみで構成される世帯については、世帯を構成するすべての身体障がい者等の方の等級が、家族運転・介護者運転の等級に該当することが必要です。

どういう場合に使用する自動車が減免されますか

本人運転の場合は特に使用制限はありませんが、家族運転の場合は、身体障がい者等の方のためにもっぱら使用することが必要であり、具体的には、身体障がい者等の方の通学、通院、通所、生業、その他社会参加活動^(※)のために、月4回以上6ヶ月以上にわたって継続的にその自動車を使用することが、この減免の要件となっています。

また、介護者運転の場合は、身体障がい者等の方のみで構成される世帯の身体障がい者等の方の通学、通院、通所もしくは生業のために、週3回以上、1年以上にわたって継続的にその自動車を使用することが要件となっています。

なお、調査等により、その自動車が身体障がい者等の方のために使用されていないことが判明した場合には、減免が取り消され、課税の対象となります。

※令和3年4月から、減免制度を拡充し、家族運転の場合の使用目的に「その他社会参加活動（身体障がい者等の方が社会生活を営むための全ての使用）」を追加しました。

「その他社会参加活動」とは、例えば、買い物、レジャー、ボランティア活動、図書館、塾・習い事、〇〇教室、各種行事への参加などをいい、障がい者の方を乗せて使用する場合が対象となります。ただし、不定期なものや短期的（6ヶ月未満）なものは、対象となりませんので、ご注意下さい。

自動車の車種に制限がありますか

本人運転の場合、原則として車種に制限はありませんが、家族運転・介護者運転については、乗用車、貨客兼用ライトバン（小型に限る）及び身体障がい者等の方用に改造した自動車に限りです。したがって、1・4ナンバーのトラックや2ナンバーのバス、8ナンバーのキャンピング車などは対象となりません。

また、軽自動車も減免対象となりますが、軽自動車税種別割については各市町により手続きが異なりますので各市町へ、軽自動車税環境性能割については自動車税事務所へお問い合わせください。

自動車の名義はどうしたらよいですか

当該年度の自動車税種別割の減免を受けようとする場合は、当該年度4月1日現在で車検証に記載される所有者、使用者とも身体障がい者等の方本人でなければなりません。このため、所有者、使用者の名義が身体障がい者等の方本人になっていない車の場合は3月31日までに名義変更をしていただく必要がありますのでご注意ください。(割賦販売の場合は、所有者が自動車販売業者等、使用者が身体障がい者等の方本人でも可)。

ただし、身体障がい者等の方が18歳未満の場合、又は療育手帳を交付されている方の場合、手帳記載の保護者の名義でも構いません。また、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方の場合、住民票謄本等で確認した保護者に相当する方の名義でも構いません。

なお、令和3年度より、身体障がい者等の方が18歳未満の時から保護者等の名義で減免を受けていた自動車で、18歳になった時以降に当該自動車の使用状況に変更がない場合は、保護者の名義のままでも減免を継続します。

減免申請の期限はいつですか

自動車税種別割の賦課期日(4月1日)までに所有している自動車について、その年度の減免申請をされる場合は、納期限(通常は5月31日)が申請期限です。また、自動車を新たに購入(新車・中古車を問いません。また、名義変更も含みます。)する場合は、運輸支局での登録をするまでに、減免申請の手続きをしてください。(申請は代理人でも可)

なお、期限後の申請、登録後の申請及び4月1日以降に身体障がい者等の方本人に名義変更された自動車については、翌年度から減免の対象となります。

申請を行い該当することとなった場合に減免となる税は、自動車税種別割と自動車税(軽自動車税)環境性能割で、減免される税額は原則として全額になりますが、減免を受けようとする自動車については、自動車税種別割の滞納がないことが必要です。

減免申請はどこですればいいですか

自動車税事務所と各県税事務所で受け付けておりますが、減免の最終的な決定は自動車税事務所で行います。審査の結果、減免の対象にならないと判断された場合のみ、後日通知しますのでご了承ください。

減免申請には何が必要ですか

(注)転居や結婚などにより、住所や氏名を変更されている方は、申請前に身体障害者手帳等、運転免許証、車検証の変更手続きを済ませてください。

①本人運転・家族運転・介護者運転に共通して必要な書類は次のものです。

- ・減免申請書(これから自動車を取得する場合は2部)
- ・身体障害者手帳等(原本が必要。有効期限を過ぎた手帳は対象外。)
- ・運転する方の運転免許証(両面の写しで可)
- ・車検証(所有している自動車、自動車を替える場合の既減免車の移転・抹消後のもの)
※電子車検証の場合は、車検証と自動車検査証記録事項
- ・自動車税(環境性能割・種別割)申告書、又は申告書を記入できる資料(これから自動車を取得する場合)
- ・減免用途廃止申告書(自動車を替える場合)

②家族運転・介護者運転については、①の書類のほか、下記の書類が必要です。

家族運転の場合	介護者運転の場合
ア.使用目的の申出書(納税義務者が自署したもの)	ア.使用目的の証明書(通院証明書等)
イ.身体障がい者等の方と運転者の方が同居していることを証する書類	イ.世帯全員の住民票の写し
ウ.保護者であることが確認できる書類(保護者名義とする場合)	ウ.自動車運行計画書
	エ.保護者であることが確認できる書類(保護者名義とする場合)
※イ.の書類は、身体障害者手帳等及び運転免許証で確認できる場合は不要	※ア.の証明書で対象の可否が判断できない場合は、その他の書類が必要
※ウ.の書類は身体障害者手帳等で確認できる場合は不要	※イ.で他の世帯員がいる場合は、世帯全員の身体障害者手帳等の写し
	※エ.の書類は、身体障害者手帳等で確認できる場合は不要

※使用目的の証明書(介護者運転用)は、3か月以内発行のものに限りです。

※使用目的の申出書(家族運転用)及び使用目的の証明書の様式は各県税事務所、自動車税事務所で配布します。また、「県税のページ」(https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16321017867_00002.htm)からダウンロードすることもできます。

減免を受けている自動車を替える場合にはどうすればいいですか

この減免制度は身体障がい者等の方1人につき1台の自動車と限られていますので、自動車を替える場合には、既減免車（既に減免を受けている自動車、又は受けたことのある自動車）の処分、及び新しい自動車の減免の申請が必要です。

具体的には、既減免車を抹消登録又は名義変更の処理（移転登録）を行った後（名義変更をしたことにより減免が重複する時は、重複分を申請時に納付してください）、運輸支局で新しい自動車の登録をするまでに、減免申請を行ってください。

なお、新車の場合は減免を受けた日の翌日から2年間、中古車（既に所有している自動車を含む）の場合は減免を受けた日の翌日から1年間に限り、既減免車を譲渡して別の車での減免申請はできませんのでご注意ください。

ただし、既減免車が事故等により使用できなくなった場合は、抹消登録を行えば、上記の期間に関係なく減免申請をすることができます。

また、既減免車を名義変更する際には、身体障がい者等の方本人と運転者以外の方に変更してください。

減免を受けると車検の際の納税証明書はどうなりますか

平成27年6月から自動車税種別割の納税確認が電子化されたため、車検時の提示は不要となりました。

減免対象となる等級

●身体障害者手帳の交付を受けている方

障がい名		本人運転	家族運転・介護者運転
視覚障害		1級～4級	1級～4級
聴覚障害		2級・3級	2級・3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害、言語機能又はそしゃく機能障害		3級（喉頭摘出者に限る）	3級（喉頭摘出者に限る）
上肢機能障害		1級・2級	1級・2級
下肢機能障害		1級～6級	1級～3級
運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
	移動機能	1級～6級	1級～3級
体幹機能障害		1級～5級	1級～3級
心臓機能障害		1級・3級	1級・3級
腎臓機能障害		1級・3級	1級・3級
呼吸器機能障害		1級・3級	1級・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級・3級	1級・3級
小腸機能障害		1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級	1級～3級

●療育手帳（三重県発行のものに限る）の交付を受けている方

障がい名	本人運転	家族運転・介護者運転
知的障害（療育手帳）	A 1（最重度）、A 2（重度）	

●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

障がい名	本人運転	家族運転・介護者運転
精神障害	1 級	

※戦傷病者手帳の対象等級は自動車税事務所へお問い合わせください。

軽自動車税種別割

※令和元年10月1日から、従来の「軽自動車税」は「軽自動車税種別割」に名称が変更されました。



軽自動車等を所有している人にかかる税金です。

1 納める方は

市町内に主たる定置場のある軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の所有者。

ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは買主。

2 納める額は

●原動機付自転車及び二輪車等

区 分			税率(年額)
			平成28年度から
原動機付 自転車	総排気量 0.05 リットル以下 定格出力 0.6kw 以下		2 000 円
	二輪	総排気量 0.05 リットル超 0.09 リットル以下 定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下	2,000 円
		総排気量 0.09 リットル超 定格出力 0.8kw 超	2,400 円
	三輪以上で一定のもの	総排気量 0.02 リットル超 定格出力 0.25kw 超	3 700 円
軽自動車	二輪(側車付を含む)		3,600 円
二輪の小型自動車			6,000 円

●三輪及び四輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車

区 分				税率(年額)	
				初度検査年月 (※1)が平成 27年3月以前	初度検査年月 (※1)が平成 27年4月以降
軽自動車及び 小型特殊自動車 (※2)	三輪			3,100 円	3,900 円
	四輪以上	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円
			自家用	7,200 円	10,800 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円
			自家用	4,000 円	5,000 円

(※1)「初度検査年月」は、自動車検査証に記載されています。

(※2)農耕作業用のもの、その他のもの等に区分して上記税率とは別に定めている市町があります。

3 申告と納税は

毎年4月1日現在の所有者が、市町から送付される納税通知書により、市町の条例で定められた納期に納めます。

●軽自動車税種別割グリーン化特例

三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の税率は低くなり、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい軽自動車の税率は高くなります。

◎軽自動車税種別割が安くなる場合

◆適用年度

令和3年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車について、取得後最初に課税される年度に適用されます。

◆適用対象

〔自家用乗用車〕

区 分	軽 減 率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%軽減

〔営業用乗用車〕

区 分	軽 減 率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2030年度基準90%達成	50%軽減
2030年度基準70%達成	25%軽減

〔軽貨物自動車〕

区 分	軽 減 率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減

注1 天然ガス自動車に適用する排ガス要件：H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成に限る。

2 ガソリン車に適用する排ガス規制：平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）に限る。

◎軽自動車税種別割が高くなる場合

※被けん引車、ガソリンハイブリッド軽自動車、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車等は除きます。

◆適用年度

平成28年度分から適用されます。

◆適用対象

最初の新規検査から13年経過した三輪以上の軽自動車は、通常の軽自動車税より次のとおり税率が高くなります。

区 分				初度検査から13年を経過した車両 の税率(年額)
軽自動車	三輪			4,600円
	四輪以上	乗 用	営業用	8,200円
			自家用	12,900円
		貨物用	営業用	4,500円
			自家用	6,000円

バス・トラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）にかかる税金です。
平成21年度から道路特定財源（目的税）から一般財源（普通税）になりました。

1 納める方は

元売業者・特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取り（購入）を行った方が、元売業者・特約業者を通じて納めます。

ただし、この税金は軽油の代金に含まれていますので、最終的には軽油の消費者が負担することになります。

●元売業者とは

軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で、総務大臣の指定を受けた方

●特約業者とは

元売業者と契約して軽油その他の石油製品を販売する方で、県知事の指定を受けた方

2 納める額は

軽油 1 キロリットルにつき 32,100 円

3 申告と納税は

元売業者・特約業者が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納めます。

特約業者等以外の方が輸入を行うときは、輸入を行うときまでに申告し、納めます。

●軽油とは

次の規格を有する炭化水素油です。

- ・比重(15℃): 0.8017 超 0.8762 以下
- ・残留炭素分: 0.2% 以下
- ・分留性状 90% 留出温度: 267 度 超 400 度 以下
- ・引火点: 130 度 以下

●免税は

地方税法の一部改正により、軽油引取税は一般財源となり用途制限が廃止されました。これに伴い、原則、すべての軽油の使用が課税対象となりました。ただし、船舶や鉄道車両、農林業機械の動力源などに使用する場合は、令和6年3月31日まで免税措置が設けられています。

免税の扱いを受けるためには、免税対象となる方が免税軽油使用者証の交付（手数料400円）を受け、免税証の交付申請をする必要があります。

いずれも、管轄の県税事務所に申請し、交付を受けることができます。

●免税用途

免税対象者	用途及び機械
石油化学製品を製造する事業を営む者	エチレン、潤滑油その他の石油化学製品の原料などの用途
船舶の使用者	船舶の動力源の用途
自衛隊又はオーストラリア軍隊	通信の用に供する機械などの電源又は動力源の用途
鉄道事業又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者又は専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両などの動力源の用途
農業又は林業を営む者、一定の委託を受けて農作業を営む者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者、素材生産業を営む者	農業、林業、素材生産業などの用に供する機械の動力源の用途
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)を営む者	事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
生コンクリート製造業を営む者(製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。)	事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採事業を営む者	さく岩機及び動力付試す機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途
とび・土工工事業を営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械(カタピラを有しないものを除く。)の動力源の用途
鉱さいパラス製造業を営む者(中小事業者等に限定。)	事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいパラスの集積若しくは積み込みのために使用する機械の動力源の用途
港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途
倉庫業を営む者	倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
鉄道(軌道を含む。)に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅の構内において専ら貨物利用運送事業のうち貨物の運送に係るもの又は鉄道(軌道を含む。)により運送される貨物の鉄道(軌道を含む。)の車両への積み込み若しくは取卸しの事業のために使用する機械の動力源の用途
航空運送サービス業を営む者	特定の飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する機械の動力源の用途
廃棄物処理事業を営む者(産業廃棄物処分業者等は、中小事業者等に限定(除外要件あり。))	廃棄物の埋立地(最終処分場)内において専ら廃棄物の埋立処分のために使用する機械の動力源の用途
木材加工業のうち一定のものを営む者(木材注染業を除く。)	事業場内において専ら木材の積み込みのために使用する機械の動力源の用途
木材市場業のうち一定のものを営む者	事業場内において専ら木材の積み込みのために使用する機械の動力源の用途
たい肥製造業のうち一定のものを営む者	事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械又はたい肥若しくはその原材料の積み込み若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
索道事業を営む者	スキー場において専ら当該スキー場の整備のためなどに使用する機械の動力源の用途

※道路運送車両法第4条の規定により登録を受けナンバープレートをつけている機械は、免税の対象となりません。ただし、ここにいうナンバープレートには農業用機械がつけている市町の交付する標識は含まれません。

※上記の免税対象者や用途及び機械には細かい条件がありますので、詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

●混和軽油などにも軽油引取税がかかります。

軽油に灯油や他の油を混ぜた混和軽油を販売したり、灯油や重油や混和軽油を自動車の燃料として使う場合、事前に知事の承認を受けなければなりません。このような場合、混和軽油に軽油引取税が課税されます。

その他、アルコール系燃料やバイオディーゼル燃料で揮発油や軽油に該当しないものであっても、自動車の燃料として販売(消費)する場合には、軽油引取税が課税されることがあります。

詳しくは、最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

不正軽油は許さない！

不正軽油とは

軽油引取税の脱税を目的として以下の行為をすることをいいます。

【不正混和】軽油に灯油や重油等を不正に混ぜて、軽油として販売又は使用すること

【不正使用】灯油や重油等を不正に自動車用燃料として販売又は使用すること

【不正製造】(1) 重油と灯油を混ぜて軽油を製造すること

(2) A 重油・灯油からクマリン(識別剤)の除去や脱色をし、軽油以外のものを製造し、軽油として販売又は使用すること

【規格外油の輸入】軽油以外として輸入された油を軽油として販売又は使用すること

不正軽油を使用すると

- 不正軽油を製造し販売することはもちろん、使用することも軽油引取税の脱税にあたります。また、不正軽油を製造することや不正軽油であることを知りながら運搬・保管・購入などをするもののほか、不正軽油の製造の原料となることを知りながら灯油・重油や薬品などを供給・運搬することは犯罪です。
- 不正軽油の使用は、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質を増加させ、環境に悪い影響を与えます。
- エンジンの不具合・損傷の原因となることがあります。

ご協力をお願いします

- 走行中の車両などから軽油の抜き取り調査を実施しますので、ご協力をお願いします。
- 不正軽油の製造・販売に関する情報を「不正軽油 110 番」又は、県税事務所へお寄せください。

電話番号 059-224-2980 FAX 番号 059-224-2130 E-mail zeimu@pref.mie.lg.jp

不正軽油に対する取組み

三重県不正軽油撲滅対策会議を設立し、三重県内における不正軽油の製造、流通及び使用の連鎖を断ち切り、軽油の販売者、使用者及び関係行政機関がそれぞれの取り組みを通じて相互に連携・協力し適正な軽油の流通を図るとともに、環境に悪影響を及ぼす不正軽油と、不正軽油製造過程で発生する廃棄物の不法投棄の排除に取り組んでいます。

この税金は、登記の有無や有償・無償またはその原因（売買、贈与、交換など）に関わらず、不動産（土地・家屋）を取得した場合に課税される税金です。

1 納める方は

- ・土地を売買、贈与、交換などにより取得した方
- ・家屋を新築、増・改築、売買、贈与などにより取得した方

2 納める額は

取得したときの不動産の価格（課税標準額）× 税率

税率は、不動産を取得した日及び不動産の種類によって、下記のとおりになります。

不動産を取得した日	不動産の種類	家 屋	
		住 宅	住宅以外
平成20年4月1日から令和6年3月31日まで	土 地	3%	4%

- ・不動産の価格とは、市町の固定資産課税台帳の登録価格によります。ただし、家屋の建築のように価格がまだ固定資産課税台帳に登録されていない場合や、地目の変換などの事情がある場合は、固定資産評価基準により評価して価格を決定します。したがって建築工事費や購入価格ではありません。
- ・宅地評価土地を平成8年1月1日から令和6年3月31日までに取得した場合は、その土地の価格が2分の1に軽減されます。

● 免税点

取得した不動産の価格（課税標準額）が、次の場合には、不動産取得税は課税されません。

区 分	免税点
土地の取得	10万円未満
家屋の建築（新築・増築・改築）による取得	1戸につき 23万円未満
家屋の取得（建築以外による取得）	1戸につき 12万円未満

3 申告と納税は

● 申 告

不動産を取得した日から60日以内に不動産の所在地を管轄する県税事務所に不動産取得申告書を提出してください。（三重県のホームページからもダウンロードできます。）

ただし、この期間内に不動産登記の申請をした場合は不要です。

● 納 税

県税事務所から送付される納税通知書により、通知書に記載された納期限までに納めてください。

●非課税

次の場合(主なもの)には、不動産取得税は課税されません。

- ・相続(包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む)による不動産の取得
※相続時精算課税制度を利用した贈与や、死因贈与により不動産を取得した場合は、課税となります。
- ・法人の合併又は政令で定める分割による不動産の取得
- ・学校法人、宗教法人などが本来の事業の用に供する不動産の取得
- ・公共の用に供するための道路などの用地の取得
- ・社会福祉法人、医療法人などによる政令で定める事業の用に供する不動産の取得
- ・法令で定める社会福祉事業の用に供する不動産の取得

非課税となる用途に供する目的で不動産を取得した場合で、県税事務所の調査時にはまだ非課税となる要件を満たしておらず、課税後に非課税となる要件を満たすこととなったときは、非課税規定が適用される場合があります。

また、これらの他にも、非課税の規定がありますので、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

●減 免

次の場合(主なもの)には、不動産取得税が減免されます。

- ・災害によって滅失、損壊した不動産に代わる不動産を3年以内に取得したとき
- ・住宅の建設又は宅地の造成を業とする方が住宅建設又は宅地造成に関連して、公共の用に供する土地を取得し、これを国又は地方公共団体に無償で譲渡する場合

また、これらの他にも、減免措置がありますので、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

●軽減措置

(1)住宅の取得に対する軽減

◎住宅を建築した場合(新築未使用の住宅(建売住宅等)を取得した場合も含みます。)

取得した住宅が表1の要件にあてはまる場合には、「特例適用住宅」として、表1の控除額が不動産の価格から控除されます。

表1

控除の要件	不動産の価格から控除される額
住宅(共同住宅等にあつては独立的に区画された一の部分)の床面積が、50㎡以上240㎡以下(戸建以外の貸家住宅については40㎡以上240㎡以下) ※増・改築した場合は、増・改築後の住宅全体の床面積をいいます。 また附属家屋(物置・車庫など)を新築した場合は、既存の家屋などの住宅の床面積を合わせた床面積をいいます。(注1)	特例適用住宅1戸(共同住宅等にあつては独立的に区画された一の部分ごと)につき1,200万円(住宅の価格が控除額未満である場合はその額を控除)(注2)

(注1)軽減対象となった住宅を建築または取得してから1年以内に、物置や車庫等の附属家屋を新築、またはその住宅に増築した場合で、その前後の住宅床面積を合わせて240㎡を超えるときは、この軽減が受けられなくなりますのでご注意ください。

(注2)特例適用住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に規定する認定長期優良住宅で、平成21年6月4日から令和6年3月31日までに取得された場合は、上記控除額が1,300万円(住宅の価格が控除額未満である場合はその額を控除)

◎個人が、耐震基準適合既存住宅を取得した場合

取得した住宅が表2の要件のすべてにあてはまる場合で、その住宅を取得された方自らが居住するために取得した場合には、「耐震基準適合既存住宅」として、その住宅が新築された時期に応じて、次ページの表3の控除額が不動産の価格(住宅の価格が控除額未満である場合はその額)から控除されます。

表2

住宅の要件	床面積	新築年月日等による要件
新築後まだ人の居住の用に供されたことがない住宅以外の住宅	50㎡以上 240㎡以下	下記の①又は②のいずれかに該当 ①昭和57年1月1日以後に新築されたものを取得 ②昭和56年12月31日以前に新築されたものであるが地震に対する安全性に関して政令で定める基準に適合することにつき、「耐震基準適合証明書」、「建設住宅性能評価書」、「既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類」のいずれかにより証明されたものを取得(※)

(※)「耐震基準適合証明書」又は「建設住宅性能評価書」は、当該住宅の取得の前2年以内に調査が終了したものであって、かつ、当該住宅の取得の前2年以内に証明書(評価書)が交付されたものに限り、かつ、既存住宅売買瑕疵担保責任保険に係る契約については、当該住宅の取得の前2年以内に締結されたものに限り、適用されます。

表3

新築年月日	控除額(1戸につき)
平成9年4月1日以後	1,200万円
平成元年4月1日から平成9年3月31日まで	1,000万円
昭和60年7月1日から平成元年3月31日まで	450万円
昭和56年7月1日から昭和60年6月30日まで	420万円
昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで	350万円
昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで	230万円
昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで	150万円
昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで	100万円

(注1) 個人が、平成26年4月1日以後に耐震基準適合既存住宅でない住宅を取得した場合でも、取得日から6か月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合していることの証明書等を県税事務所に提出し、自己の居住の用に供したもののについては、上記と同等の軽減が受けられる場合があります。

(注2) 宅地建物取引業者が新築後10年以上経過した住宅を取得して2年以内に、一定の改修工事を行った後に個人に譲渡し、その個人がその住宅を自己の居住の用に供したもののについては、住宅及びその住宅用の土地に係る軽減を受けられる場合があります。(住宅の取得は平成27年4月1日から令和7年3月31日まで、その住宅用の土地の取得は平成30年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得に限ります。)

(2) 住宅用土地の取得に対する軽減

取得した土地が次のいずれかに該当する場合は下表の右欄の額が減額されます。

適用される場合			税額から減額される額
新築住宅等 新築未使用住宅用土地	新築住宅等用地	① 土地を取得した日から 3年以内 (※)に、その土地の上に 特例適用住宅 (前ページの表1の要件に当てはまるもの)が新築された場合(令和6年3月31日までの土地の取得に限ります。 ただし、取得した土地を引き続き所有している場合、又は、特例適用住宅の新築が当該土地の取得者から当該土地を取得した者により行われた場合に限ります。	次のいずれか高い額 ◎45,000円 ◎ $\left[\begin{array}{l} \text{土地 } 1\text{m}^2 \text{ 当たりの価格} \\ \text{〔評価額〕} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{住宅の床面積} \times 2 \\ \text{(限度 } 200\text{m}^2 \text{)} \end{array} \right] \times \frac{3}{100}$ ※土地1㎡当たりの価格は、宅地評価土地の場合、2分の1に軽減された後の価格です。
	新築未使用住宅(マンションなど)用地	② 土地を取得した者が、その土地を取得した日 前1年以内 に、その土地の上に 特例適用住宅 を新築していた場合	
	新築未使用住宅(建売住宅・用土地)	③ 自己の居住の用に供しない新築未使用の 特例適用住宅 とその住宅用の土地をその特例適用住宅が新築された日から 1年以内 に取得した場合(土地と住宅の取得者が同一であること。)	
	新築未使用住宅(建売住宅・用土地)	④ 自己の居住の用に供する新築未使用の 特例適用住宅 とその住宅用の土地を取得した場合(住宅と土地の取得者が同一であること。住宅と土地の取得日が異なるときは、土地の取得日の前後1年以内に特例適用住宅を取得していること。)	
既存住宅用地	耐震基準適合	⑤ 自己居住用の 耐震基準適合既存住宅 (前ページの表2の要件に当てはまるもの)とその住宅用の土地を取得した場合(住宅と土地の取得者が同一であること。住宅と土地の取得日が異なるときは、土地の取得日の前後1年以内に 耐震基準適合既存住宅 を取得していること。)	※ 新築住宅等・新築未使用住宅用地及び耐震基準(不)適合既存住宅用地の減額に対する特例適用住宅及び既存住宅の要件は、土地の取得日における要件です。
既存住宅用地	耐震基準不適合	⑥ 自己居住用の 耐震基準不適合既存住宅 (上記の表3の(注1)の要件をすべて満たす場合)とその住宅用の土地を取得した場合(住宅と土地の取得者が同一であること。住宅と土地の取得日が異なるときは、土地の取得日の前後1年以内に 耐震基準不適合既存住宅 を取得していること。)	

(※) 平成16年4月1日から令和6年3月31日までの土地の取得で、政令で定める独立的に区画された部分が百以上ある共同住宅等で、土地を取得した日から当該共同住宅等が新築されるまでの期間が3年を超えると見込まれることについてやむを得ない事情があると認めた場合は4年以内。

(3) 公共事業にご協力いただき、譲渡等した不動産に代わる不動産を取得した場合の軽減

国や地方公共団体が行う公共事業の用に供するため、補償金を受けて不動産を収用され、又は譲渡された方が、その不動産に代わる不動産を収用（譲渡）後2年以内又は収用（譲渡）前1年以内に取得した場合は、不動産取得税の課税標準額の控除又は不動産取得税の減額が受けられます。（宅地評価土地の価格は、特例が適用された後の価格で計算されます。）

この軽減を受ける場合は、収用され又は譲渡したことを証明する契約書^{※1}あるいは公共事業を行う者の発行する証明書^{※2}（収用証明書）のいずれかに、収用され又は譲渡した不動産の固定資産評価証明書^{※2}（収用又は譲渡契約等を締結した時と同一年のもの）を添えて申し出てください。（※1と※2は写し可です。）

●納税の猶予が受けられる場合

取得した不動産が次のような、一定期間内に不動産取得税の軽減を受ける要件を満たす予定であることについて申告をした場合は、一定期間に限って、軽減される予定額の納税が猶予されます。納税の猶予を受ける場合は、納税通知書に記載されている納期限までに手続きをしてください。

納税が猶予される場合	猶予期間
土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築されることが確実な場合。ただし、取得した土地を引き続き所有する場合、又は、特例適用住宅の新築が当該土地の取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限りします。（令和6年3月31日までの土地の取得に限りします。）	3年以内
土地を取得した者がその土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅を取得するとき	1年以内
公共事業のために不動産を収用・譲渡の予定である不動産に代わる不動産を、収用・譲渡の前1年以内に取得したとき	1年以内
譲渡担保財産の設定の日から2年以内に、その譲渡担保財産により担保される債権の消滅により担保権者から設定者にその譲渡担保財産を移転するとき	2年以内

〔申告に必要な書類（住宅が新築される場合）〕

ア 不動産取得税徴収猶予申告書

※アは、各県税事務所にあります。（三重県のホームページからもダウンロードできます。）

イ 建築確認済証又は建築業者の建築を証する書類（写し可）

ウ 平面図（写し可）

その他の場合の詳細については、県税事務所へお問い合わせください。

1 納める方は

毎年1月1日現在で、市町内に固定資産（土地、家屋及び償却資産）を所有している方。

所有している方とは、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については登記簿又は家屋補充課税台帳に、償却資産については償却資産課税台帳に、それぞれ登記又は登録されている方です。

2 納める額は

課税標準額 × 1.4%

※固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに、課税標準額を算定します。

※名張市の税率は、平成28年度から「1.7%」。詳しくは名張市にお問い合わせください。

3 申告と納税は

毎年1月1日現在の所有者が、市町から送付される納税通知書により、市町の条例に定められた納期（通常4月、7月、12月、2月）に納めます。

なお、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の内容等を1月31日までに申告します。

●固定資産とは

固定資産とは、土地、家屋、償却資産を総称したもので、次のものをいいます。

[土地] 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、その他の土地

[家屋] 住家、店舗、工場、倉庫、その他の建物

[償却資産] 構造物、機械、装置、工具、器具、備品、車両、運搬具、船舶、航空機などの事業の用に供することができる資産で、法人税または所得税で減価償却の対象となる資産。ただし、自動車税種別割、軽自動車税種別割がかかる自動車等は除きます。

●資産譲渡後の納税義務者は

固定資産税は、1月2日以降に所有権の移転が行われても、その年の納税義務者は変更されません。

なお、売買契約などで、固定資産税の負担割合を売主と買主の所有期間で按分することがありますが、これは、あくまでも当事者間の約束にとどまります。

●価格（評価額）とは

固定資産の価格とは、適正な時価をいい、一般的には、正常な条件の下において成立する取引価格をいいます。その価格は、総務大臣が定める固定資産評価基準にしたがって、市町長が決定します。（償却資産については、知事または総務大臣が価格を決定することがあります。）

●土地・家屋の価格は

土地・家屋の価格は、3年ごとに見直し（評価替え）を行います。この評価替えの年度を基準年度とありますが、その基準年度において決定された価格は、原則として3年間据え置かれます。（現在の基準年度は令和3年度です。）

ただし、土地については、令和4年度及び令和5年度において地価の下落傾向がみられる場合には、市町長の判断により、その価格を修正する特例措置がとられる場合があります。

●免税点は

次の場合には、固定資産税は課税されません。

区 分	免税点
土地	課税標準額が30万円未満
家屋	課税標準額が20万円未満
償却資産	課税標準額が150万円未満

●住宅用地の申告

住宅用地の認定のため、次のような場合には、「固定資産税の住宅用地等申告書」の提出が必要です。

- ①住宅を新築・増築した場合
- ②住宅を全部または一部取り壊した場合
- ③家屋の用途を変更した場合(住宅から店舗に、店舗から住宅に変更するなど)

●住宅用地の特例措置

住宅用地とは、住宅の敷地となっている土地をいい、住宅の延床面積の10倍を限度とします。住宅用地については、課税標準の特例措置が次のようになります。なお、特例措置の対象となるのは、毎年1月1日(賦課期日)現在、住宅用地である土地です。

- ①小規模住宅用地(200㎡までの住宅用地) $\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1/6$
- ②一般住宅用地(200㎡を超える部分の住宅用地) $\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1/3$

●土地に対する負担調整措置

宅地等における税負担については、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準(今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合)を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられており、令和3年度から令和5年度までの間についても、当該措置が継続されています。

[土地の負担調整措置の計算方法]

固定資産の価格 $\times$ 税率(本則課税) > 宅地等調整固定資産税額 の場合には、宅地等調整固定資産税額が当該年度分の固定資産税額となります。

(1) 宅地等調整固定資産税額 = {前年度分の固定資産税の課税標準額 + 新評価額
($\times$ 住宅用地特例率(1/6又は1/3)…住宅用地の場合) $\times$ 5%} $\times$ 税率

(2) 負担水準の算出方法

商業地等の宅地	住宅用地
$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100(\%)$	$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率}(1/6 \text{ 又は } 1/3)} \times 100(\%)$

(3) 課税標準額

商業地等の宅地		住宅用地	
負担水準	課税標準額	負担水準	課税標準額
70%超	新評価額 $\times$ 70%	100%超	新評価額 $\times$ 住宅用地特例率
60%以上70%以下	前年度課税標準額		
60%未満	前年度課税標準額 + 新評価額 $\times$ 5%…①	100%以下	前年度課税標準額 + 新評価額 $\times$ 住宅用地特例率 $\times$ 5%…②
① > 新評価額 $\times$ 60%	新評価額 $\times$ 60%		
① < 新評価額 $\times$ 20%	新評価額 $\times$ 20%	② < 新評価額 $\times$ 住宅用地特例率 $\times$ 20%	新評価額 $\times$ 住宅用地特例率 $\times$ 20%

●新築住宅に対する軽減措置

一定の要件を満たす新築住宅については、新築後3年間(3階建以上で耐火構造の住宅は、新築後5年間)に限り、120㎡までの居住用部分に相当する固定資産税額の1/2が軽減されます。

また、「長期優良住宅」として認定された新築住宅については、新築後5年間(3階建以上で耐火構造の住宅は、新築後7年間)に限り、120㎡までの居住用部分に相当する固定資産税額の1/2が軽減されます。

●縦覧制度と審査の申出

閲覧は、固定資産の所有者の住所及び氏名や価格などが登録された固定資産課税台帳の内容を所有者や関係者の方(借地・借家人など)に確認していただくための制度で、常に固定資産課税台帳をお見せしています。

縦覧は、固定資産税の納税者の方が、本人の土地や家屋の価格と他の土地や家屋の価格との比較ができる制度で、4月1日から4月20日又は最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの期間、固定資産の所在や価格などが記載された土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿をお見せしています。

閲覧または縦覧の際には、身分証明書など所有者本人の確認ができるもの、代理人の場合は、委任状等と代理人本人の確認ができるものをご持参ください。

固定資産課税台帳に登録された事項について不服のある場合、価格については市町の固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができ、価格以外の事項に関しては市町長に不服申立てができます。

県固定資産税

県税

本来は市町村税ですが、市町の財政上の均衡を図る見地から、法律で定める一定限度以上の償却資産に対して県が課する税金です。

1 納める方は

一定限度以上の償却資産の所有者

2 納める額は

市町が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額×1.4%

3 申告と納税は

●申告

毎年1月31日までに申告します。

●納税

県税事務所から送付される納税通知書により4月、7月、12月、2月に納めます。

都市計画税



原則として都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋に対してかかる税金で、その収入は、都市整備などの費用にあてられる目的税です。

1 納める方は

固定資産税の課税対象のうち、原則として都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者。

この所有者は、固定資産税における所有者と同じ。

2 納める額は

土地・家屋の価格^(※) × 税率

(※)は、原則として固定資産税における固定資産の価格と同じ。

税 率	市 町
0.3%	津市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、亀山市
0.2%	四日市市、桑名市、鈴鹿市、鳥羽市

(注)三重県では、左記以外の市町においては都市計画税は課税されていません。

3 申告と納税は

毎年1月1日現在の所有者が、市町から送付される納税通知書により、固定資産税とあわせて市町の条例で定められた納期(通常4月、7月、12月、2月)に納めます。

事業所税



1 納める方は

四日市市内に所在する事業所等(事務所・店舗・工場・倉庫など)で事業を行う法人または個人

2 納める額は

納税義務者		税 率
資産割	四日市市内の事業所床面積の合計が1,000平方メートルを超える法人または個人	事業所床面積1平方メートルにつき、600円
従業者割	四日市市内の従業者数の合計が100人を超える法人または個人	従業者給与総額の、100分の0.25

3 申告と納税は

法人の場合は事業年度終了の日から2月以内、個人の場合は翌年3月15日までに四日市市に申告し、納めます。

消費税 国税 ・ 地方消費税 県税

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。

消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税されます。地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実などのために設けられたもので、国内取引に課される譲渡割と輸入取引に課される貨物割があります。

消費税は、事業者が納める税金ですが、商品などの価格に上乗せされ、最終的には消費者の負担となります。

なお、平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税収入の使途が明確化され、国分の消費税については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障 4 経費）に充てるものとされました。

また、地方消費税収入（引き上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障 4 経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年10月1日より、消費税率及び地方消費税率が引き上げられ、この引き上げと同時に「酒類・外食を除く飲食料品の譲渡」及び「週 2 回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡」を対象に軽減税率制度が実施されています。

1 納める方は

①国内取引

資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供を事業として対価を得て行う個人事業者と法人

②輸入取引

外国貨物を保税地域から引き取る方

2 納める額は

●消費税

①国内取引

原則として 課税売上げ(税抜き) × 税率(※ 1) - 課税仕入れ(税抜き) × 税率(※ 1)

なお、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度（みなし仕入れ率）が選べます。

②輸入取引

(関税課税価格 + 関税等) × 税率(※ 1)

●地方消費税

消費税額 × 税率(※ 2)

		消費税 (※ 1)	地方消費税 (※ 2)	合計
令和元年10月1日～	標準税率	7.8%	22/78 (2.2%)	10%
	軽減税率	6.24%	22/78 (1.76%)	8%

3 申告と納税は

①国内取引

・個人事業者

原則として、1月1日～12月31日の期間分として、翌年の3月末日までに税務署に確定申告し、納めます。

・法人

原則として、課税期間の末日の翌日から2か月以内に税務署に確定申告し、納めます。

※「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することができます。

②輸入取引

外国貨物を保税地域から引き取るまでに、所轄の税関に申告し、納めます。

●非課税取引とは

土地の譲渡・貸付け、社債・株式等の譲渡、プリペイドカード・商品券等の譲渡、行政手数料、社会保険医療、助産、埋葬料・火葬料、住宅の貸付けなどの取引には課税されません。

●輸出免税とは

課税事業者が、輸出取引や国際輸送などの輸出に類似する取引として行う課税資産の譲渡等については、消費税が免除されます。

●免税事業者とは

基準期間(個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度)の課税売上高が、1,000万円以下の事業者は納税義務が免除されます。

※インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

ただし、新たに法人を設立した2年間は、その事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が、1,000万円以上である法人については、納税義務が免除されません。

また、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度からは、前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、納税義務が免除されないこととされました。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

さらに、平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、一定の要件に該当する特定新規設立法人について納税義務が免除されません。

●中間申告納付とは

直前課税期間における年税額(国税分の税額で判定)に応じて、中間申告と納税が必要です。

直前課税期間における年税額	48万円以下	48万円超～400万円以下	400万円超～4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要※	年 1 回	年 3 回	年 11 回
中間申告納付額		直前課税期間の年税額の1/2	直前課税期間の年税額の1/4	直前課税期間の年税額の1/12

※なお、任意に中間申告(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

●都道府県への払い込みは

国は、地方消費税の納付があった月の翌々月の末日までに、都道府県に払い込みます。それに伴い、都道府県は、徴収取扱費を国に支払います。

●地方消費税の清算とは

各都道府県に納付された地方消費税は消費に関連した基準(商業統計の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額等)によって、都道府県間において清算を行います。

●地方消費税の市町への交付は

上記の清算を行った後の金額の2分の1は、人口と従業者数により按分して、県内の市町に交付されます。

平成26年4月1日からは、上記金額の2分の1のうち、従来分は人口と従業者数で、引上げ分は人口により按分して交付しています。

令和5年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として インボイス制度が始まります

平成30年4月
国 税 庁
(令和4年12月改訂)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。
区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（令和元年7月）」をご参照ください。

1 インボイスとは

インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

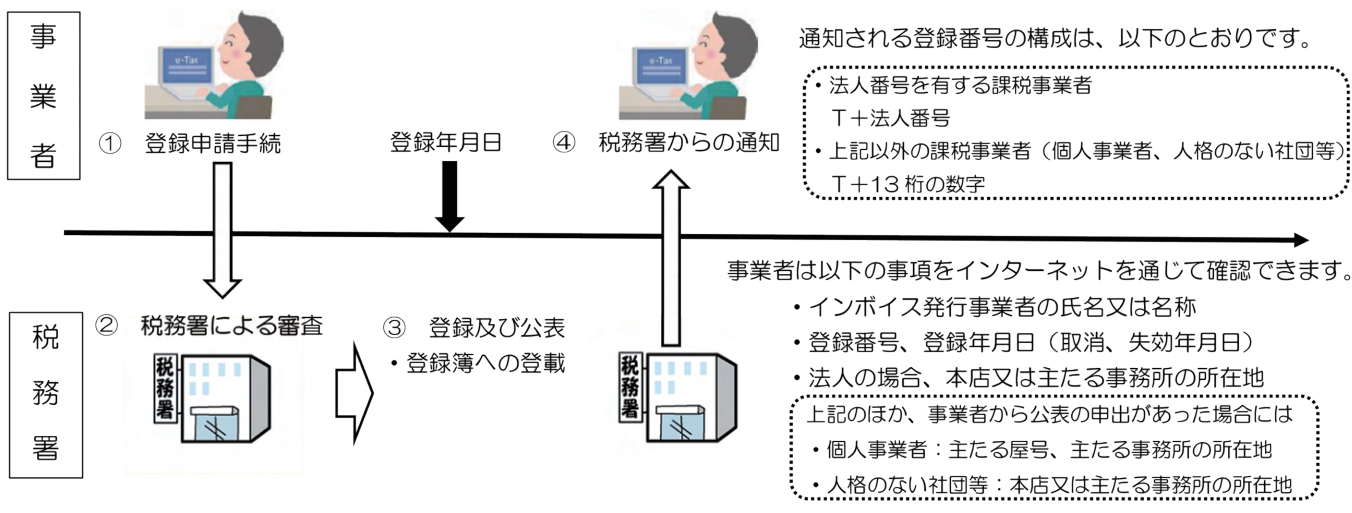
2 インボイス発行事業者登録制度

- インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。
- インボイス発行事業者となるためには、登録申請手続きを行い、登録を受ける必要があります。
なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

※ 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、「6 免税事業者の登録手続き」をご覧ください。

※ インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

～インボイス発行事業者の申請から登録まで～



《登録申請のスケジュール》

インボイス制度開始（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となるための申請手続きについては、インボイス制度特設サイトの「申請手続き」をご確認ください。

申請手続



インボイス特設サイト

特設サイト

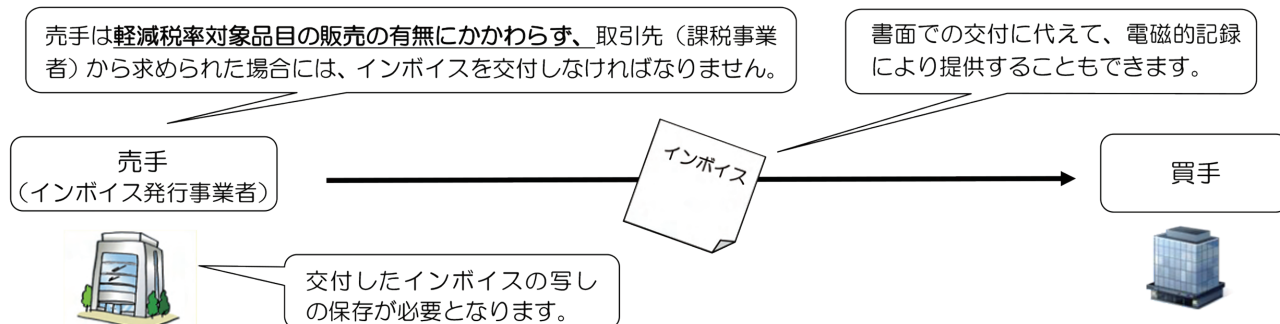
国税庁ホームページのインボイス特設サイトでは、
①説明会の開催案内、②インボイス制度について解説した動画、③インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを随時掲載しています。



3 インボイス発行事業者の義務等（売手側の留意点）

インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合（下記(2)参照）を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「簡易インボイス」（適格簡易請求書）を交付することができます。



- (注) 1 インボイス発行事業者は、交付したインボイスに誤りがあった場合には、修正したインボイスを交付しなければなりません。
 2 インボイスの交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
 (1) インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認されるおそれのある書類を交付すること。
 (2) インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付すること。

(1) インボイスの記載事項

インボイス発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一インボイス当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) 簡易インボイスの記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

(株)〇〇御中		⑥ 請求書
××年 11 月分		
11/1	牛肉 ※	5,400 円
11/2	小麦粉 ※	2,160 円
⋮		⋮
11/30	ビール	6,600 円
※ 軽減税率対象		③ 合計 87,200 円
		うち消費税 7,200 円
(10%対象 40,000 円)		⑤ 消費税 4,000 円
(8%対象 40,000 円)		⑤ 消費税 3,200 円
④		△△(株)
①		登録番号 T1234567890123

(2) インボイスの交付義務免除

インボイスを交付することが困難な以下の取引は、インボイスの交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機等により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手に対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(3) インボイスの交付方法の特例

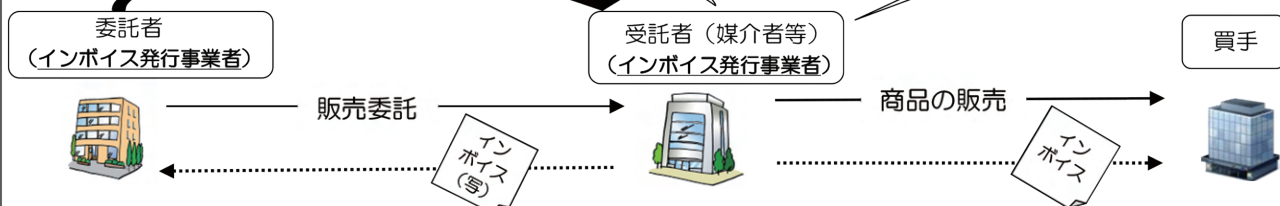
媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができます。

《インボイスの交付方法の特例の具体例：委託販売》

委託者は受託者に対し、インボイス発行事業者である旨の通知をする必要があります。

インボイスの「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを交付できます。



※ 委託者及び受託者の双方においてインボイスの写しを保存する必要があります（受託者から委託者に対して交付するインボイスの写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

インボイス制度の下では、インボイスなどの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（下記(3)参照）を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです（現行と同様）。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 対価の額

《帳簿の記載例》

総勘定元帳（仕入） ③ ※は軽減対象			
XX年 ②月 日	① 摘要	税区分	借方(円)
11 30	△△食品(※) 食料品※	8%	86,400
11 30	〇〇商事(※) 文房具	10% ④	44,000

売手

買手

電磁的記録による保存



電磁的記録の提供



(2) 請求書等の範囲

仕入税額控除のためには、以下の請求書等の保存が必要です。

- ① インボイス又は簡易インボイス
- ② 買手が作成する仕入明細書等（インボイスの記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（前記3(2)②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① インボイスの交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者がインボイス発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ インボイス発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限りません。）を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（注） 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、インボイス制度開始後は、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

インボイス制度開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

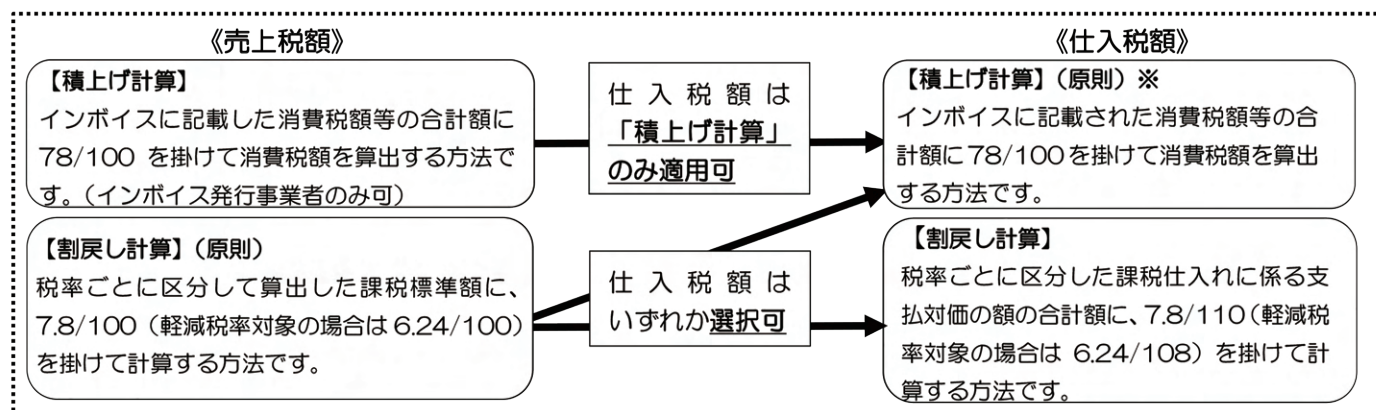
ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

- ① インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」



※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。)を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます(帳簿積上げ計算)。

6 免税事業者の登録手続

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、**登録日から課税事業者となる経過措置**が設けられています。

なお、この経過措置の適用を受けて登録申請手続を行う場合には、**消費税課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。**

(例) 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となりますので、消費税の申告が必要になります。	
免税事業者	免税事業者	インボイス発行事業者 (課税事業者)	インボイス発行事業者 (課税事業者)

インボイス発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われ
ない限り、消費税の申告が必要です。

上記経過措置の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、
免税事業者となることはできない(登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合を除きま
す。)ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、
基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

《インボイス制度に関するお問合せ先》

○ 税務相談チャットボット(インボイス制度)

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI(人工知能)を活用して、
「税務職員ふたば」が自動でお答えします。「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

○ インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)

専用ダイヤル 0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

チャットボット
ご利用はこちらから



税務職員ふたば

1 納める方は

酒類製造者（酒類を外国から輸入する場合は輸入者）

この税は販売価格に含まれ、最終的には消費者の方に負担していただくことになります。

2 納める額は

● 税 率

（令和5年4月現在）

品 目 \ 区 分	容 量 ミリリットル	アルコール分 %	酒税額 円
清酒	1,800	15.0	198.00
連続式蒸留焼酎	1,800	25.0	450.00
単式蒸留焼酎	1,800	25.0	450.00
果実酒	750	11.0	67.50
ウイスキー	700	43.0	301.00
ビール	350	5.0	70.00
発泡酒（麦芽比率25%未満のもの）	350	5.5	46.99
その他の醸造酒（発泡性②）	350	5.0	37.80
リキュール（発泡性②）	350	5.0	37.80

（注）令和5年10月1日以降、一部品目の税率の変更に伴い、酒税額が変更されます。

たばこの売渡し等にかかる税金で、たばこの価格に含まれています。

1 納める方は

小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者等

2 納める額は

製造たばこ本数(1,000本につき) × 税率

税率については、次のとおり段階的に引き上げられています。

(1) 紙巻たばこ(1,000本につき)について

	H30.10.1～	R2.10.1～	R3.10.1～
道府県たばこ税	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,692円	6,122円	6,552円
国のたばこ税(たばこ特別税を含む)	6,622円	7,122円	7,622円
合計	13,244円	14,244円	15,244円

(2) 加熱式たばこについて

加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算は、重量及び小売定価を基に、次に記載している計算式で行うこととされています。

加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値 = A + B + C

A = 加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を含む) × 0.0 (注2)

B = $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を除く)}}{0.4\text{g}} \times 0.5 \times 1.0$ (注3)

C = $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価(消費税抜き)}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格(注1)}} \times 0.5 \times 1.0$ (注3)

(注1) 「紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいいます。

(注2、3) 加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法の見直しについては、激変緩和等の観点から、平成30年10月1日から令和4年10月1日までにかけて、段階的に行われました。

期 間		(注2) の率	(注3) の率
経 過 措 置	平成30年10月1日～(第一段階)	0.8	0.2
	令和元年10月1日～(第二段階)	0.6	0.4
	令和2年10月1日～(第三段階)	0.4	0.6
	令和3年10月1日～(第四段階)	0.2	0.8
	令和4年10月1日～(第五段階)	0.0	1.0

(3) 葉巻たばこについて

令和2年度の税制改正によって、葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法が変更されました。

換算方法は下記のとおり

- ・軽量の葉巻たばこ(※)……………1本につき1本(令和3年9月30日までは0.7本)
- ・上記以外の葉巻たばこ……………1gにつき1本

※「軽量の葉巻たばこ」とは、1本当たりの重量が1g未満(令和3年9月30日までは0.7g未満)のものをいいます。

3 申告と納税は

卸売販売業者等が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納めます。

ゴルフ場(※)の利用に対し、課税される税金です。

(※)ゴルフ場とは、ホール数が18ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設及びホール数が9ホール以上で、かつ、ホールの平均距離がおおむね150m以上の施設をいいます。

1 納める方は

ゴルフ場を利用された方が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

2 納める額は

ゴルフ場の等級により定められた額です。

(1人1日につき)

等 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
納める税額	1,200円	1,100円	1,000円	950円	850円	800円	750円	650円	450円

(注)等級は、ゴルフ場の利用料金などを基準としてゴルフ場ごとに県が決定します。

3 申告と納税は

ゴルフ場の経営者が、毎月分をまとめて翌月15日までに県税事務所に申告し、納めます。

●非課税や軽減の措置は

利用条件により、ゴルフ場利用税が非課税又は軽減(2分の1課税)となります。(注1)

対 象	利用条件等	区 分
18歳未満の者、70歳以上の者の利用	なし(運転免許証、健康保険証、学生証、マイナンバーカード等年齢を証明するものの提示が必要)	非課税(注2)
障がい者の利用	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等で要件に該当する者(身体障害者手帳等の提示が必要)	非課税(注2)
学生等の利用	学校の教育活動として学校長が証明する場合	非課税(注2)
国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手の利用(注3)	当該国民スポーツ大会のゴルフ競技(予選会を含む)として、又はその公式練習のためにゴルフを行う場合	非課税(注2)
国際競技大会(閣議決定・了解されたものに限る)のゴルフ競技に参加する選手の利用	当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式練習のためにゴルフを行う場合	非課税(注2)
65歳以上70歳未満の者の利用	利用料金が、通常の料金より5分の1以上軽減した額で定められていること	2分の1課税(注3)
特定の競技会における利用	利用料金が、通常の料金より5分の1以上軽減した額で定められていること ※(公財)日本ゴルフ協会、地区ゴルフ連盟が主催する競技会 又は公式練習の利用で県の承認を受けたもの	2分の1課税
早朝・薄暮の利用	利用料金が、通常の料金より2分の1以上軽減した額で定められていること ※早朝利用の場合は午前10時以前に終了し、薄暮利用の場合は午後3時以後に開始するものであること	2分の1課税(注3)

(注1)年齢の取扱いは例のとおりです。

例: 7月11日に70歳の誕生日を迎える方が、7月10日にゴルフ場の利用を行う場合、69歳として扱います。

(注2)非課税利用の方は、ゴルフ場での受付時に対象であることを証明するものを提示し、申請をする必要があります。なお、適用は当日に限りますので、後日の申請は認められません。

(注3)当該利用にかかる料金表の表示や利用者受付場所での表示など、一般にその旨が周知されており、県の承認を受けたゴルフ場に限り適用されます。

●市町への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町に交付されます。

鉱 区 税

県税

地下の埋蔵鉱物を採掘する権利にかかる税金です。

1 納める方は

県内に鉱区をもっている鉱業権者

2 納める額は

鉱区の種類		納める額	
①砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに	年200円
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに	年400円
②砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長 1,000メートルごとに	年600円
	その他のもの	面積 100 アールごとに	年200円

(注)石油又は可燃性天然ガスの鉱区については、左記①の3分の2の額です。

3 申告と納税は

●申 告

鉱業権の取得・消滅又は住所などを変更した日から7日以内に、県税事務所へ申告します。

●納 税

毎年4月1日現在の鉱業権者が、県税事務所から送付される納税通知書により、5月末日までに納めます。(年の途中で鉱業権を取得したときは、県が指定した日までに納めます。)

鉱 産 税

市町村税

鉱物の掘採の事業を行った場合に、その鉱物の価格にかかる税金です。

1 納める方は

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

2 納める額は

鉱物の価格×1%

鉱物の価格×0.7%(毎月1日から末日までの間に掘採された鉱物の価格が市町ごとに200万円以下の場合)

3 申告と納税は

鉱業者が毎月分をまとめて、市町の条例で定められた納期に申告し、納めます。

入湯税



温泉（鉱泉浴場）の入湯客にかかる税金で、その収入は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備や観光の振興に要する費用にあてられる目的税です。

1 納める方は

温泉（鉱泉浴場）に入湯した方が、浴場の経営者等を通じて納めます。

2 納める額は

1人1日につき150円（標準税率）

（注1）1泊2日の入湯客については、通常はこれを1日として取り扱います。

（注2）四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、名張市、熊野市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、多気町、御浜町については、軽減税率を設けるなど標準税率以外の税率でも課税しています。

3 申告と納税は

浴場の経営者等が毎月分をまとめて、市町の条例で定められた納期限までに申告し、納めます。

国民健康保険税



被保険者である世帯主に対してかかる税金で、その収入は、国民健康保険事業の費用にあてられる目的税です。

1 納める方は

原則として、国民健康保険の被保険者である世帯主

2 納める額は

その年度の医療費等に基づいて、国民健康保険税の課税総額を決定したうえで、納税義務者ごとに納める額を算定します。所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割により計算されます。

算定額は、市町ごとに異なりますが、その合計額が102万円を超えることはできません。

3 申告と納税は

市町から送付される納税通知書又は年金からの天引きにより、市町の条例で定められた納期に納めます。

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟ができる資格を得ることにかかる税金で、その収入は、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てられる目的税です。

1 納める方は

三重県内で狩猟をするための狩猟者の登録を受ける方です。

2 納める額は

狩猟免許の種類などにより、次の表のとおりとなります。

狩猟免許の種類	狩猟者の登録を受ける人	右欄以外の税額	許可捕獲者・許可捕獲従事者に係る特例の税額
第一種銃猟免許 (散弾銃 ライフル銃 空気銃(圧縮ガス銃を含みます))	① 県民税の所得割額を納める人	16,500円	8,200円
	② ①の同一生計配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事している人を除く)		
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者又は扶養親族でない人	11,000円	5,500円
	④ 県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する人		
	⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者又は扶養親族		
網猟免許 又は わな猟免許	① 県民税の所得割額を納める人	8,200円	4,100円
	② ①の同一生計配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事している人を除く)		
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者又は扶養親族でない人	5,500円	2,700円
	④ 県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する人		
	⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者又は扶養親族		
第二種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガス銃を含みます))	—	5,500円	2,700円

(注1) 第一種銃猟免許の登録の際に、併せて空気銃を登録する場合には、第二種銃猟免許に係る狩猟税は課されません。

(注2) 放鳥獣猟区のための登録を受ける人の狩猟税は、上の表に掲げた「右欄以外の税額」の1/4の税額(100円未満切捨て)となります。(なお、現在三重県には放鳥獣猟区はありません。)

(注3) 放鳥獣猟区のための登録を受けた人が、後日放鳥獣猟区以外の登録を受ける場合の狩猟税は、上の表に掲げた「右欄以外の税額」の3/4の税額(100円未満切捨て)となります。

3 狩猟税の特例措置

鳥獣被害対策を支援していくため、令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録に限り、次のとおりとする特例措置が講じられています。(特例措置の適用を受けるためには、適用があるべきことを証する書類を添付してください。)

区 分	要 件	特例措置の内容(税額)
対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録	対象鳥獣捕獲員として県内の市町長により指名され、又は任命された者	課税免除
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録	狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として県内の区域で捕獲等に従事した者	課税免除
許可捕獲者又は許可捕獲従事者が受ける狩猟者の登録	狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に、県内で許可捕獲等を行った、又は許可捕獲等に従事した者	上記2の表の「右欄以外の税額」に1/2を乗じた額(上記2の表の「許可捕獲者・許可捕獲従事者に係る特例の税額」)

4 申告と納税は

狩猟者の登録を受けるとき、狩猟税証紙により納めます。狩猟税証紙は県税事務所(桑名県税事務所及び鈴鹿県税事務所以外)にて取り扱っています。

産業廃棄物税は、循環型社会の実現を目指すなかで、積極的に産業活動を支援し、産業廃棄物施策の展開を図るための財源の確保を目的とすると同時に、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化の誘因として機能するような仕組みとして、創設した法定外目的税です。

1 納める方は

産業廃棄物を排出して、三重県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場又は中間処理施設に搬入する事業者（県内・県外を問わず）

2 納める額は

下記の重量 1 トン × 1,000 円

県内の最終処分場への搬入の場合	当該産業廃棄物の重量
県内の中間処理施設への搬入の場合	当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じた重量

●処理係数は

焼却施設または脱水施設	0.10
乾燥施設または中和施設	0.30
油水分離施設またはメタン発酵施設	0.20
炭化施設	0.40
上記以外の中間処理施設	1.00

3 申告と納税は

4月1日から翌年3月31日までの搬入量について、7月31日までに申告し、納めます。

●免税点は

4月1日から翌年3月31日までの間における課税標準量（課税対象となる重量の合計）が 1,000 トンに満たない場合には、産業廃棄物税はかかりません。

●課税免除は

再生施設等に搬入した分の課税は免除になります。

※再生施設等とは、「中間処理業者の申出に基づき、再生率が0.9以上であることを知事が認めた施設」、「がれき類を破碎する施設」、「木くずの破碎施設」「発酵施設（メタン発酵施設を除く）」、「メタン発酵施設であって、申出に基づき回収能力が107Nm³/トン以上であることを知事が認めた施設」のいずれかです。

●用途は

産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てます。

●施行期日は

平成 14 年 4 月 1 日から施行しています。

みえ森と緑の県民税(県民税均等割の超過課税)

県税

森林は土砂災害の防止、水を貯え洪水や渇水を緩和するなど私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っていますが、山村地域の過疎化等により手入れが不足した荒廃森林が増えています。異常気象が増加していることも考え合わせると、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられ、「災害に強い森林づくり」を緊急に進める必要があります。また、将来にわたり「災害に強い森林」を引き継いでいくには「県民全体で森林を支える社会づくり」も進める必要があります。森林の恩恵は、全ての県民が受けていることから「みえ森と緑の県民税」を導入しています。

1 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

●県民税均等割に上乗せして納めていただきます。

	個人	法人
納める方	1月1日現在で三重県内に住所がある個人、家屋敷等を有する個人（個人の県民税均等割の納税義務者） ※前年の合計所得金額が一定金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。	三重県内に事務所等を有する法人等（法人の県民税均等割の納税義務者）
納める額	年額 1,000円 みえ森と緑の県民税を上乗せした県民税均等割額は、下記の表のとおりとなります。	資本金等の額により 年額 2,000円～80,000円（県民税均等割額の10%相当額） ※詳しくは19ページをご覧ください。
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税とあわせて、市町に納税していただきます。	法人の県民税として、従来の申告書により、県に申告納付していただきます。
適用時期	平成26年度分から	平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から
見直し期間	施行後おおむね5年ごとに見直しを行います。	
使いみちの明確化	基金に積み立て、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」のために使います。	
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、事業結果等について評価検証等を行うとともに、結果は県民のみなさんに公表します。	

平成26年度からの 個人住民税（県民税・市町村民税）の均等割額			
	県民税均等割	市町村民税均等割	合計
従来の税額	1,000円	3,000円	4,000円
みえ森と緑の県民税 （平成26年度～）	1,000円	—	1,000円
臨時特例措置 （平成26～令和5年度）	500円	500円	1,000円
合計 （平成26年度～）	2,500円	3,500円	6,000円

「個人住民税の臨時特例措置」について

東日本大震災を教訓に、各地方公共団体が平成23年度から平成27年度までの間に緊急に実施した防災のための施策の財源を確保するため、臨時特例措置として平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税の均等割額が全国的に、年間1,000円引き上げられています。
（個人県民税500円・個人市町村民税500円）
増収分は、地方公共団体が実施した防災・減災事業に充てられています。

●防災拠点の整備 ●河川の護岸整備 ●道路の法面整備
●橋などの耐震化 ●津波避難タワーなどの避難施設の整備 など

2 「みえ森と緑の県民税」の使いみち

納めていただいた税金で「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めます。

① 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって、人家や沿岸などに被害が及ばないよう、洪水緩和や土砂災害防止機能などの森林のはたらきを発揮させるため、森林の整備などを行います。
② 暮らしに身近な森林づくり	放置された里山・竹林の再生や、通学路沿いの森林整備など、暮らしに関わりの深い森林における対策により県民の皆さんの生活環境を保全します。
③ 森を育む人づくり	森林を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育の指導者の育成や、教育活動を進めます。
④ 森と人をつなぐ学びの場づくり	子どもたちをはじめ、様々な県民の皆さんに、森林や木材について学び・ふれあう場を提供します。
⑤ 地域の身近な水や緑の環境づくり	自然環境の大切さを感じてもらうため、森林や緑を楽しみ、親しむ環境をつくります。

3 問い合わせ先

●税のしくみに関すること

三重県総務部税収確保課

電話：059-224-2128 FAX：059-224-4321

●税の使いみちに関すること

三重県農林水産部みどり共生推進課

電話：059-224-2513 FAX：059-224-2070



こんな時は税金が安くなる、減免に該当するなど知っ得情報を集めました。

納税者や課税対象に特別の事情があるときには、原則として、納期限までに県税事務所に申請することによって、軽減または免除を行う制度（以下、「減免」と言う）が認められる場合があります。詳しくは県税事務所、自動車税事務所にお問い合わせください。

1 減免制度全般

●災害により損害を受けたとき

風水害や地震、火災などの災害にあわれたときに、「県税の減免」という制度があります。この制度は、いったん課税した税金のうち、原則としてまだ納期限のきていない税金を、被災の程度によって軽減または免除するというものです。^(※)

減免の対象となる税目は何種類もあり、それぞれ認められるための一定の基準が設けられています。

個人の県民税	市町が災害による減免規定を設けている場合、個人の市町村民税が減免されたときは、県民税についても同じ割合で減免されます。
個人事業税	事業用資産や生活に必要な資産について損害を受けた場合には、減免の措置があります。
不動産取得税	災害によって滅失、損壊した不動産に代わる不動産を3年以内に取得したとき、不動産を取得した日から6か月以内に災害により不動産が滅失、損壊したときには減免の措置があります。
自動車税種別割	災害により損壊した自動車を復元するために要した費用が、保険等で補填を受ける金額を除いて、代わりの同種同型の新車を購入する場合の購入価格(当該被害を受けた自動車の新車時における自動車税環境性能割の課税標準額)の1/5を超えるときには、減免の措置があります。
自動車税(軽自動車税)環境性能割	災害により滅失または損壊(修理不可能なものに限る。)した自動車に代わる自動車を、災害を受けた日から3か月以内に取得したときには減免の措置があります。

(※)個人事業税については、災害を受けた日以後に納期限の到来する当該年度分が対象となります。

(※)自動車税種別割については、災害を受けた日の属する当該年度分が対象となります。

(※)自動車税種別割及び自動車税(軽自動車税)環境性能割にかかるものについては、交通事故を除きます。

●生活保護法により生活扶助を受けているとき

個人の県民税	個人事業税
--------	-------

●公用、公共または公益のために使用するとき

自動車税種別割	公益のために直接専用する自動車と認められる場合には、減免の措置があります。
不動産取得税	公用または公共の用に供される不動産には、非課税、減免の措置があります。▶ 45ページ

●過疎地域・半島振興地域などにおいて一定の事業に供する設備を新增設等したとき

事業税(個人・法人(所得割のみ))、不動産取得税、県固定資産税(大規模償却資産)について、一定の要件(地域・業種・取得価額等)に該当する場合、課税の特例措置(課税免除または不均一課税)があります。

2 自動車にかかる税金

環境負荷の小さい自動車を購入すると自動車税(軽自動車税)環境性能割や自動車税種別割が安くなります。 ▶ 28~31、34 ページ

身体に障がいのある方等のために使用する自動車には減免の制度があります。 ▶ 36~38 ページ

相続による自動車の取得には、自動車税(軽自動車税)環境性能割はかかりません。 ▶ 27 ページ

自動車の取得価額が50万円以下の場合には、自動車税(軽自動車税)環境性能割はかかりません。 ▶ 27 ページ

自動車を抹消登録した場合、自動車税種別割は月割課税になります。抹消登録、名義変更の手続きは確実に！ ▶ 33 ページ

3 不動産取得税

取得の時期により、新築住宅や中古住宅の取得に軽減や控除の措置があります。 ▶ 45~46 ページ

住宅用土地の取得に軽減措置があります。 ▶ 46 ページ

相続による取得、公共の用に供するための道路の用地の取得など不動産取得税の非課税の措置があります。 ▶ 45 ページ

公共事業の用に供するために不動産を収用され、または譲渡をした日から2年以内又は、前1年以内に代替不動産を取得した場合は、軽減措置があります。 ▶ 47 ページ

4 軽油引取税

モーターボートなどの船舶や農林業機械に使う軽油は免税措置があります。 ▶ 41~42 ページ

5 ゴルフ場利用税

非課税や1/2になる場合があります。 ▶ 60 ページ

6 県民税利子割

寡婦、身体障がい者の方、勤労者の方等が行う預貯金の中には非課税になるものがあります。 ▶ 25 ページ

こんなときはご相談ください

災害その他の事情により、一時的に税金を納期限までに納めることができない場合は、そのまま放置せずに所管の県税事務所ににご相談ください。事情によっては、納税の猶予などが認められる場合があります。

そのまま放置されると・・・。

納期限を過ぎると、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状が届いても納付がない場合は、差押えなどの滞納処分を受けることになります。

納税の猶予

県税を一括で納付することが困難な理由がある場合で法令等の一定の要件に該当する場合は、県税事務所に申請することにより、差押えや財産の換価(売却)などが猶予される制度があります。

※「換価」とは、差し押さえた財産を売却し、滞納となっている税金に充てるための強制的手続きのことです。

○徴収猶予

下記のいずれかの理由によって、県税を一括で納付できないと認められるときに、所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税が猶予される制度です。

- ①財産について災害を受けたこと、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかったこと、又は負傷したこと
- ③事業を廃止したこと、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

※①から④を理由とする場合の申請については、期限はありません。⑤を理由とする場合の申請期限は、その納付すべき税額が確定した県税の納期限までです。

○換価の猶予

県税を一括で納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、その県税の納期限から6か月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。

※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

○猶予を受けるための手続

提出する書類

- ・「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ・「財産収支状況書」
※猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。
- ・担保の提供に関する書類（猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合）
- ・災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）
※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書・確定申告書など

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保(土地、建物、有価証券、保証人の保証など)の提供が必要です。

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が50万円以下である場合
- ・担保として提供することができる財産がないなど特別な事情がある場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合

○猶予が認められると

- | | |
|---------|---|
| 【徴収猶予】 | ①新たな差押えや換価(売却)などの滞納処分の執行を受けません。
②既に差押えを受けている財産がある場合には、県税事務所に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
③徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。 |
| 【換価の猶予】 | ①既に差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
②差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予(又は差押えが解除)される場合があります。
③換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。 |

○猶予期間と分割納付

- ・猶予期間は、1年の範囲内で申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できる期間に限られますので、申出のあった納付計画が認められるとは限りません。
※猶予期間は原則として1年の範囲内ですが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により猶予期間の延長(当初の猶予期間と合わせて最長2年)が認められる場合があります。
- ・猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。
※収入が年金のみの場合など、やむを得ない理由がある場合は隔月等にできる場合もあります。

○猶予の取消し

- 猶予が認められた後、次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。
- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がないとき
 - ・猶予を受けている県税以外に新たに納付すべき県税が滞納となったとき など

納期限の延長

災害などにより、期限までに申告や納税ができないときは、その災害などがやんだ日から2か月以内に限り、申告期限又は納期限が延長される場合があります。

更正の請求

法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税(軽自動車税)環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物税については、申告書を提出した後、納付・納入した税額が多すぎたときは、法定納期限から5年以内ならば、その税額を減額するよう更正の請求をすることができます。

不服の申立て(審査請求)や訴訟

県税の課税や徴収などの処分について不服があるときは、地方税法のほか、行政不服審査法や行政事件訴訟法により、不服の申立てや訴訟の権利が保障されています。

不服申立てができる期間	県税の課税や徴収などの処分について不服がある場合は、原則としてその処分があったことを知った日(例えば、納税通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に審査請求ができます。納税通知書、更正・決定通知書、督促状などに不服の申立てができる旨の記載があります。
審査請求書	必ず書面(正副2通)で三重県知事あてに、なるべく処分をした県税事務所等を経由して提出してください。
訴訟	訴訟(処分の取消しの訴え)は、不服申立てに対する知事の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として提起することができます。また、知事へ審査請求書を提出して3か月を経過しても裁決がないときなどの場合にも出訴することができます。

税の電子申告・電子納税

地方税の電子申告を行うには



【エルタックスとは】

エルタックス (eLTAX) はインターネットを利用して地方税の電子申告や申請・届出、電子納税ができるシステムです。

三重県の法人県民税・法人事業税・特別法人事業税等をエルタックスで簡単申告！

利用時間等のご案内

利用時間：平日の8:30～24:00（繁忙期（1/15～3/15）は 0:00～24:00）（なお、年末年始（12/29～1/3）を除きます。毎月最終土曜日及び翌日の日曜日は利用できます。）

利用できる県税：法人県民税、法人事業税（特別法人事業税を含みます。）
県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割

利用方法：利用届出 → 電子申告、申請・届出、電子納税の順での手続きとなります。

eLTAXの利用届出手順

eLTAXを利用するには以下の手続きが必要です。

- ①電子証明書の取得：商業登記認証局、公的個人認証局、その他特定の認証局のいずれかが発行した電子証明書が必要です。
- ②利用の届出：eLTAXホームページの「PCdesk (WEB版)」から利用届出を行うことができます。
- ③手続き完了通知：利用届出手続きの送信結果画面に表示される利用者IDと仮暗証番号は印刷して保管してください。利用届出手続き後、ただちに利用者IDが有効になります。
- ④PCdeskの入手：eLTAX利用のための「PCdesk (DL版)」をPCdesk (WEB版)の利用者メニューからダウンロード・インストールします。

電子申告の申告手順

利用者IDとPCdeskなどのeLTAX対応ソフトが必要です。

- ①申告データの準備：PCdeskで利用届出時に入力した情報等をもとに申告データの「ひな型」を作成します。
- ②申告データの作成：PCdeskまたはeLTAX対応の市販税務会計ソフトで申告データを作成し、電子署名を行います。
- ③申告データの送信：eLTAXポータルセンターに接続し、データを送信します。
- ④受付結果の確認：利用者ごとに用意されるメッセージボックスで受付結果を確認します。

電子納税の利用手順

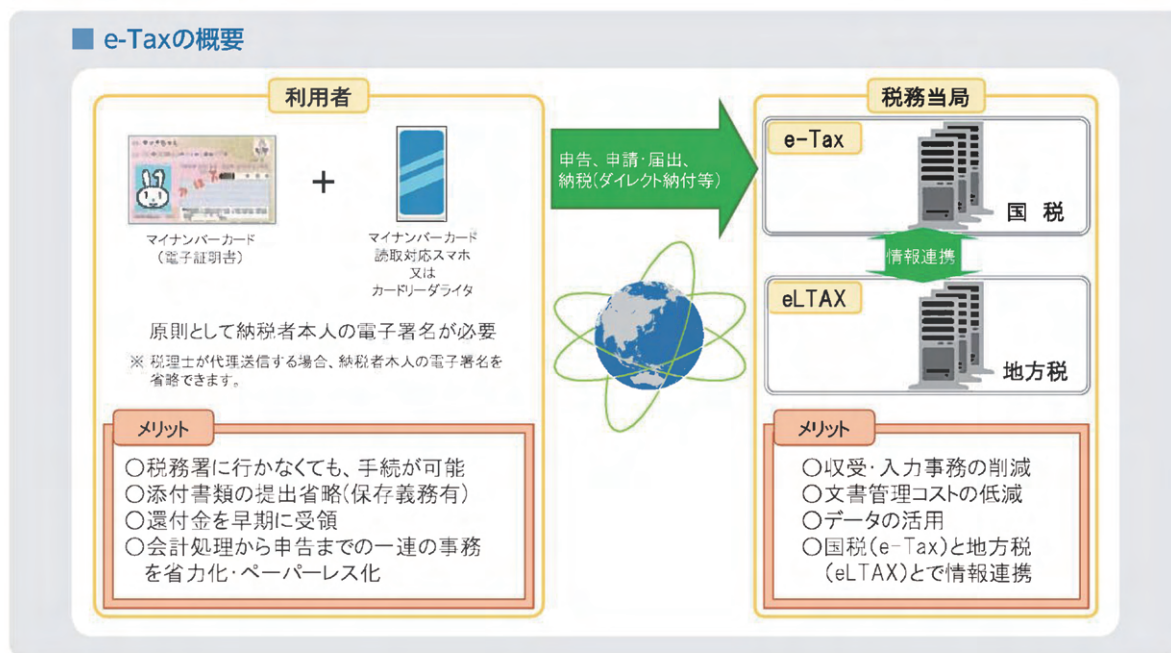
- ①納付情報の発行依頼：申告データ又は納付用の基本情報を入力して、納付情報の発行依頼を行います。
- ②納付情報の確認と納付：発行された納付情報を確認し、ダイレクト納付や、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードなどにより、納付を行います。（金融機関により、利用可能な納税方法が異なります。）
- ③留意事項：ダイレクト納付を利用する場合は、事前に口座情報の登録が必要になります。金融機関の審査に日数を要するため、ご注意ください。また、インターネットバンキングを利用する場合は、金融機関への利用の申し込みが必要になります。また、R5.4.1からクレジットカードでの納付ができるようになりました。

お問い合わせ先

利用手続きやPCdeskの操作方法等詳細な内容については、eLTAXのホームページ (<https://www.eltax.itago.jp/>) またはヘルプデスク (電話 0570-081459) をご利用ください。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)

e-Taxとは、所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、印紙税、酒税、揮発油税、石油ガス税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続きを税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができるものです。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用することができます。



e-Taxの利用可能時間

- 通常期
 - ・ 火曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）
24時間 （注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。
 - ・ 月・土・日・休祝日（メンテナンス日を除きます。）
8時30分～24時
- 所得税等の確定申告時期
 - ・ 全日（土日祝日等を含みます。）
24時間（メンテナンス時間を除きます。）

お問い合わせ先

- e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）
- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関する質問

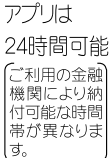
0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

【受付時間】 月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

なお、ご利用の電話機によっては、ナビダイヤルにつながらない場合があります。その場合は、03-5638-5171（通常の電話料金）をご利用ください。

県税を納める場所

県税は、次の金融機関などで納めることができます。

区 分		名 称		利用時間	対象税目
県の事務所		県税事務所		8:30 ～ 17:00	個人県民税、地方消費税を除く県税。 なお、ペイジー、口座振替の場合は以下のとおりです。 ・ペイジー(注1) 自動車税種別割 不動産取得税 個人事業税 ・口座振替(注2) 自動車税種別割 個人事業税
指定金融機関(注2)		百五銀行	国内所在の店舗	9:00 ～ 15:00 〔ペイジーの利用は各金融機関でご確認ください。〕	
収納代理金融機関(注2)	普通銀行	三十三、滋賀、愛知 三菱UFJ、みずほ、りそな	国内所在の店舗		
		中京、大垣共立、南都、十六	県内にある支店		
		紀陽	新宮支店		
		関西みらい、PayPay銀行、楽天銀行	ペイジーに限る		
信用金庫	桑名三重、新宮	国内所在の店舗	9:00 ～ 16:00 〔ペイジーの利用は各金融機関でご確認ください。〕		
	北伊勢上野、津、紀北	県内にある本店・支店			
農業協同組合等	三重県信用農業協同組合連合会 各農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会				
その他	東海労働金庫	県内にある支店			
ゆうちょ銀行	「Pay-easy(ペイジー)」マークのある納付書 全国のゆうちょ銀行・郵便局 (対象:自動車税種別割、不動産取得税、個人事業税)	 「Pay-easy(ペイジー)」マーク			
	「Pay-easy(ペイジー)」マークのない納付書 三重、愛知、岐阜、静岡県内のゆうちょ銀行・郵便局 〔上記4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納めるときは、別途専用の納付書が必要です。〕				
その他金融機関の窓口・インターネットバンキング		〔納付書にQRコードが印字されているもの〕 対応する金融機関については下記の外部サイトでご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/		各金融機関の利用可能時間	自動車税種別割
コンビニエンスストア・MMK設置店		以下に記載する国内のコンビニエンスストア等 〔納付書にバーコードが印刷されたもののみ利用可能です。〕 ●セブン-イレブン ●デイリーヤマザキ ●ファミリーマート ●ミニストップ ●ローソン ●MMK設置店 ●ヤマザキスペシャルパートナーショップ ●ヤマザキデイリーストアー ●ニューヤマザキデイリーストア (令和5年4月1日現在)		24時間 〔店舗の営業時間によります。〕	自動車税種別割 個人事業税 不動産取得税
クレジットカード		以下のマークがついているクレジットカード(決済手数料が必要です。) ●AMERICAN EXPRESS ●Diners Club ●Master Card ●VISA ●JCB (令和5年4月1日現在)		24時間	自動車税種別割 法人県民税 法人事業税 特別法人事業税 (注3)
スマートフォン決済アプリ	〔納付書にバーコードが印字されているもの〕 PayB(ペイビー)・モバイルレジ・PayPay 対応する金融機関については外部サイトでご確認ください。 (詳細はp79をご覧ください)		 アプリは24時間可能 〔ご利用の金融機関により納付可能な時間帯が異なります。〕	・バーコード 自動車税種別割 個人事業税 不動産取得税	
	〔納付書にQRコードが印字されているもの〕 地方税お支払サイトに掲載の決済アプリ (詳細はp78をご覧ください)			・QRコード 自動車税種別割	

(注1) 下線付きの金融機関等では「Pay-easy(ペイジー)」マークのついた自動車税種別割、不動産取得税、個人事業税の納付書に限り、ペイジーを利用して県税を納めることができます。(詳細は74ページをご覧ください。)

(注2) □座振替、自動払込取扱金融機関です。(関西みらい銀行、PayPay銀行、楽天銀行を除く。)
(□座振替については73ページをご覧ください。)

(注3) eLTAXで電子申告・納税をする場合に限りです。

ー ご注意くださいー

金融機関等で納付いただいてから三重県で納付の確認ができるまで3日～10日の日数を要します。

口座振替・自動払込（個人事業税・自動車税種別割）

個人事業税と自動車税種別割は、銀行等での口座振替・郵便局での自動払込による納税を実施しています。

この制度を活用していただくと、税金を納めるために銀行などへお出かけになる必要がなく、簡単、確実に納税できます。是非ご利用ください。

振替納税とは

金融機関があなたに代わって納税の手続きをするもので、お申込みのあったあなたの税金は指定された本人名義の預金（貯金）口座から、納期限日に振替えて納付されます。

（注）電話料金、水道料金などの支払いと同じような制度で、納税者の方にあらかじめ納税額をお知らせして、口座から振替します。（平成29年度から領収証書の送付は取りやめとなりました。振替（引落）金額は通帳等により確認してください。）

取扱金融機関は

三重県の公金を取り扱う銀行、信用金庫、農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局（以下、ゆうちょ銀行等）等です。詳しくは「県税を納める場所」（72ページ）を参照してください。

申込手続は

（個人事業税の場合）

納税通知書に同封されている申込用紙（ハガキ式）に必要事項を記入・押印のうえ、ポストへ投函するか管轄の県税事務所へご提出ください。

ただし、ゆうちょ銀行等の自動払込をご利用になる場合は、ゆうちょ銀行等に備え付けの自動払込利用申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ゆうちょ銀行等へご提出ください。

（自動車税種別割の場合）

取扱金融機関の窓口および県税事務所・自動車税事務所に設置されている申込用紙に必要事項を記入・押印のうえ、取扱金融機関へご提出ください。

（注）申込用紙には金融機関にお届けの印鑑を押していただきます。お出向きの際には、この印鑑をご持参ください。

自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）は

車検が口座振替する年度の7月上旬までに満了する自動車につきましては、前年度の納税証明書の有効期限を6月15日まで延長して発行しますので、県税事務所へお問い合わせください。

また、詳しくは84ページをご覧ください。

ペイジーでの納付（自動車税種別割・不動産取得税・個人事業税）

三重県が発行する納税通知書等に記載されている、収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分を使用して、パソコンやスマートフォン、ペイジー対応のATMから、ペイジー(Pay-easy)で納付できます。

ペイジーとは

金融機関のインターネットバンキング(パソコン、スマートフォン)やペイジー対応のATMから支払いができるサービスのことです。

対象となる納付書は



「Pay-easy（ペイジー）」マーク(左図)のついた自動車税種別割、不動産取得税、個人事業税(随時課税分は除く)の納付書に限り対象となります。

ペイジーを利用できる金融機関等は

令和5年4月1日現在

金融機関等	対応種別	
	インターネットバンキング (PC、スマートフォン)	ATM
南都銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行 ゆうちょ銀行・郵便局、関西みらい銀行	○	○
百五銀行、三十三銀行、十六銀行、大垣共立銀行、中京銀行 愛知銀行	○	×
PayPay銀行、楽天銀行	○	×
津信用金庫、北伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫 紀北信用金庫、新宮信用金庫	○	×
東海労働金庫	○	×
三重県内の農業協同組合	○	○
三重県信用農業協同組合連合会	○	○
東日本信用漁業協同組合連合会	○	×

(注)ただし、システムメンテナンス時間帯はご利用できません。

詳しくは「県税のページ」(<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>)をご参照ください。

納付方法及び準備は

(1) パソコン、スマートフォンの場合

取扱可能な金融機関とインターネットバンキングの契約(金融機関によっては、別途、「ペイジー利用申込」)が必要です。(ご利用口座からの引き落とし)

(2) ATMの場合

「Pay-easy（ペイジー）」マークの表示があるATM(取扱可能な金融機関に限ります)であれば、現金もしくはキャッシュカードでご利用できます。(インターネットバンキングの契約は不要です。)

(注)金融機関によっては、利用できる方法(パソコン、スマートフォン、ATM等)、時間帯が異なりますので、ご利用にあたっては、各金融機関にお問い合わせください。

自動車税種別割納税証明書の取扱い

パソコンやスマートフォン、ATMで納付されたときは、自動車税種別割納税通知書の右片に添付の納税証明書は使用できません。(領収日付印が押印されないため)

早期に納税証明書が必要な方は金融機関、郵便局等の窓口で納付してください。

なお、詳しくは84ページをご覧ください。

領収証書の取扱い

パソコンやスマートフォン、ATMで納付されたときは、領収証書が発行されませんので、ご了承ください。
ペイジーでのお支払い明細は通帳や取引明細照会にてご確認ください。

また、ATMでのお支払いの場合、ご利用明細票が発行されます。

一括納付（自動車税種別割）

自動車税種別割は、一括納付による納税を実施しています。

この制度を活用していただくと所有（100台以上）する自動車すべてに対する自動車税種別割をまとめて一枚の納付書により銀行などで納めることができます。是非ご利用ください。

一括納付とは

自動車を100台以上所有されている場合に、所有する自動車すべてに対する自動車税種別割をまとめて一枚の納付書により銀行などで納めることができるもので、大量の納付書を取り扱う必要がなくなります。

ただし、自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）については、自動車税事務所にお問い合わせください。

申込手続は

自動車税種別割一括納付申出書及び承諾書に記入して、自動車税事務所に提出していただきます。

地方税お支払サイトでの納付（自動車税種別割）

地方税お支払サイトにて、インターネットを利用してクレジットカードやインターネットバンキング等で自動車税種別割を納付することができます。

利用できる期間は

通年でご利用いただけます。

※地方税お支払サイトは納付方法によりe L T A Xの利用時間外はご利用いただけない場合があります。詳細はe L T A X地方税ポータルシステム（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

準備いただくものは

- ・e L - Q Rの印字された自動車税種別割の納付書（e L - Q Rの記載と共にQ Rコードが印字されているもの）
 - ・パソコン、スマートフォン（インターネットが利用できる環境であること）
- ※ご利用いただけるクレジットカードは地方税お支払サイトをご確認ください。
※インターネットバンキングは事前に金融機関にてお手続きが必要です。

納付方法は

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して「地方税お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）」へアクセスし、案内に従って画面を操作してください。

お支払方法は、以下からお選びいただけます。

- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード
- ・ダイレクト納付
- ・ペイジー番号発行

決済手数料は

クレジットカード納付をご利用いただく場合のみ、税額以外に決済手数料がかかります。決済手数料は以下の算定表によります。

納付額		手数料額(税抜き)	手数料額 (税込み)
1円 ～	10,000円	37円	40円
10,001円 ～	20,000円	112円	123円
20,001円 ～	30,000円	187円	205円
30,001円 ～	40,000円	262円	288円
40,001円 ～	50,000円	337円	370円
50,001円 ～	60,000円	412円	453円
60,001円 ～	70,000円	487円	535円
70,001円 ～	80,000円	562円	618円
80,001円 ～	90,000円	637円	700円
90,001円 ～	100,000円	712円	783円
100,001円 ～	110,000円	787円	865円
9,970,001円 ～	9,980,000円	74,812円	82,293円
9,980,001円 ～	9,990,000円	74,887円	82,375円
9,990,001円 ～	9,999,999円	74,962円	82,458円

複数の納付書をまとめてお手続きされた場合は、合計額で算定します。

また、「分割払い」、「リボ払い」の場合、別途クレジットカード会社が定める手数料が発生する場合がありますので、事前に各カード会社へご確認願います。

領収証書の取り扱いは

地方税お支払サイトによる納付では領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な場合は、県税事務所窓口や金融機関、あるいはコンビニで納付してください。

ただし、納付手続きの結果は、納付完了メールや、メールからアクセスできる地方税お支払サイトの納付履歴画面で確認することができます。（地方税お支払サイトの納付履歴は1年で消去されるため、納付履歴画面を印刷しての保管や納付完了メールの保存をお勧めします。）

納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の取り扱いは

地方税お支払サイトで納付されたときは、自動車税種別割納税証明書の右辺に添付の納税証明書は使用できません。（領収日付印が押印されないため）

なお、三重県では、車検時における自動車税（種別割）の納税確認が電子化され、運輸支局での納税証明書の提示が省略できます。（詳しくは84ページをご確認ください）

納税確認が可能となるのは、お支払手続きが完了した日からおおむね1週間後です。

その他留意事項は

- ・地方税お支払サイトから納付した場合、納付書等に納付済である旨記入するなどし、二重に納付されないようご注意ください。
- ・汚れや破損などのためにQRコードを読み取れない納付書等のご利用いただけません。

スマートフォン決済アプリでの納付 (自動車税種別割・不動産取得税・個人事業税)

三重県では、自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税をスマートフォン決済アプリで納付できます。

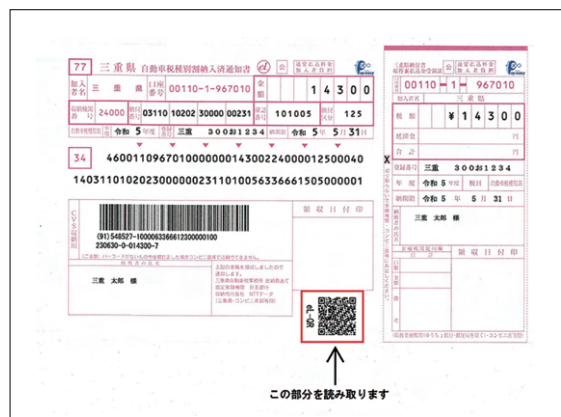
なお、利用方法はQRコードとバーコードの2種類あります。

納めることができる税目は

- QRコードによるスマートフォン決済アプリの利用
 - ・自動車税種別割
- バーコードによるスマートフォン決済アプリの利用
 - ・自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税

QRコードによるスマートフォン決済アプリでの納付

自動車税種別割の納付書等表面に「e L - Q R」の文字と共に印字されたQRコードをスマートフォン決済アプリで読み取り納付することができます。



1 準備いただくものは

- ・スマートフォン
- ・スマートフォン決済アプリ
- ・e L - Q Rの印字された自動車税種別割の納付書等
(e L - Q Rの記載と共に、QRコードが印字されているもの)

2 利用方法は

スマートフォン決済アプリにより、納付書等表面のQRコードを読み取り納付手続きを行います。アプリにより、ご利用方法は異なりますので、詳細は各アプリ事業者にお問い合わせください。

3 利用いただけるスマートフォン決済アプリは

ご利用いただけるスマートフォン決済アプリについては、e L T A X 地方税共同機構が運営する、地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>) でご確認ください。

バーコードによるスマートフォン決済アプリでの納付

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割の納付書等に印字されているバーコードをアプリで読み取ることにより、「PayPay（ペイペイ）」、「PayB（ペイビー）」、「モバイルレジ」で納付することができます。



1 準備いただくものは

- ・スマートフォン
- ・スマートフォン決済アプリ「PayPay（ペイペイ）」、「PayB（ペイビー）」、「モバイルレジ」
- ・コンビニ収納用バーコードが印字されている納付書等

2 利用方法は

詳細については、以下でご確認下さい。

PayPay ホームページ・・・<https://paypay.ne.jp>

PayB ホームページ・・・<https://payb.jp>

モバイルレジ ホームページ・・・<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/>

※利用される金融機関によりアプリが異なりますので、「利用可能な金融機関」をご確認のうえ利用してください。

※モバイルレジを利用する際は、事前にご利用になりたい金融機関でインターネットバンキングの利用申込が必要です。

領収証書・納税証明書は

- ・領収証書・継続検査用の納税証明書は発行されません。納付後に送信される支払完了通知メールやアプリ上の取引履歴、通帳の記帳によりご確認ください。
- ・納税確認の電子化により、車検時の自動車税種別割納税証明書の運輸支局への提示は省略できるようになっていますが、納付後すぐに車検を受ける場合など、納税証明書が必要な場合は県税事務所窓口や金融機関、あるいはコンビニで納付してください。

その他留意事項は

- ・アプリ事業者によっては、決済手数料が発生する場合があります。詳細は、各アプリ事業者のホームページやアプリ事業者に直接ご確認ください。
- ・QRコードによるスマートフォン決済アプリは、QRコードが印字された自動車税種別割でのみご利用いただけます。
- ・コンビニ収納用バーコードによるスマートフォン決済アプリは、バーコードが印字された自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税でご利用いただけます。なお、30万円を超える納付書等はバーコードが印字されないためご利用いただけません。
- ・アプリにより納付した場合、納付書等に納付済である旨記入するなどし、二重に納付されないようご注意ください。
- ・利用期限を経過した納付書等や、汚れ・破損などのためにQRコードまたはバーコードを読み取れない納付書等のご利用いただけません。

正しい申告・確かな納税

納税は国民の義務であり、住みよい社会を実現するためにも、税金の正しい申告や確かな納税が必要です。

決められた期限までに納めなかったり、不正な申告をしたりすると、本来の税額のほかに延滞金や加算金が課される場合があります。税金を納期限までに納めていただかなかった場合には、督促状を送付し、財産調査のうえ、差押えなど滞納処分を行うことになります。

これら滞納処分等に要する費用は、みなさんから納めていただいた税金によって支払われることとなり、納税者のみなさん全体の不利益となります。

税金は、みなさんの生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するための財源です。正しい申告と確かな納税で、よりよい三重県を共につくっていきましょう。

延滞金

県税を納期限までに納めていただかなかったときには、未納となっている本税に対し納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次の率でかかります。

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	年 7.3% (注1)(注2)(注3)	→令和5年1月1日から令和5年12月31日まで 年2.4%
納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間	年 14.6% (注4)(注5)	→令和5年1月1日から令和5年12月31日まで 年8.7%

(注1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの間、各年の特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、特例基準割合(※)で算出します。

(注2) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間、各年の特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、特例基準割合(※)に年1%の割合を加算した割合で算出します。

(注3) 令和3年1月1日から当分の間、各年の延滞金特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、延滞金特例基準割合(※)に年1%を加算した割合(上限7.3%)で算出します。

(注4) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間、各年の特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、特例基準割合(※)に年7.3%の割合を加算した割合で算出します。

(注5) 令和3年1月1日から当分の間、各年の延滞金特例基準割合(※)が年7.3%に満たないときは、延滞金特例基準割合(※)に年7.3%を加算した割合で算出します。

※特例基準割合及び延滞金特例基準割合について

○特例基準割合

- 平成12年1月1日から平成25年12月31日の間

各年の前年11月30日を経過するときの日本銀行法第15条第1項第1号の規定による商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいいます。

- 平成26年1月1日から令和2年12月31日の間

各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

○延滞金特例基準割合

- 令和3年1月1日から当分の間

各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。令和5年の延滞金特例基準割合は年1.4%です。

100円未満の端数、または全額が1,000円未満の延滞金は切り捨てます。

法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税・法人の県民税で確定申告書の提出期限の延長を受けた期間内の延滞金の率は、上記※記載の特例基準割合(令和3年1月1日以降は、平均貸付割合に0.5%を加算した割合)により変わります。

加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・軽油引取税・産業廃棄物税のように申告納付(納入)する県税について、次の加算金がかかる場合があります。

過少申告 加算金	期限内の申告税額が、 実際の税額より少ない 場合	後日、修正申告をしたり、増額の更正 を受けたとき	増差税額の 10% (増差税額が、期限内の申告税額または 50 万円のい ずれが多い金額を超える部分についてはさらに 5% を加算)
不申告 加算金	期限内の申告がなかつ た場合	期限後に申告をしたり、更正・決定を 受けたとき	増差税額の 15% (増差税額が、50 万円を超える部分についてはさら に 5%を加算) (注1)(注2)(注3)
		県の調査による更正・決定を予知しな いで、期限後に申告をしたとき	増差税額の 5%
重加算金	故意に税を免れようと した場合	期限内に申告をしている場合	増差税額の 35% (注1)(注3)
		期限後に申告をしたり、申告をしな かった場合	増差税額の 40% (注1)(注3)

(注1) 過去5年以内に同一税目で不申告加算金または重加算金を課されたことがあるときは、さらに増差税額の10%が加算されます。(平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。)

(注2) 税額が50万円を越え300万円以下の部分に対する不申告加算金の割合は20%、税額が300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合は30%となります。(令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。)

(注3) 前年度及び前々年度に不申告加算金等を徴収されたことがある又は決定すべきと認められるときに、その税目について不申告加算金又は重加算金を課される場合は、その割合に10%の加重措置がなされます。(令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。)

還付金等の還付、充当

減額や重複納付によって納めすぎとなった税金は、お返しします。

ただし、還付を受ける方に未納の税金などがあるときは、それに充当されます。

この場合、還付金等の発生理由により定められた日から還付の支出を決定した日、または充当した日までの期間に応じ、特例基準割合を用いて算出した額(100円未満の端数、または全額が1,000円未満の額は切り捨てます。)を還付または充当すべき金額に加算します。

$$\text{還付加算金} = \text{還付金額} \times \text{日数} \times \frac{\text{還付加算金特例基準割合}}{365(\text{日})}$$

※特例基準割合については、令和3年1月1日より次のとおりです。

(1) 還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とする。

(注) 上記の「還付加算金特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合(以下「平均貸付割合」という。)に年0.5%の割合を加算した割合をいう。令和5年の還付加算金特例基準割合は年0.9%です。

課税権の期間制限と徴収権の消滅時効

県税の課税や更正・決定が無制限に過去にさかのぼって行われたり、納め忘れた税金を相当の年数を経過して催告されたりすることがあると、納税者はいつまでも不安定な状態におかれることになります。

そこで、期間制限や消滅時効の制度が設けられています。

(1) 課税権の期間制限

法定納期限（納期を分けているものは、第1期分の納期限。そのつど課税できる不動産取得税などは、課税できることとなった日）の翌日から、次の期間を過ぎると課税できなくなります。

内 容		課税できる期間
①新たに課税したり増額する場合(②を除く)		3年間
②ア 不動産取得税の課税 イ 申告納付、特別徴収の方法による税、加算金の更正や決定 ウ 税額を減額するとき		5年間
③偽りや不正行為があるとき		7年間
④特例	納税者から不服申立てや訴えの提起があった場合	①、②、③の期間を過ぎても裁決や判決の日から6か月間
	決定をすることができないこととなる日前3か月以内に申告書(※1)の提出があったことに伴う不申告加算金の決定をする場合	上記②イの期間を過ぎても申告書の提出があった日から3か月間(※2)
	更正をすることができないこととなる日前6か月以内に更正請求があった場合、その更正に伴う加算金の決定をする場合	上記②ウの期間を過ぎても更正請求のあった日から6か月間
	住民税や事業税で国の所得税や法人税の更正・決定等があった場合	その処分等があった日から2年間

※1 調査による更正決定を予知して提出があったものを除きます。

※2 令和2年4月1日以後に法定納期限が到来する不申告加算金について適用します。

(2) 徴収権の消滅時効

原 則	法定納期限の翌日又は、上表④の場合の裁決や判決、処分等があった日から5年間進行すると、税の徴収権は消滅します。
時効の完成猶予及び更新	督促、差押えなどの理由がある場合は、時効の完成が猶予され、その事由が終了した時から改めて5年間の時効期間が進行(時効の更新)します。
偽りや不正があるとき	上表③の場合は、法定納期限の翌日から最長2年間は時効は進行せず、実質的な時効は7年間になることがあります。
納税の猶予をしている期間	時効は、猶予されている期間内は進行せず、この期間を過ぎると残りの時効期間が進行します。

納税証明書・納税確認書

県税の納税証明書・納税確認書が必要な方は県税事務所に申請してください。

平成 27 年 6 月から車検時における自動車税種別割の納税証明書の提示が省略できるようになりました。詳細は、次ページをご覧ください。

申請窓口

最寄りの県税事務所

申請できる方

- ①納税者本人
- ②本人の代理人
- ③法令等に基づき正当な理由を有する方



申請者の確認及び必要なもの

運転免許証・マイナンバーカード（写真付で公的機関が交付したもの）等申請者本人であることが確認できるものが必要です。

代理人の場合にはあわせて、委任状（法人の場合は本社からの委任状）・代理人選任届書などが必要です。

なお、納付後すぐに納税証明書が必要な場合には、領収書（原本）または、口座振替で納税された場合には記帳済みの通帳をお持ちください。

証明事項

納付（入）すべき額として確定した額

納付（入）した額

未納の額

納付（入）すべき額又は納付（入）した額のないこと

法定納期限等

滞納処分を受けたことのない証明

（注）令和 5 年度中に請求できるものは、法定納期限が 令和 2 年 4 月 1 日以降のものです。

ただし、未納の額については、それ以前のものについても証明をすることができます。

交付手数料

- 1 一般用の納税証明書 1 枚につき 400 円（三重県収入証紙）
- 2 自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 無料
- 3 三重県の入札時に必要な納税確認書 無料

車検時の自動車税種別割納税証明書の提示が省略できます。

平成27年6月から運輸支局と三重県のシステム連携により、自動車税種別割の納付確認が電子化されました。

これにより、車検を受ける時に必要となる自動車税種別割納税証明書の提示を省略することができるようになりました。

- ・納付後すぐ(3日～10日以内)に車検を受ける場合は、納税証明書が必要となる場合があります。
- ・納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税種別割の未納(延滞金含む)がない場合に限りです。
- ・4月1日以降県外のナンバーから三重県のナンバーになった自動車の車検用納税証明書について、三重県では発行しませんので課税している都道府県にお問い合わせください。
- ・車検を依頼されるときは、車検を依頼した業者の方が確認することがありますので、納税証明書は車検証と一緒に大切に保管してください。(納税証明書は従来どおり納税通知書に添付されています。)

納税通知書に自動車税種別割納税証明書が添付されています。

- ・この納税証明書は、車検を受ける時に必要となることがあります。
 - ・5月にお送りする自動車税種別割納税通知書の右片に、納税証明書用紙がついており、金融機関等で自動車税種別割を納付すると領収印が押印され、有効な「納税証明書」になります。(領収年月日(領収日付印)が令和5年7月1日以降(納期限が8月31日のものは10月1日以降)になっている場合は、ご使用できませんのでご注意ください。)
- 納税証明書は車検証と一緒に大切に保管しておいてください。

なお、パソコン、ATM、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイトで納付された場合、納税証明書に領収印が押印されません。

- ・紛失したときなどは、最寄りの県税事務所で再交付できます。

必要なもの：自動車検査証等

交付手数料：無料

また、口座振替で納付される場合の証明書につきましては、車検が口座振替する年度の7月上旬までに満了する自動車においては前年度の納税証明書の有効期限を6月15日まで延長しますので県税事務所へお問い合わせください。

- ・登録番号に「*****」印があるものは、前年度以前の自動車税種別割が未納(延滞金含む)となっているためです。車検を受けるには、県税事務所の窓口で未納分と今年度分を納付いただき、納税証明書の交付を受けてください。

令和 5 年度	
自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
登録番号	三重 300お1234
車台番号	NCP165- 9999999
上記の自動車に係る自動車税種別割は滞納がないことを証明します。	
三重県自動車税事務所長	
本証明書の有効期限 令和 6 年 5 月 30 日	
この証明書は、下の領収年月日が令和5年6月30日までのものに限り使用できます。	
次のものは無効です。 1. 領収印のないもの 2. 登録番号欄に*****印があるもの (未納金がある場合) 3. 訂正されたもの	領収日付印 5
納税者保管→運輸支局提示用	

納税確認書

税の基本原則である公平・公正さを確保し、滞納額の縮減を図るために、三重県では、平成13年4月1日から、入札等(見積書の提出を含みます。)に参加するときに納税確認書の提示又は提出を義務づけています。その場合に必要な納税確認書については、最寄りの県税事務所で無料で交付しています。

1 義務づけた税

(1) 県内に本社(店)を有する事業者

- すべての県税(納税確認書): 最寄りの県税事務所発行 無料
- 消費税及び地方消費税(納税証明書その3未納税額のない証明用): 税務署発行 有料

(2) 県外に本社(店)を有する事業者

- 県内に営業所等を有する場合は、当該事業者のすべての県税(納税確認書):
最寄りの県税事務所発行 無料
(県内に営業所等を有しない場合、納税確認書は原則不要ですが、要不要について提出先へご確認をお願いします。)
- 本社についての消費税及び地方消費税(納税証明書その3未納税額のない証明用):
税務署発行 有料

2 確認の方法

入札等(見積書の提出を含みます。)を行う際に、「すべての県税」と「消費税及び地方消費税」に滞納がないことを入札等の参加資格要件とし、入札時等に確認書(コピー可)の提示又は提出を義務づけています。

事業者が提示又は提出をしない場合は、当該事業者は当該入札等に参加することができない取扱いとなります。

3 有効期間

有効期間は発行日から起算して6か月とします。

事業者は、6か月の間は、発行日の同じ納税確認書(税務署の納税証明書)を提示又は提出することになります。

納税証明書、納税確認書は郵送でも請求できます。

必要事項を記入したもの、発行手数料、返信用封筒を同封の上、県税事務所へお送りください。代理人が請求する場合は、あわせて委任状・代理人選任届書などが必要です。

○必要事項

証明を希望する方(法人)のご住所、お名前(法人の場合は、法人のご住所、法人名、代表者職氏名)

証明を希望する内容(必要年度、必要税目(自動車税種別割の場合は自動車登録番号・車台番号下3桁が必要)、使用目的など)

証明書必要枚数

申請する方のご住所、お名前、電話番号、免許証等(写真付で公的機関発行のもの)のコピーなど申請者本人を確認できる書類

※納税証明書、納税確認書の交付申請書はインターネットで入手できます。

「県税のページ」(<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>)にアクセスしていただくと、「申請書ダウンロード」がありますのでぜひご利用ください。

○交付手数料

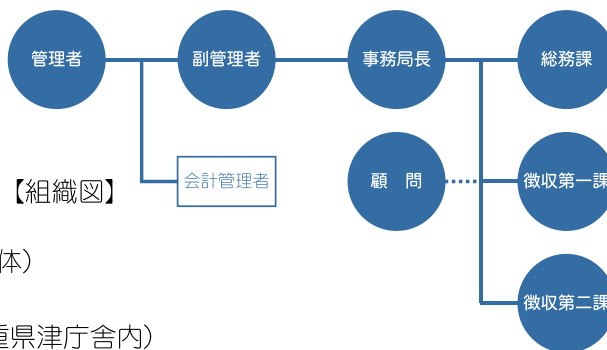
交付手数料が必要なものについては、手数料分の三重県収入証紙又は郵便小為替(ゆうちょ銀行の本支店しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で購入できます。)を同封してください。

○返信用封筒

郵送先のご住所、お名前を記入の上、返信用切手を貼ってください。

三重地方税管理回収機構の概要

市町と県の連携による全県的な徴収組織



名 称: 三重地方税管理回収機構(特別地方公共団体)

設 立: 平成 16 年 4 月 1 日

所在地: 〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34(三重県津庁舎内)

電 話: 徴収第一課 059-213-7355 徴収第二課 059-253-5224

F A X: 059-213-7344

E-mail: kaisyu@zei-kikou.jp ホームページアドレス: <https://www.zei-kikou.jp/>

機構設立の目的

- 市町村税の徴収体制を強化するため、県内の市町が県域を対象とする広域的組織を設立し、税の公平性の確保と滞納額の縮減を図る。
- 広域的組織の活動をととして、地方税の徴収体制における市町・県・機構の連携を強化し、納税秩序の確立と県民が自主納税する社会の実現をめざす。



三重地方税管理回収機構の概要

組織の基本的性格

市町村税・個人県民税徴収のための広域的組織	県内市町加入の一部事務組合	市町村税徴収のバックアップ機関
	県からの支援	滞納処分を前提に滞納整理
活 動	組織体制	運 営
単独処理困難な事案の処理促進	市町、県からの派遣職員等で構成	年間2000件程度を処理
迅速、広範な財産調査		津市に事務所を設置
速やかな滞納処分着手	顧問として国税OB、弁護士等を配置	運営経費を応益により負担
執行停止・欠損処分の適否判断		単年度による健全経営
差押え財産の公売	組織改編に柔軟に対応	
徴収実務の知識・ノウハウの蓄積		



めざす効果

滞納額の縮減	未処理案件の整理促進	徴収ノウハウ・技術のフィードバック
県域全体の徴収業務のレベルアップ	徴収体制における市町・県・機構の連携強化	納税モラルの向上など地方税全体への波及効果

毎日の暮らしの中には、「わからない」「納得できない」ことが意外にたくさんあるものです。そんなとき、誰かにちょっと聞くことで解決できることもたくさんあります。税金について疑問に思うことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

県税についてのお問い合わせ先 (県税事務所、自動車税事務所、税務企画課、税収確保課)

相談日及び窓口開設時間 月～金(ただし、祝日、年末年始の休日を除く)
8:30～17:00

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	所管区域
桑名県税事務所	511-8567	桑名市中央町5丁目71	0594-24-3611 ～ 3613	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市県税事務所	510-8511	四日市市新正4丁目21-5	059-352-0572・0573・ 0575 ～ 0578	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿県税事務所	513-0809	鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8660 ～ 8662	鈴鹿市、亀山市
津総合県税事務所	514-8567	津市桜橋3丁目446-34	059-223-5020・5021・ 5023・5024 5026・5028	津市
松阪県税事務所	515-0011	松阪市高町138	0598-50-0509 ～ 0511	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢県税事務所	516-8566	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5124・5125・ 5127・5129・ 5132	伊勢市、鳥羽市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀県税事務所	518-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8020・8024	名張市、伊賀市
紀州県税事務所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3414・3417 3419	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
自動車税事務所	514-0303	津市雲出長常町字六ノ割1190-1	059-253-8056・8057	県内全域
総務部税務企画課	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2127	—
総務部税収確保課	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2128・2131	—

法人県民税・法人事業税の課税業務についてのお問い合わせ先

法人所在地により県内8県税事務所で行っていた法人県民税・法人事業税の課税業務、津総合県税事務所で行っていた外形標準課税業務は、令和5年4月から「四日市県税事務所」及び「津総合県税事務所」の2事務所で行っています。

令和5年4月から	法人所在地	令和5年3月まで
四日市県税事務所 法人課税課 〒510-8511 四日市市新正4-21-5 ☎059-352-0578	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町	桑名県税事務所
	四日市市、菰野町、朝日町、川越町	四日市県税事務所
	鈴鹿市、亀山市	鈴鹿県税事務所
津総合県税事務所 法人課税課 〒514-8567 津市桜橋3-446-34 ☎059-223-5028	津市	津総合県税事務所
	松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪県税事務所
	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町	伊勢県税事務所
	名張市、伊賀市	伊賀県税事務所
	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町	紀州県税事務所
外形標準課税対象法人についても、 法人所在地により、上記どちらかの事務所		津総合県税事務所 法人調査課

国税についてのお問い合わせ先(税務署)

署 名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
津	514-8545	津市桜橋二丁目99番地	059-228-3131	津市
四日市	510-8557	四日市市西浦二丁目2番8号	059-352-3141	四日市市、三重郡
伊 勢	516-8511	伊勢市岩渕一丁目2番24号	0596-28-3191	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
松 阪	515-8550	松阪市高町493番地6（松阪合同庁舎）	0598-52-3021	松阪市、多気郡
桑 名	511-8510	桑名市江場7番地6	0594-22-5121	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡
上 野	518-0836	伊賀市緑ヶ丘本町1680番地	0595-21-0950	名張市、伊賀市
鈴 鹿	513-0801	鈴鹿市神戸九丁目24番45号	059-382-0351	鈴鹿市、亀山市
尾 鷲	519-3694	尾鷲市末広町1番30号	0597-22-2222	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

国税に関する一般的なご相談は 電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。

Step 1

お近くの税務署へ電話をかけます

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：00

※電話番号は上記をご覧ください

Step 2

音声案内に従い **1** 番を選択

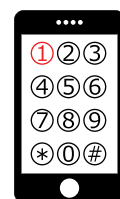
1 電話相談センター

2 税務署からのお尋ね・税務署での面接相談の事前予約等

3 インボイス・消費税軽減税率制度についてのご相談等

（フリーダイヤルもご利用いただけます
〈電話番号〉0120-205-553）

（注）所得税等の確定申告期は、0番に確定申告に関するご相談等が追加されます。



Step 3

音声案内に従い相談内容を選択

1 所得税

4 法人税

2 源泉所得税・年末調整・支払調書

5 消費税・印紙税

3 譲渡所得・相続税・贈与税・財産評価

6 その他

市町村税についてのお問い合わせ先(市役所・町役場)

市 町	郵便番号	所在地	担 当	電話番号
津 市	514-8611	津市西丸之内23-1	市民税課	059-229-3130
			資産税課	059-229-3132
			収税課	059-229-3135
	514-1192	津市久居新町 3006	資産税課分室 (久居総合支所内)	059-255-8826
			久居総合支所市民課 市民担当	059-255-8824
	510-0392	津市河芸町浜田 808	河芸総合支所市民福祉課 市民担当	059-244-1702
	514-2292	津市芸濃町棕本 6141-1	芸濃総合支所市民福祉課 市民担当	059-266-2513
	514-2192	津市美里町三郷 48-1	美里総合支所市民福祉課 市民担当	059-279-8113
	514-2393	津市安濃町東観音寺 483	安濃総合支所市民福祉課 市民担当	059-268-5514
	514-0392	津市香良洲町 1878	香良洲総合支所市民福祉課 市民担当	059-292-4301
	515-2516	津市一志町田尻 593-2	一志総合支所市民福祉課 市民担当	059-293-3002
	515-2693	津市白山町川口 892	白山総合支所市民福祉課 市民担当	059-262-7013
	515-3421	津市美杉町八知 5580-2	美杉総合支所市民福祉課 市民担当	059-272-8083
四日市市	510-8601	四日市市諏訪町 1-5	市民税課	059-354-8131
			資産税課	059-354-8134
			収納推進課	059-354-8141
伊勢市	516-8601	伊勢市岩渕 1-7-29	課税課	0596-21-5530 ~ 5534
			収納推進課	0596-21-5536・ 5537・ 5718
松阪市	515-8515	松阪市殿町 1340-1	市民税課	0598-53-4027
			資産税課	0598-53-4033
			収納課	0598-53-4023
	515-2324	松阪市嬉野町 1434	嬉野地域振興局地域住民課	0598-48-3805
	515-2112	松阪市曾原町 872	三雲地域振興局地域住民課	0598-56-7908
	515-1411	松阪市飯南町粥見 3950	飯南地域振興局地域住民課	0598-32-2510
	515-1592	松阪市飯高町宮前 180	飯高地域振興局地域住民課	0598-46-7113

市 町		郵便番号	所在地	担 当	電話番号
桑名市		511-8601	桑名市中央町 2-37	税務課	0594-24-1149
				債権管理課	0594-24-1151
鈴鹿市		513-8701	鈴鹿市神戸 1-18-18	納税課	059-382-9008
				市民税課	059-382-9006
				資産税課	059-382-9007
名張市		518-0492	名張市鴻之台 1 番町 1	課税室（市民税担当）	0595-63-7429
				課税室（資産税担当）	0595-63-7437
				収納室	0595-63-7439
尾鷲市		519-3696	尾鷲市中央町 10-43	税務課	0597-23-8171
亀山市		519-0195	亀山市本丸町 577	税務課市民税グループ	0595-84-5011
				税務課資産税グループ	0595-84-5010
				税務課収納対策グループ	0595-84-5009
鳥羽市		517-0011	鳥羽市鳥羽 3-1-1	税務課	0599-25-1131
熊野市		519-4392	熊野市井戸町 796	税務課	0597-89-4111(代)
いなべ市		511-0498	いなべ市北勢町阿下喜 31	納税課	0594-86-7793
				市民税課	0594-86-7794
				資産税課	0594-86-7795
志摩市		517-0592	志摩市阿児町鵜方 3098-22	課税課	0599-44-0211
				収税課	0599-44-0212
伊賀市		518-8501	伊賀市四十九町 3184	収税課	0595-22-9612
				課税課資産税係	0595-22-9614
				課税課市民税係	0595-22-9613
桑名郡	木曾岬町	498-8503	木曾岬町大字西対海地 251	税務課	0567-68-6102
員弁郡	東員町	511-0295	東員町大字山田 1600	税務課	0594-86-2801
三重郡	菰野町	510-1292	菰野町大字潤田 1250	税務課	059-391-1115
	朝日町	510-8522	朝日町大字小向 893	税務課	059-377-5655
	川越町	510-8588	川越町大字豊田一色 280	税務課	059-366-7114
多気郡	多気町	519-2181	多気町相可 1600	税務課	0598-38-1112
		519-2215	多気町朝柄 3127	勢和振興事務所住民生活係	0598-49-4512
	明和町	515-0332	明和町大字馬之上 945	税務課住民税係・固定資産税係	0596-52-7113
				税務課収納対策係	0596-52-7143
	大台町	519-2404	大台町佐原 750	税務課	0598-82-3784
度会郡	玉城町	519-0495	玉城町田丸 114-2	税務住民課	0596-58-8201
	度会町	516-2195	度会町棚橋 1215-1	税務住民課	0596-62-2414
	大紀町	519-2703	大紀町滝原 1610-1	税務課	0598-86-2215
	南伊勢町	516-0194	南伊勢町五ヶ所浦 3057	税務住民課	0599-66-1112
北牟婁郡	紀北町	519-3292	紀北町東長島 769-1	税務課	0597-46-3118
		519-3492	紀北町相賀 495-8	海山総合支所住民室 税務係	0597-32-3902
南牟婁郡	御浜町	519-5292	御浜町大字阿田和 6120-1	税務課	05979-3-0510
	紀宝町	519-5701	紀宝町鵜殿 324	税務住民課	0735-33-0337

三重県総務部 税務企画課／税収確保課

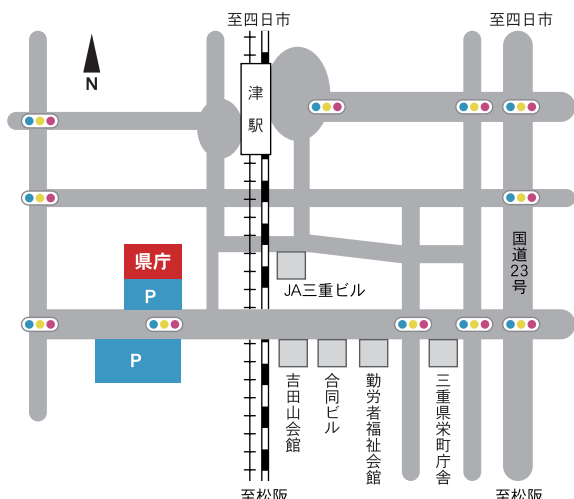
〒514-8570

津市広明町13番地(県庁3F)

TEL 059(224)2127(税務企画課)

2128・2131(税収確保課)

FAX 059(224)4321

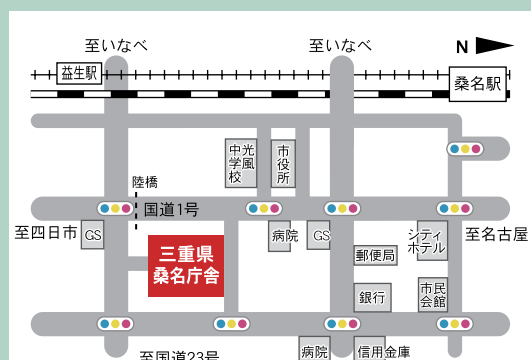


桑名県税事務所

〒511-8567 桑名市中央町5丁目71(桑名庁舎1F)

TEL 0594(24)3611～3613

FAX 0594(24)3691

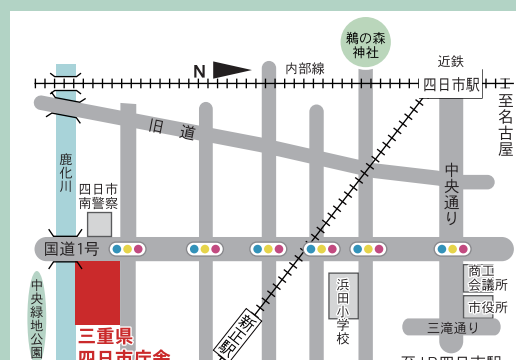


四日市県税事務所

〒510-8511 四日市市新正4丁目21-5(四日市庁舎1F)

TEL 059(352)0572・0573・0575～0578

FAX 059(352)0579

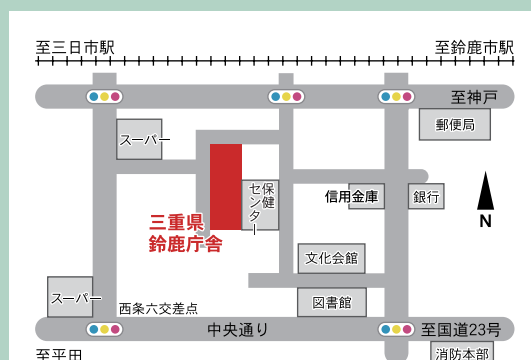


鈴鹿県税事務所

〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117(鈴鹿庁舎1F)

TEL 059(382)8660～8662

FAX 059(382)8663

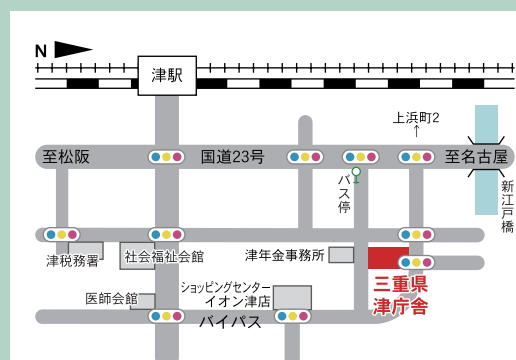


津総合県税事務所

〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34(津庁舎1F)

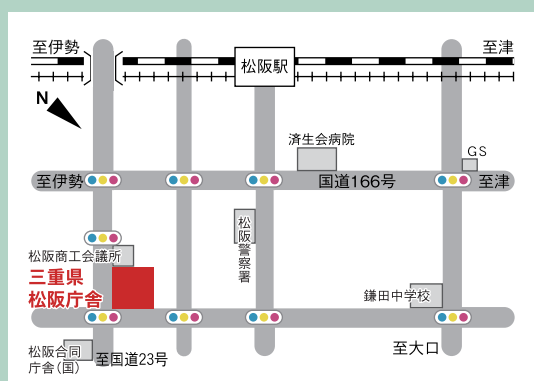
TEL 059(223)5020・5021・5023・5024・5026・5028

FAX 059(223)4013



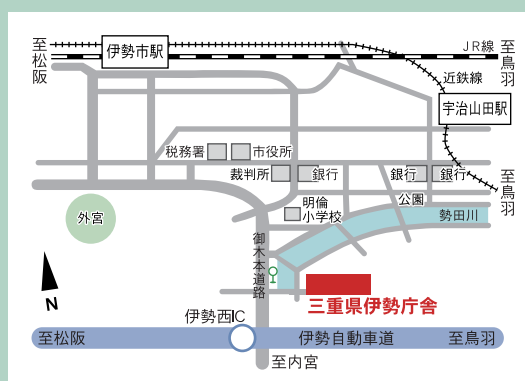
松阪県税事務所

〒515-0011 松阪市高町 138(松阪庁舎 1F)
TEL 0598(50)0509～0511
FAX 0598(50)0619



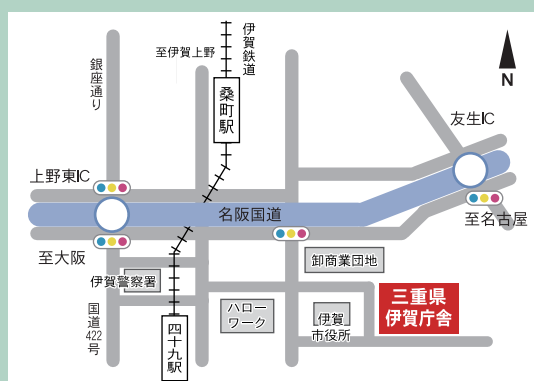
伊勢県税事務所

〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2(伊勢庁舎 1F)
TEL 0596(27)5124・5125・5127・5129・5132
FAX 0596(27)5252



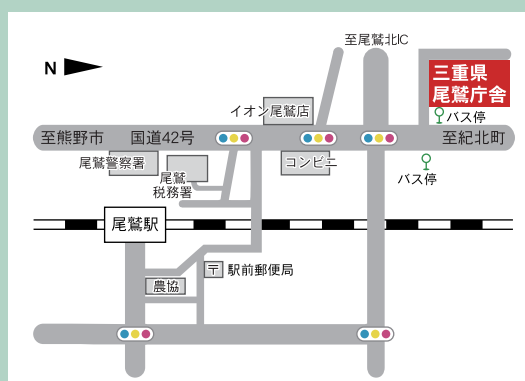
伊賀県税事務所

〒518-8533 伊賀市四十九町 2802(伊賀庁舎 1F)
TEL 0595(24)8020・8024
FAX 0595(24)8033



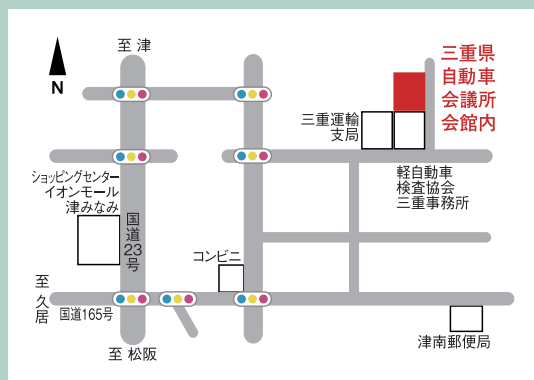
紀州県税事務所

〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1(尾鷲庁舎 1F)
TEL 0597(23)3414・3417・3419
FAX 0597(23)3423

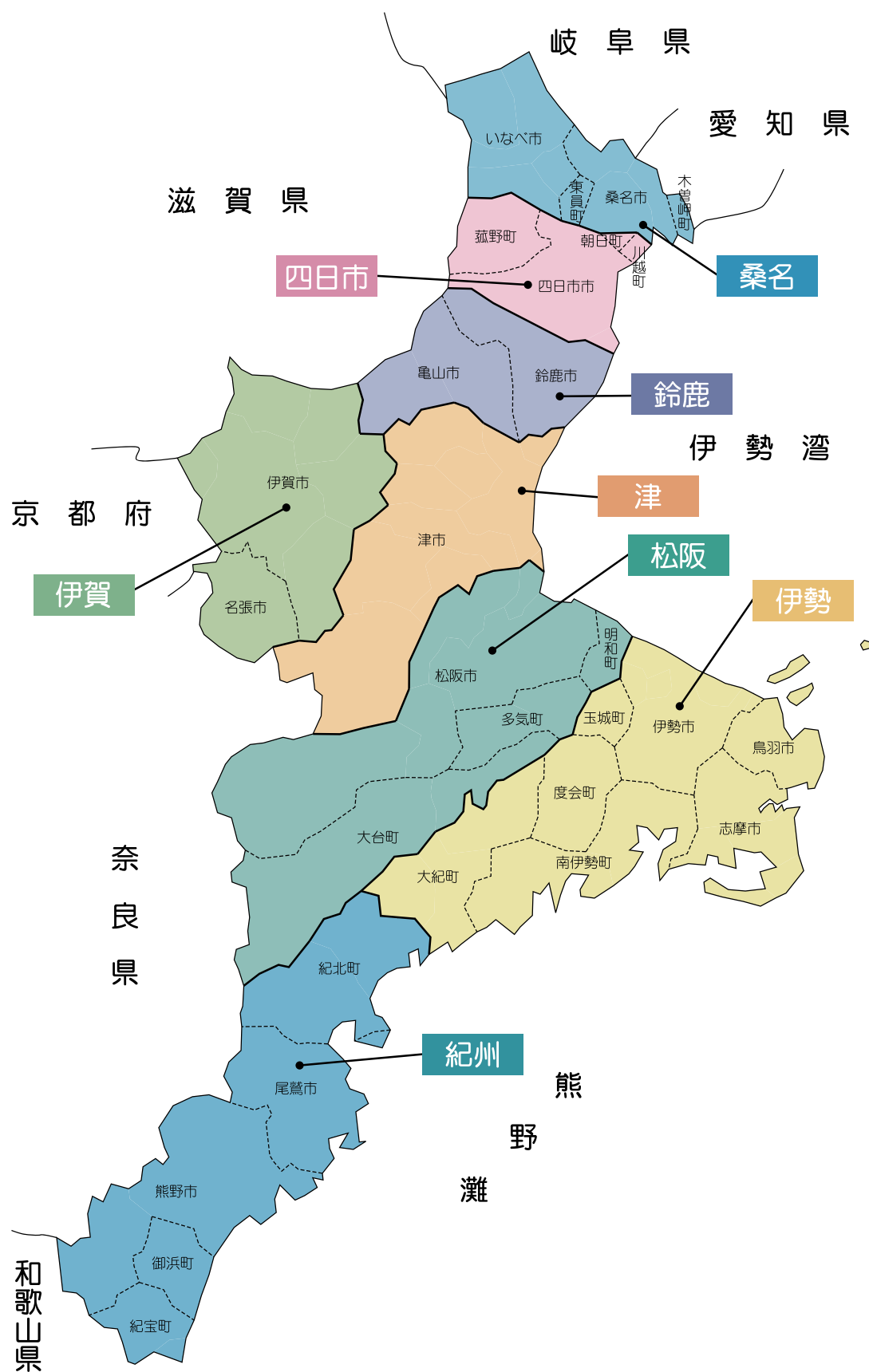


自動車税事務所

〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割 1190-1
(三重県自動車会議所会館内)
TEL 059(253)8056・8057 FAX 059(253)8058



県税事務所管轄区域図



くらしと県税

令和5年8月発行

三重県総務部

税務企画課

(〒514-8570) 津市広明町13番地

電話 059-224-2127

E-mail zeimu@pref.mie.lg.jp

くらしと県税（正誤表を含む）は県のホームページに掲載しています。

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/000121640.htm>



